

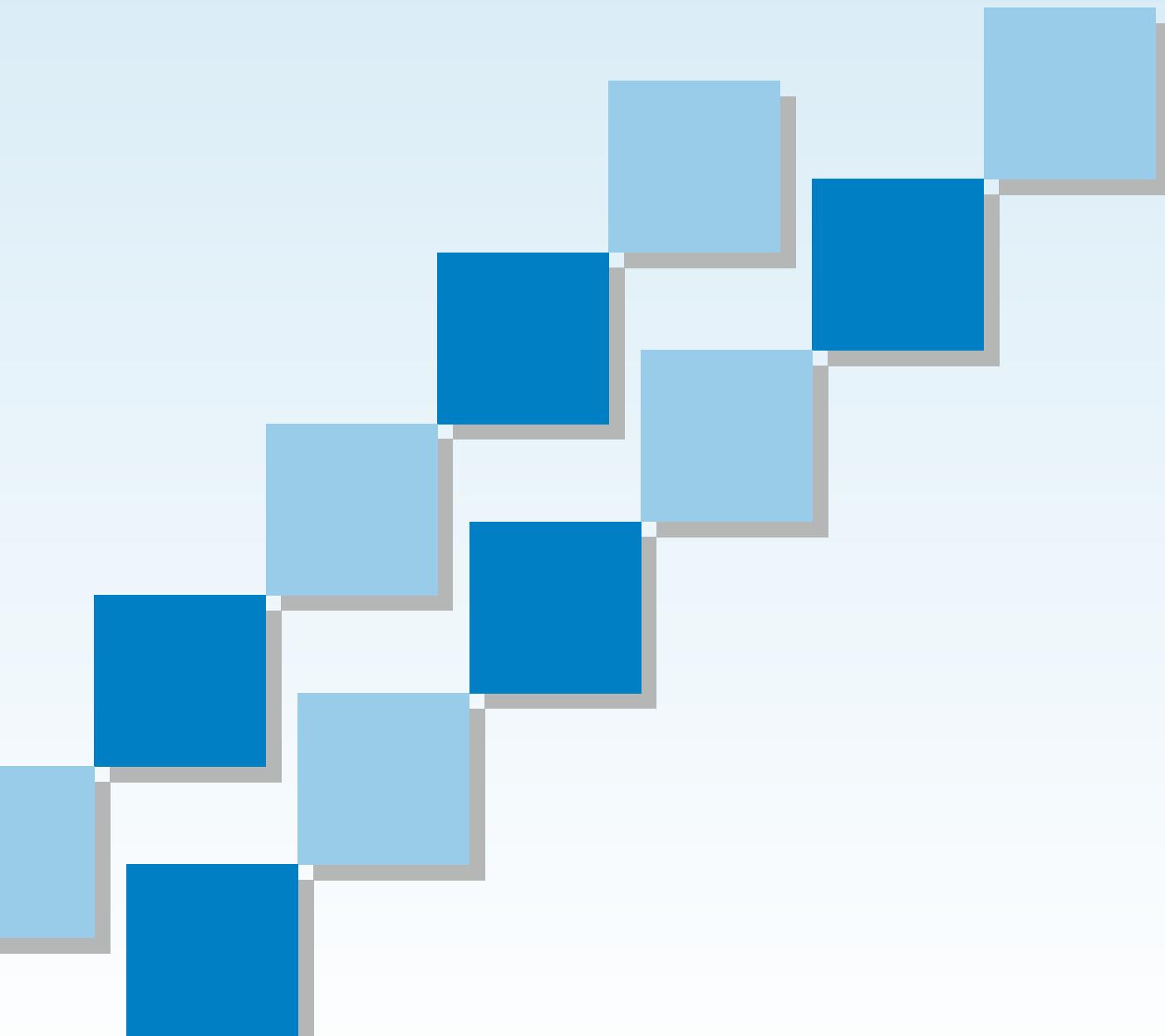
調布市障害者総合計画

—調布市障害者計画—

(平成24年度～平成29年度)

—調布市障害福祉計画(第3期)—

(平成24年度～平成26年度)



調布市

この計画書の巻末には、SPコードを付した本計画の概要版を綴じ込んでいます。
SPコードとは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機が音声に変換し、文
章内容を読み上げるものです。

はじめに



障害者自立支援法が平成18年4月に施行されて以来、障害福祉分野を取り巻く環境は著しく変化しております。

調布市では、障害者の地域生活を支えるしくみづくりを目的として定めた「調布市障害者計画（平成18年度～平成23年度）」と「第2期調布市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」がともに平成23年度で満了を迎えます。この間、「その人らしい自立した生活の充実」を障害者施策推進の基本的考え方方に据え、一人ひとりが地域で生活するために必要な支援を提供できるよう施策展開を図ってまいりました。

今回の改定では、「障害者計画」と「障害福祉計画」を「調布市障害者総合計画」として一本化し、より総合的に障害福祉施策の推進を図ることにいたしました。内容の検討にあたりましては当事者、市民公募委員、学識経験者、障害福祉サービス事業者等で構成される調布市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会を設置し、2年間にわたり、熱心なご審議をいただきました。その中で、国や東京都の計画に関する指針を踏まえながら、障害者へのニーズ調査や関係機関等へのヒアリング調査をもとに、市の実情に応じた福祉施策の展開が盛り込まれた計画を取りまとめていただきましたことに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

現在もなお、障害者自立支援法の見直しについて、国で議論が続けられているところであり、制度改正が度々行われております。調布市では、目指すべき障害者福祉のあり方を本計画に位置づけ、障害者の方々が地域で自立した生活をするために必要な支援が提供できるよう施策を展開してまいります。今後とも市民の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

調布市長 長友貴樹

<目 次>

第1章 計画策定の趣旨 ······	3
1 計画策定の背景 ······	3
(1) 調布市における障害者支援の取組 ······	3
(2) 障害者福祉制度改革の動向 ······	3
(3) 調布市の障害者施策推進の課題 ······	4
2 計画策定の目的 ······	5
第2章 計画の性格 ······	7
1 計画の位置づけ ······	7
2 計画の期間 ······	8
第3章 障害者施策の理念・基本的考え方 ······	9
1 障害者施策の理念 ······	9
2 障害者施策推進の基本的考え方 ······	10
第4章 事業計画 一施策の展開一 ······	11
<施策の体系> ······	12
1 障害のある方と家庭への地域生活の支援 ······	13
<ライフステージ全体にかかる施策>	
(1) 相談支援体制の強化 ······	13
(2) 健康づくりの推進 ······	21
<主に乳幼児期・学齢期にかかる施策>	
(3) 発達相談・早期療育体制の強化 ······	25
(4) 就学前の支援の充実 ······	30
(5) 児童・生徒への教育 ······	36
(6) 放課後等（地域生活）の支援の充実 ······	41
<主に成人期・高齢期にかかる施策>	
(7) 住まいの整備 ······	48
(8) 活動・学習等の場の整備 ······	54
(9) 働くことへの支援 ······	61
(10) 高齢期の支援の充実 ······	66

2 地域の環境づくり	69
(1) 情報提供体制の強化	69
(2) 移動手段の整備	75
(3) 安全・安心のまちづくりの推進	79
(4) 理解と交流の推進	86
(5) 当事者の参画の推進	90
(6) 人材の育成・地域ネットワークづくり	94
(7) 権利擁護・苦情対応	102
(8) 計画の推進・評価	108
3 福祉サービス等の充実	111

第5章 サービス見込み量と目標値（第3期調布市障害福祉計画部分）

<第3期計画におけるサービス見込み量・目標値の設定の考え方> 115

1 サービス見込み量	116
(1) 訪問系サービス	116
(2) 日中活動系サービス	119
(3) 居住系サービス	122
(4) 相談支援	125
(5) 児童福祉法にもとづくサービス	127
(6) 地域生活支援事業	130
2 目標値	138
(1) 施設入所・入院から地域生活への移行促進	139
(2) 福祉施設から一般就労への移行等	141
あとがき	143

資料

1 障害福祉関連基本データ	146
2 検討体制	151
3 実施要領等（策定委員会、プロジェクトチーム）	158
4 施設一覧	161
5 調布市障害福祉計画（第3期）主なサービスの見込み量一覧	164

調布市障害者総合計画の概要（S Pコード版・綴じ込み）

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 調布市における障害者支援の取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していくよう、市内に暮らす障害者の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

- 「はーとふるぶらんちょうふ」の策定（平成13年度～18年度）
- 「調布市障害者計画」の策定（平成18年度～23年度）
- 「障害福祉計画」の策定（第1期：平成18～20年度、第2期：平成21～23年度）
→障害者自立支援法の施行に伴い、福祉サービスの計画的基盤整備の必要性から策定

(2) 障害者福祉制度改革の動向

他方、今日、国において障害者福祉の抜本的な制度改革を進めている状況にあり、めまぐるしい制度改革のただ中にあります。

- 障害者権利条約^(※)の締結に必要な国内法整備等、我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置（平成21年12月）
- 国の障害者施策の基本方針である障害者基本法の改正（平成23年8月）
- 障害者自立支援法の改正が検討されており（平成24年3月現在国会審議中）、障害者総合支援法の施行が予定（平成25年4月）^(※)
- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、新法の成立を待たずに、障害者自立支援法等が改正
(公布日である平成22年12月より段階的に施行)
- 障害者虐待防止法が成立（平成24年10月施行）
- 障害者差別禁止法案が国会に提出予定（平成25年）

(※) 障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを定めた条約。平成18年に国連で採択されました。

(※) 国は平成24年3月に、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出しました。ここでは「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」として改正することが規定されています。

(3) 調布市の障害者施策推進の課題

このような国の制度改革が進む中で、現行計画（障害者計画、第2期障害福祉計画）が平成23年度をもって計画期間の満了を迎えることから、平成22年度より、次期計画の策定に向けて検討を開始しました。

平成22年度には、調布市における障害者施策推進の課題を、市の実施事業の評価、関係機関へのヒアリング、市民福祉ニーズ調査の結果等をもとに、下記のように整理しました。なお、この課題の整理にあたっては、調布市障害者地域自立支援協議会からの報告も踏まえています。

- 地域における相談支援体制の充実
(夜間や休日の緊急時の体制)
- 障害の早期発見と早期対応・支援のあり方
(保護者や家庭をどのように支援していくのか)
- 学齢期の子どもの放課後等における地域活動の支援の方向
- 働くことについての支援の充実
(作業所の工賃アップ、働く場の拡充)
- 本人や家族の高齢化への対応
(ケアホームなどの居住の場の整備)
- 高次脳機能障害や発達障害への支援の推進
- 市民全体が暮らしやすい社会づくり
(理解と交流のひろがり、差別を生まない社会づくり、まちづくりの視点の中への障害者支援の視点の位置づけ)
- 安全・安心な生活環境づくり
(災害時の対応)
- 権利擁護体制の充実
- 必要な支援人材の計画的な育成

(参考) ヒアリング実施先

(領域)	(機関・企業等)
子どもの支援	教育委員会、特別支援学校、特別支援学級、保育園、学童クラブ
福祉サービス	障害福祉サービス（介護保険サービスも含む。）提供事業者
移動	バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者
住まい	グループホーム運営事業者
就労（日中活動）	特例子会社、一般企業
社会教育施設	公民館、体育館
商業施設	大型スーパーマーケット
緊急時	消防署

2 計画策定の目的

前述のように、国の制度改革の動向が不透明な中でも、改めて、調布市の実情や、社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布市で暮らして良かった」と実感できる社会づくりをめざすことを目的とします。

そのため、市の障害者施策の基本的指針となる障害者計画と、障害福祉サービスの見込み量とその基盤整備の方向性を定める障害福祉計画を「調布市障害者総合計画」として一体的に策定し、総合的な障害者施策を推進します。

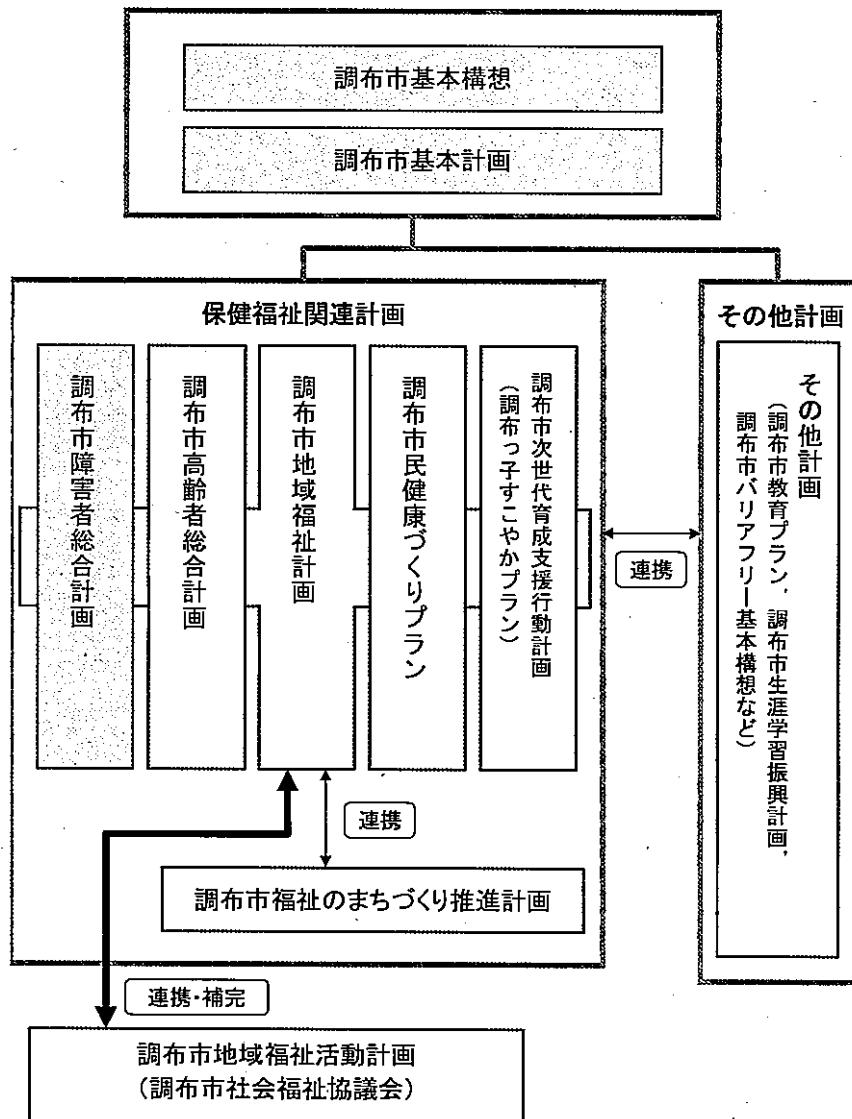
第2章 計画の性格

1 計画の位置づけ

調布市障害者総合計画は、以下の2つの計画から構成されます。調布市障害者総合計画は、この2つの計画を一体化して策定します。また、市の基本計画や他の福祉関連計画と整合性を図ります（イメージ図を参照）。

障害者計画	障害者基本法第11条第3項に定められた市町村障害者計画として策定します。
障害福祉計画	障害者自立支援法第88条第1項に定められた市町村障害福祉計画として策定します。

■ 調布市の他の計画との関係イメージ図



2 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりです。ただし、国は平成24年3月に、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出し、新たな制度体系の整備に向けて動き出しています。本計画の計画期間中に本計画の内容等を見直すことも想定されます。



コラム ①



調布市障害者総合計画の「当事者」とは？ 計画は誰のためのもの？

改正された障害者基本法によると、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」方とされています。

となると、本計画の「当事者」とは、第一義的にはここに定義された方となりましょう。しかし、障害のある方が心身機能の障害ゆえに何らかの不便さ・生活のしづらさを生じているとすれば、もしかすると、それは障害のない方にとっても、同じ様に、さまざまな「生活のしづらさ」が生じているかもしれません。例えば、道路の段差、トイレの使い勝手のような設備の面、あるいは人とコミュニケーションをとることの困難さ、情報を得ることの難しさ、さらに日々の健康管理・・・等々。

まさに障害の分野から地域を見直し、生活上の課題を洗い出すことが、結果的には障害のある方はもちろん、調布市民一人ひとりの生活の質の向上につながるのでないでしょうか。

そういう意味で、すべての調布市民が本計画のいわば「当事者」であるということがこの計画の大きなベースになっています。まさに本計画では、市民一人ひとりが主人公となりうるといえましょう。

第3章 障害者施策の理念・基本的考え方

障害者施策を推進していくにあたって、その推進の目標（ゴール）となる「あるべき姿（理念）」や施策推進の考え方を、次のように定めます。これは前障害者計画を継承しています。

1 障害者施策の理念

ノーマライゼーション^(※)と社会参加の推進

市民一人ひとりが、尊重され、社会・経済・文化活動などあらゆる分野の社会活動において、参加や利便が配慮されている地域社会の実現を図ります。

権利の擁護

市民一人ひとりが、生きがいを持っていきいきと健康に暮らし、社会の役にたちたい、楽しいことをしたいなど主体的な生活者としてさまざまな要求をもち、その実現を望むことを基本的な権利として擁護します。

自己決定の尊重と選択性の保障

自分の暮らし方やその人生のありようを自らが決める、いわゆる自己決定の権利を最大限に尊重します。またこれを実現するためには、決定するための多様な選択肢が用意されていることが重要であり、そのうえで、本人自身が望むサービスを選択し、決定することができるよう支援します。

生活の質の向上を図るサービスの確保

人が、その人生をより豊かに、充実したものとするためには、安全、快適、人間らしさなど一人ひとりの生活の質が問われます。市民一人ひとりが豊かさを実感できるよう、公的なサービスだけでなく、企業やボランティア等、多様なサービスを総合的かつ効率的に提供できる体制の構築を図ります。

(※) ノーマライゼーションの理念は1950年代に北欧で提唱された考え方で、障害のある方、高齢者や児童など、なんらかの支援を要する人たちが、地域の中でともに生きていく社会があたりまえの社会であるという理念をいいます。

2 障害者施策推進の基本的考え方

「その人らしい自立した生活の充実」

障害の種別や程度に関わらず、その人にとってかけがえのない人生を、自らがその主人公として、地域社会の人々とともに暮らす中で、充実させていくことを意味します。

▶ 視点1 一人ひとりのニーズに応じた支援

人は皆、それぞれ違う生活スタイルや価値観を持っており、多様な個性を持った存在です。その人にとっての適切な支援を追求していかなければなりません。またニーズとは、他の誰でもない利用者本人のニーズを出発点とすることが重要です。

▶ 視点2 どのライフステージにも対応した生涯支援

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階でも、その人にとっての適切な支援を展開していかなければなりません。一人ひとりのかけがえのない人生を支えていくためには、特に、ライフステージの転換のときに、もれなく制度の切れ目がないように（シームレスに）、しっかりと支えていくことを基本に、さまざまな施策を展開します。もちろん、乳幼児期からの障害だけではなく、ライフステージのどの段階で障害を持った場合（中途障害）でも、その生涯支援を考えていく視点を持ちます。

▶ 視点3 ともに暮らす地域社会の実現

市民全体が、互いの人格と個性を尊重しあう社会を構築していかなければなりません。今日の世界的な動向として、「生活のしづらさ」をもたらす大きな要因に「社会的な障壁^(※)」の存在があることが着目されています。それは段差などの物理的な障壁だけではなく、文化・情報面での障壁、意識上の障壁（心の壁）等、ハード・ソフト合わせた障壁です。このような環境によっても「障害」が発生するのであれば、まさに「地域の環境づくり」が重要となります。「まちが変わる、人と人がふれあう」、これを障害者施策推進の大きな方向性とします。

(※) 改正された障害者基本法では、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」とされます。また法では、社会的障壁の除去について、「必要かつ合理的な配慮」がなされることを求めていました。

なお「合理的配慮」とは難しい概念ですが、例えば「障害者の権利に関する条約」の外務省仮訳によれば、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされます。

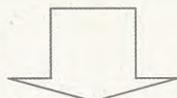
第4章 事業計画 ー施策の展開ー

本章では、第3章で述べた障害者施策の理念・基本的考え方を受けて、各施策の基本的方向性と事業計画を説明します。

施策の体系については、次の基本的視点から構築しています。

【施策体系の基本的視点】

- 現行の計画の理念や基本的考え方を継承する。
- 本人（当事者）を中心とした視点を重視し、「その人らしい自立」を支える。
- ライフステージのどの段階においても、「その人らしい自立」を支えていく視点をもつ。
- 改正された障害者基本法でうたわれている、「環境整備」の視点を重視する。なお法では「社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）」の「除去」について「必要かつ合理的な配慮」がなされることを求めています。



施策体系は、具体的に、以下の3つの柱からなります。

I 障害のある方と家庭への地域生活の支援

どのライフステージの段階でも、「その人らしい自立」を支えていくことを明確にします。そこで、「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類して、各ライフステージに対応した施策を展開します。また「本人」だけではなく「家庭」も支えていく視点をもちます。

II 地域の環境づくり

一人ひとりの生活を支えるため、「生活のしづらさ」をもたらす大きな要因である「社会的な障壁」の「除去」に着目します。「地域の環境づくり」により、「まちが変わる、人と人がふれあう」調布をつくっていきます。

III 福祉サービス等の充実

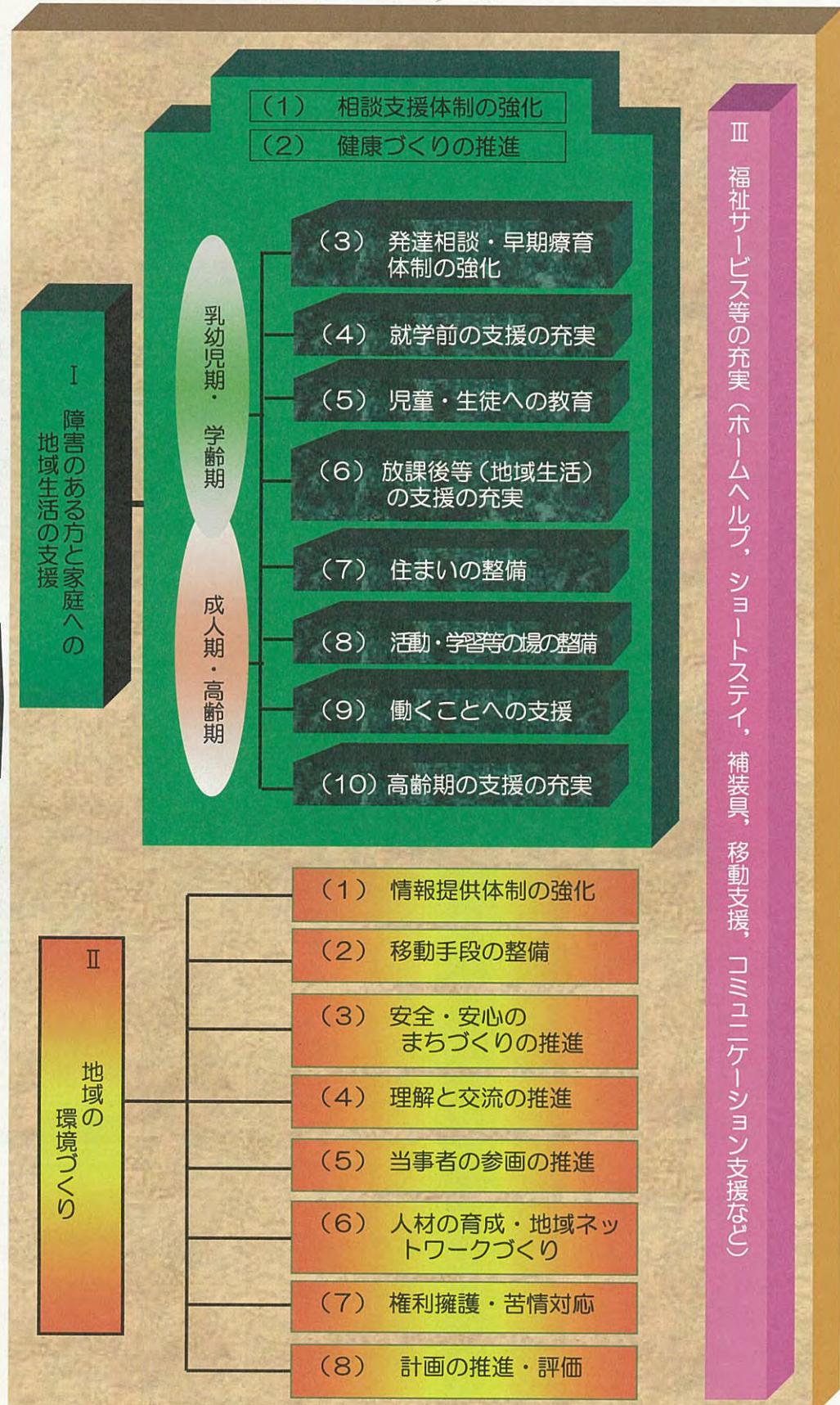
上記のI・IIに関わる福祉サービスを展開します。（これは障害福祉計画部分に対応します。）

＜施策の体系＞

理念

基本的考え方

施策分野



1 障害のある方と家庭への地域生活の支援

◆ライフステージ全体にかかる施策◆

(1) 相談支援体制の強化

【基本的方向性】

- 障害のある方とその家庭の多様なニーズ、位置するライフステージ、取りまく社会的環境等を踏まえ、一人ひとりの実態・ニーズに即した、相談支援の充実を図ります。また、このような多様なニーズに対応するため、地域の関係機関の連携体制を強化します。
- 相談窓口の場所や開設時間、相談内容等を、市民全体に分かりやすく周知します。
- 地域における障害のある方の自立のため、一人ひとりのニーズに応じた情報提供やサービス利用の援助・調整、必要な社会資源の開発等を行うケアマネジメント体制を強化します。
- ライフステージの移行時など、利用できるサービス等の仕組みが変わる際に、利用者が円滑に適切なサービスを利用できるように、関係諸機関が連携し、フォローします。
- 障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるように、緊急時のサポート体制（相談窓口の設置、サービスの調整等）やアウトリーチ支援（訪問）を強化します。
- 当事者相談を充実し、障害のある方の主体的な生活の支援を行います。
- 高次脳機能障害・発達障害^(※)等の新たな障害に関する相談支援体制の充実を図ります（次頁のコラム②③も参照）。

(※) 高次脳機能障害と発達障害に関しては、制度上、障害としての位置づけが不明確であったところ、発達障害については「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月公布）」により、障害者の範囲に含まれることが法律上明示されました。あわせて、高次脳機能障害については専門の法律がないため、大臣告示や通知等で対象であることを明確にしました。


コラム ②
高次脳機能障害とは？

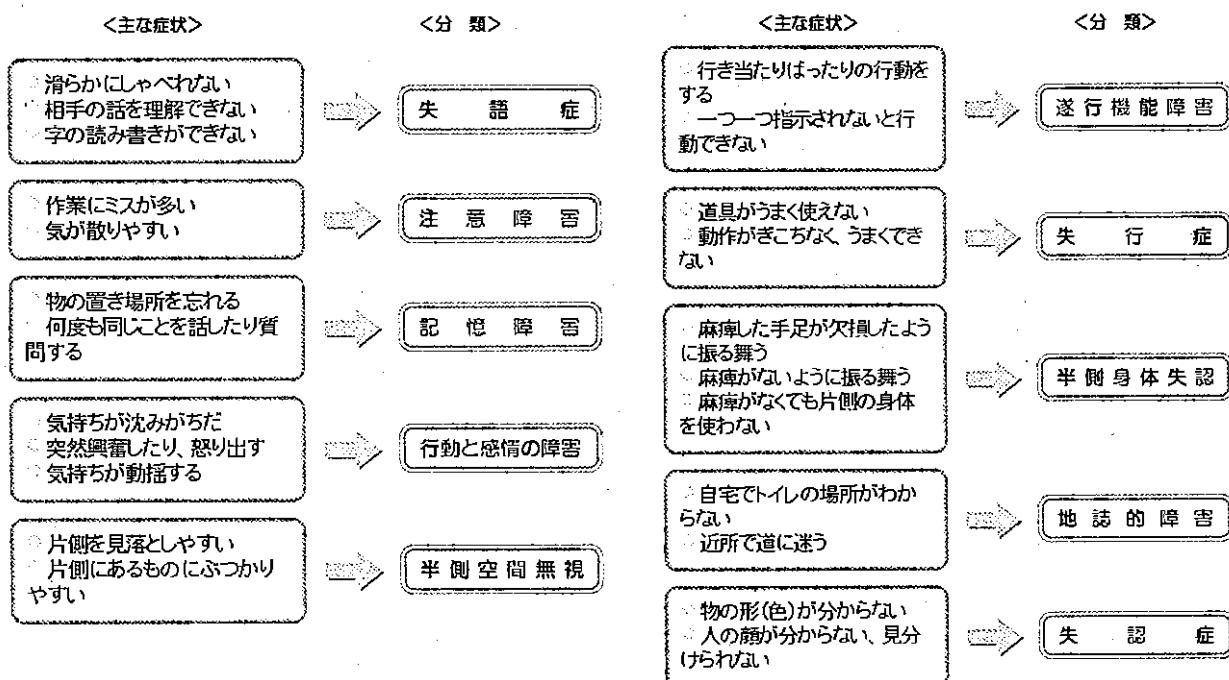
高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいため、周囲の理解が得られにくいと言われています。

高次脳機能障害を真に把握するには、現実の生活面を詳細に観察し、その上で神経心理学的検査などの心理評価や頭部CTやMRIなどの神経放射線学的検査を行うことが大切です。

» 高次脳機能障害が疑われるとき

病気や事故の後、このような症状で困っていませんか？



以上、東京都心身障害者福祉センターの資料・HPより

コラム ③



発達障害とは？

「発達障害」は、身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障害でした。

また、「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性がありますが、従来はその支援体制が十分ではありませんでした。このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行されています。

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

- ◎ 言葉の発達の遅れ
- ◎ コミュニケーションの障害
- ◎ 対人関係・社会性の障害
- ◎ パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを
伴うことも
あります

それぞれの障害の特性

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

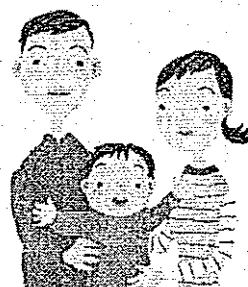
- ◎ 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- ◎ コミュニケーションの障害
- ◎ 対人関係・社会性の障害
- ◎ パターン化した行動、興味・関心のかたより
- ◎ 不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥多動性障害 ADHD

- ◎ 不注意（集中できない）
- ◎ 多動・多弁（じっとしていられない）
- ◎ 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害

- ◎ 「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全般的な知的発達に比べて極端に苦手



これらのタイプのうちどれにあたるのか、実際には障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

以上、厚生労働省の資料・HP より

【事業計画】

<総合的な相談支援体制の構築>

障害のある方の地域生活を、年齢やライフステージで切れ目がないように(シームレスに)支え、一人ひとりが安心した生活が送れるように、総合的な相談支援体制を構築します。

そのため、市内3か所に設置されている指定相談支援事業所(P. 20参照)はもとより、さまざまな関係機関が連携して、障害のある方の多様な生活の各場面に対応した相談支援を展開していきます。

今後設置を予定している「基幹相談支援センター(障害福祉課内)」の役割・機能を踏まえた相談支援のネットワーク構築にも取り組みます。

【拡充】障害者相談支援事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害福祉課と市内3か所の相談支援事業所等がともに連携し、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障害者地域活動支援センタードルチェ(身体障害) 2 障害者地域生活・活動支援センターちょうふだぞう(知的障害) 3 地域生活支援センター希望ヶ丘(精神障害) 	
今後の方向・目標		<p>各関係機関の連携を強め、相談支援専門員の技量の向上を図るとともに、障害当事者を中心とした個別支援会議を開催、自己決定、エンパワメント^(*)の視点を重視し、その人らしい自立にむけた支援を行っていきます。また、サービス等利用計画作成対象者の拡大に対応するための体制を整備します。</p>

【新規】基幹相談支援センター		障害福祉課
事業概要		<p>障害者自立支援法の改正に伴い、新たに市で設置します。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務を実施します。</p>
今後の方向・目標		<p>身近な地域の相談支援事業所で対応できない個別事例への対応をはじめ、地域の相談支援専門員のスーパービジョン^(*)や人材育成、広域的な調整、ネットワーク構築など、実情に応じて実施します。平成24年度設置を予定しています。</p>

(※) エンパワメント(empowerment)：当事者が本来持っている力を引き出し、当事者自身で問題解決ができる方向性のもとで支援をしていくこと。

(※) スーパービジョン(supervision)：専門職としての対人援助技術の向上を図るための指導。

総合福祉センター相談事業		福祉総務課
事業概要	心身に障害のある方及び高齢者の日常生活、福祉サービス、健康等について、専門の相談員と医師が相談に応じます。相談者に対し、適切な助言、指導等を行うことにより、相談者が抱える問題等の解決を図ります。	
今後の方向・目標	心身に障害のある方及び高齢者のための事業として、今後も継続していきます。	

<アウトリーチ（訪問）支援の展開>

障害のある方の地域生活を支援するため、ご本人や介護者の状況に応じて、アウトリーチ（訪問）支援を行います。

あんしんネット（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業）		障害福祉課
事業概要	知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。	
今後の方向・目標	障害者が地域で安心して生活するために、さまざまな視点から地域で支えていく仕組みを検討していきます。	

<身近な地域における相談支援の実施>

身近な地域において、当事者相談や民生委員・児童委員による相談を展開します。

民生委員・児童委員事業		福祉総務課
事業概要	民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の人々の生活状況を把握し、必要な人々に必要な援助を行うこと、地域の人々の生活の向上や地域福祉の向上をめざして関係行政機関と協力してさまざまな社会福祉活動を行うことを役割としています。市には調布市民生児童委員協議会が組織化され、上記のような活動をするため、委員相互の連携や民生委員・児童委員として必要な勉強会など、自己研鑽を行っています。	
今後の方向・目標	今後も障害に関する知識、支援の方法等についての研修を充実する等、支援的役割の向上を図ります。	

身体障害者・知的障害者相談員		障害福祉課
事業概要	市に登録された障害当事者及びその家族が、地域における身近な相談員として更生援護の相談に応じ必要な指導助言を行います。 身体障害者相談員8人、知的障害者相談員4人	
今後の方向・目標	身体障害者・知的障害者相談員が相談に対しての指導助言を行えるよう、今後も継続して、研修を通して相談員の技量の向上を図るとともに、相談員連絡会を開催し、情報の共有を行っていきます。	

＜障害の特性に応じた専門相談の展開＞

発達障害、高次脳機能障害や精神障害のある方への専門的な相談支援を展開します。

こころの健康支援センターの運営（相談）		障害福祉課
事業概要	こころの健康支援センターで、一般相談及び社会復帰相談を行い、精神障害者及び発達障害者の自立及び社会参加支援をすることにより、精神保健福祉の向上を図ります。	
今後の方向・目標	精神障害者の中心的相談支援機関となりえるよう、職員の資質向上に努めながら、関係機関との連携を図り精神障害者及びその家族の相談支援を行います。	

精神保健福祉相談（一般相談）		障害福祉課
事業概要	精神障害者の福祉に関する各般の問題について、障害福祉課、こころの健康支援センター及び希望ヶ丘で障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。専門相談（未治療・治療中断、薬物、アルコール、ひきこもり等）については、東京都の専門機関である保健所と連携し対応していきます。	

高次脳機能障害者相談支援事業		障害福祉課
事業概要	高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センターその他関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進します。	
今後の方向・目標	「高次脳機能障害」の障害についての理解を促進するため、市民向けの講演会やサポート一養成講座等の啓発活動を継続して実施します。	

【新規】発達障害者相談支援事業		障害福祉課
事業概要	発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、社会生活への適応のために必要な訓練や生活支援、就労支援、家族等に対する相談及び助言その他の支援を実施するため、発達障害者に対する相談支援を提供する拠点を整備します。	
今後の方向・目標	相談支援拠点の整備へ向けて、実施主体、設置場所等の検討を進めます。	

精神障害者家族等シェルター事業運営費補助		障害福祉課
事業概要	調布精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保し、相談その他の必要な支援などの応急的な支援活動を行う事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

<地域移行への対応>

入所施設や精神科病院から退所・退院する方が地域で生活する際に、安心して生活を移行できるように、事前の相談から事後のフォローまでを継続的に支援します。

【新規】障害者地域移行促進事業		障害福祉課
事業概要	地域生活への移行を希望する施設利用者とグループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアを行うための事業を実施します。	
今後の方向・目標	本人の意向調査、施設や家族、関係機関との連絡調整、地域生活に必要な社会資源の確保、情報収集、地域生活移行後のアフターケア、その他必要な支援を行います。	

★ 指定相談支援事業所（市内3か所）



～障害があっても地域で安心して暮らすために～

相談支援事業所をご存知ですか

障害者が地域で生活するうえで生じる、日常の不安や困ったことに対してともに考え、その人らしい生活を支援します。

○ 障害者地域活動支援センター ドルチェ

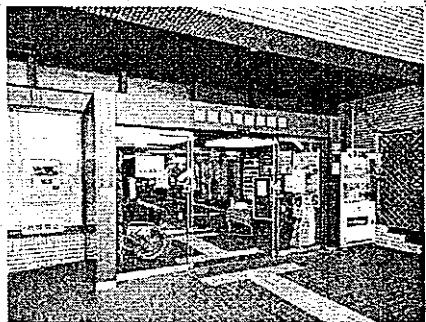
市内にお住まいの身体障害や高次脳機能障害の方々を中心にさまざまな相談に応じています。

(場所) 小島町2-47-1 総合福祉センター内

(時間) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日定休日

(電話) 490-6675 (直通) (FAX) 481-5115



○ 障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだそう

市内にお住まいの知的障害や発達障害の方々を中心に、生活面や就労面の相談に応じています

(場所) 布田2-29-1

(時間) 午前9時～午後7時

※日曜日、祝日定休日

(電話) 487-4552・4655 (FAX) 487-7899



○ 障害者地域生活支援センター 希望ヶ丘

市内にお住まいの精神障害の方々を中心に、その方のペースを尊重しながら相談に応じています。

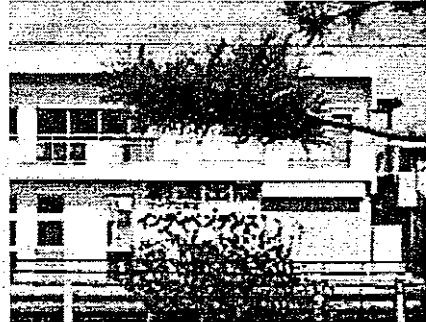
(場所) 菊野台1-24-4

(時間) 午前9時～午後5時

※水・土曜日午前9時～午後8時

※日曜定休日

(電話) 443-9232 (FAX) 481-0766



(2) 健康づくりの推進

【基本的方向性】

- かかりつけ医等の普及促進を医師会等との連携のもとに進め、身近な場所での健康管理と適切な医療の提供により、地域で安心して暮らせるための体制を充実します。
- 障害のある方の高齢化が進展している中で、生活習慣病^(※)やがん等の予防など、健診検査等を通じて、障害のある方の健康維持に努めます。
- 地域の医療機関と連携し、障害の要因となる疾病の予防や早期発見に努めるとともに、障害の重度化や障害のある方の高齢化の中で、二次障害の予防に対応するなど、障害のある方の健康維持のための保健・医療サービスやリハビリテーション^(※)の充実を図ります。
- こころの健康を保つために、健康教育や啓発のための講座を行う等、メンタルヘルス^(※)対策を推進します。また、発達障害や高次脳機能障害に関する普及啓発を行い、障害の早期発見や早期対応につなげます。

(※) 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のことです。

(※) リハビリテーション (rehabilitation)：厚生白書（1981年版）において次の考え方方が示されています。「障害者が一人の人間として、その障害にもかかわらず人間らしく生きることができるようになるための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系であり、単に運動障害の機能回復訓練の分野だけをいうのではない。また、生まれながらの障害者が自己の訓練や社会環境の改善を通じて、行動能力を得たり、社会の一員としての経験を積んだりしていくリハビリテーションもリハビリテーションに含まれるものである。リハビリテーションは通常、身体又は精神の機能回復に着目した医学的リハビリテーション、職業訓練等による就業復帰に着目した職業的リハビリテーション、障害者が社会の一員として十全に活動することを目指す社会的リハビリテーション等の分野がある。これらを貫くものは、障害者の主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の尊重であり、必ずしも就労や経済的自立にとどまるものではないことを理解する必要がある。」

(※) メンタルヘルス (mental health)：心の健康、精神保健。最近は、「心身ともに充実した健康状態をめざそう」という意味で使われることが多いです（厚生労働省HP「こころの耳」より）。

【事業計画】

<地域における医療体制の整備>

市内の医療機関等と連携し、一般の歯科医療機関では受診が困難な障害のある方への歯科診療や、夜間や休日の救急体制を充実する等、地域での安心の生活を支えます。

地域医療の実施		健康推進課
事業概要	1 障害者歯科診療 一般の歯科医療機関では受診が困難な障害者の歯科診療を行っています。 2 夜間・休日救急体制の充実 市内医療機関の輪番制（日曜・祝日の日中）と、調布市休日夜間急诊診療所（土日・祝日の準夜間）において、急病患者のための应急診療事業を実施しています。 3 小児初期救急平日準夜間診療の推進 平日準夜間の小児初期救急診療を調布市と狛江市と共同で、東京慈恵会医科大学附属第三病院内にて実施し、救急医療体制の充実を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

ちょうふ在宅医療相談室との連携		高齢者支援室高齢福祉担当
事業概要	在宅で安心して医療を受けて生活していくために、調布市医師会が平成22年10月から在宅医療に関する相談や往診医の紹介を行っています。調布市はこれを支援しています。	
今後の方向・目標	ちょうふ在宅医療相談室との連携を深めていくとともに、相談室について市民に周知していくきます。	

自立支援医療（精神医療）		障害福祉課
事業概要	精神科通院医療に要する医療費を公費で負担することにより、精神障害者の福祉の増進と精神障害の適正な医療の普及を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

自立支援医療（更生医療）		障害福祉課
事業概要	職業能力を増進し、あるいは日常生活の便宜を増すために、障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いたりする医療給付制度です。	
今後の方向・目標	継続します。	

自立支援医療（育成医療）		障害福祉課
事業概要	18歳未満の児童で、身体に障害を有する方、または、現存する疾患が当該障害または疾患に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる方で、手術等によって障害の改善が見込まれる方に対し医療費の助成を行います。	
今後の方向・目標	平成25年度より都より市へ支給認定申請受付の権限が委譲されます。円滑な移行が行えるよう窓口受付体制を整備します。	

心身障害者（児）医療費の助成		障害福祉課
事業概要	重度の心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

＜健康づくり・予防＞

各種健診や健康相談等を通して、疾病のある方やその危険のある方への保健指導を行い、疾病の早期予防に努めます。またこころの健康支援センターで、定期的に精神保健福祉に関する講演会を行い、市民のメンタルヘルスの向上を図ります。

地域健康相談の推進・健康教育の推進		健康推進課
事業概要	健康づくり、生活習慣病予防を目的に、疾患のある方または危険因子を持つ方に必要な保健指導や健康管理に対する正しい知識の普及を図るために、各種健康教育や健康相談を実施しています。	
今後の方向・目標	継続します。身近な地域で行う出前講座（健康教育・学習）を進めていきます。また、健康情報の発信について点字情報、音声コードの活用に努めます。	

健診・検診の実施		健康推進課
事業概要	疾病の早期発見だけでなく、健康づくりのきっかけとするため各種検診を実施しています。（健増健診、各種がん検診（胃がん・子宮がん・大腸がん・乳がん・肺がん）、歯周疾患検診、B型・C型肝炎検診、結核検診）	
今後の方向・目標	各種健診・検診を継続して実施し、健診後のフォローを充実していきます。	

訪問指導の推進		健康推進課
事業概要	40歳以上の療養上保健指導が必要な方または介護をしている家族を対象に、保健師や看護師が訪問し、心身の機能低下の予防と生活習慣病予防、健康増進を図っています。	
今後の方向・目標	訪問対象をおおむね40歳以上に拡大し、継続して実施します。	

精神保健福祉に関する普及啓発		障害福祉課
事業概要	こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催しています。	
今後の方向・目標	精神疾患の理解を深め、市民のメンタルヘルスの向上に寄与するとともに、精神疾患の再発を予防し、安定した地域生活を送れるよう、話題のテーマを取り入れながら研修や講演会を開催します。	

訪問入浴サービス事業		障害福祉課
事業概要	ご家庭において入浴が困難な身体障害者に訪問入浴車で入浴を提供することで、健康な生活の維持を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。引き続き利用者へのサービスを行うとともに、市民ニーズから夏季（7月から9月）における入浴提供日数の増加を検討していきます。	

障害者配食サービス事業		障害福祉課
事業概要	心身の状態から買物や炊事の困難な障害者に対して、宅配により栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	



★ 調布市こころの健康支援センター

精神障害、発達障害の方々の生活や就労に関する相談に応じています。また、メンタルヘルスに関する講演会等も定期的に開催しています。

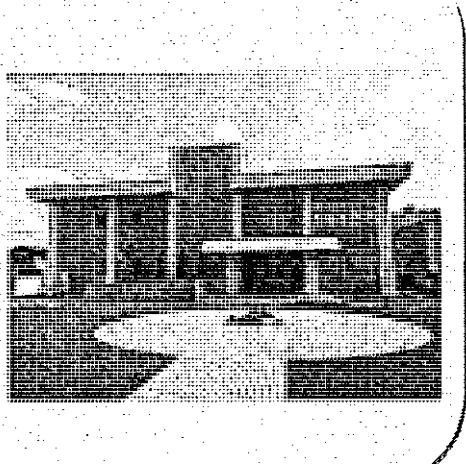
(場所) 布田5-46-1

(時間) 午前8時30分～午後5時30分

※日曜、祝日定休

(電話) 490-8166 (FAX) 490-8167

就労支援室ライズ直通 (電話) 426-9161



◆主に乳幼児期・学齢期にかかる施策◆

(3) 発達相談・早期療育体制の強化

【基本的方向性】

- 年齢や発達段階に応じた健康診査と専門的な相談体制により、発達の遅れ等を早期発見し、適切な治療や療育に結びつけることで、子どもの成長・発達を促します。
- 子ども発達センターの機能を強化し、センターと保育園・幼稚園等が連携しながら、早期発見・早期療育体制の強化を図ります。
- 各機関における相談に際しては、保護者の不安や悩みの軽減に努め、専門職が保護者と寄り添いつつ、保護者を支えていく視点を重視します。
- 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正による、新たな「障害児通所支援」等、国の障害児支援の強化の方向性を踏まえつつ、市内の早期療育体制の充実・強化を図ります。

【事業計画】

＜子どもの発達に関する相談支援体制の強化＞

子ども発達センター、保健センター、子ども家庭支援センターすこやかが、三者連携しながら、子どもの発達に関する相談支援を行い、保護者が気軽に子どもの発達に関する相談ができる体制を強化します。また乳幼児健診で子どもの発達の遅れ等を発見した場合は、経過観察健診や保健センター内の子どもの相談室で早期療育を実施し、保護者に寄り添いながら、その後のフォローを子ども発達センター等の関係機関とともに展開します。

【拡充】子どもの発達相談		子ども発達センター	
事業概要		18歳未満の児童を対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じた支援を受けられるよう専門職員が相談にあたります。障害に関する相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため、相談専任職員を置き、いつでも相談できる体制を図ります。 啓発活動・子育て家庭や子ども施設への支援の一環として訪問、助言、療育見学会・講演会・勉強会などを実施します。	
今後の方向・目標		成長に対応した関係機関の円滑な引き継ぎと一貫した支援を行うため、より一層の連携・協働を進めていきます。 児童福祉法の改正に対応し、同法にもとづく「障害児相談支援事業」を開始し、障害児のサービス等利用計画・障害児支援利用計画作成に対応するための体制を整備します。また、「保育所等訪問事業」の実施を検討します。	

乳幼児健康診査		健康推進課	
事業概要		年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病、心身の異常を早期発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。また、育児に関する助言などをを行い、保護者の不安の軽減に努めます。 3～4ヶ月児健診、6～7ヶ月児健診、9～10ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診	
今後の方向・目標		地域の医療機関、関係機関と連携しながら、健診後のフォローを充実させ継続していきます。	

乳幼児経過観察健康診査、発達健康診査、精密健康診査		健康推進課	
事業概要		乳幼児健康診査の結果や保健師活動を通じて、要経過観察と判断された乳幼児に対して、必要に応じた継続的な健康診査や専門医療機関での精密健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育を図ります。 1 乳幼児経過観察健康診査 2 乳幼児発達健康診査 3 乳幼児精密健康診査	
今後の方向・目標	継続します。		

母子保健相談（子どもの相談室）		健康推進課	
事業概要		生活習慣や身体発育上のトラブルを抱えていたり、言語発達や運動機能について経過観察が必要な乳幼児や、育児上の悩み等を持つ保護者の不安の軽減のため、専門的な個別相談を実施しています。 1 個別相談（こころの相談・ことばの相談・うんどうの相談） 2 グループワーク どんぐりくらぶ（1～2歳児の親子グループ） くるみグループ（3歳児の親子グループ）	
今後の方向・目標	継続します。特に、2歳までの発達障害の早期発見と支援体制を充実させていきます。		

総合相談と子育て支援ネットワーク事業		子ども政策課	
事業概要		子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、また、子ども自身からの相談などに対応します。必要に応じて、専門機関へのサービス案内を行います。また、多様な相談内容に対応するため関係機関から情報収集を行っています。	
今後の方向・目標	今後も、各種相談窓口、関係機関等と連携しながら事業を実施していきます。		

＜早期からの子育て支援体制の強化＞

子育てに関する不安や育児の不安を軽減するために、訪問指導や母親学級等の各種プログラムを通じて、妊娠婦の段階から出生後まで、継続的に支援します。また、子育て中の保護者同士の仲間づくりのため、乳幼児交流事業も推進します。

妊産婦・新生児訪問指導	健康推進課
事業概要	助産師や保健師が訪問し、健康状態や生活環境を確認し、育児等に関する知識や具体的な方法を指導・助言し、不安の軽減や育児支援、疾病予防等を図っています。
今後の方向・目標	生後4ヶ月までの乳児家庭の全戸訪問を目標に訪問活動を実施しています。産後早期からの育児支援と保護者の育児不安の軽減に努めます。

親子のメンタルケア相談	健康推進課
事業概要	保護者の精神保健増進のため、グループワーク等を行っています。
今後の方向・目標	育児不安や育児困難を抱える親を対象に、グループワークを実施し、虐待の予防に努めます。特に、子どもが育てにくいなど個性がある子どもについての支援を強化していきます。

母親学級・両親学級・わくわく育児教室	健康推進課
事業概要	妊娠、出産、育児が健康で安心して迎えられるために、また、夫婦で協力して取り組めるための支援を行っています。保護者が子どもの成長の道筋を理解し、安定して関わっていけるよう年齢に応じた育児教室を行っています。
今後の方向・目標	継続します。教室のプログラムは、参加者のニーズ等を反映させるなど、内容の充実を図ります。

乳幼児交流事業	子ども政策課
事業概要	親子遊びと保護者の情報交換、育児相談、仲間づくりの機会・場所を提供します。子ども家庭支援センターすこやかを中心に行なう、合計6施設で実施します。
今後の方向・目標	今後も、健康推進課で実施する「もうすぐママパパ教室」と連携しながら円滑に、効果的な事業を実施していきます。

子育てに関する学習事業	子ども政策課
事業概要	子育てに関する内容を中心とした講座学習事業「エンゼル大学」を実施します。健康、救急講座、子どもとの関わり方、ちょっと子育てをひと休みするためのお楽しみ講座などを開催するにあたり、保護者が受講しやすいよう、託児サービスを用意します。さらに、参加者の様子、状況に応じて必要な相談、情報やサービスの提供、関係機関との連携等、必要な子育て支援につなげていきます。 子ども家庭支援センターすこやかで実施します。
今後の方向・目標	事業の円滑な実施に努めるとともに、アンケート等を実施し、利用者のニーズを反映した講座を開催することで、利用者の増加に努めます。

子育てひろば事業		児童青少年課
事業概要	子育て中やこれから子育てを始める市民を対象に、全児童館で未就学児の子育てに関する各種相談を行い、必要に応じて各関連機関と連携し、育児に対する悩みや不安の解消を図ります。	
今後の方向・目標	今後も保護者等の子育てに関する不安感・負担感の解消に努め、各関連機関との更なる連携をめざします。	



★ 調布市子ども発達センター

発達に遅れやかたよりのある子どもと、子どもの
発達に心配のある保護者等からの相談に応じます。

(場所) 西町290-49

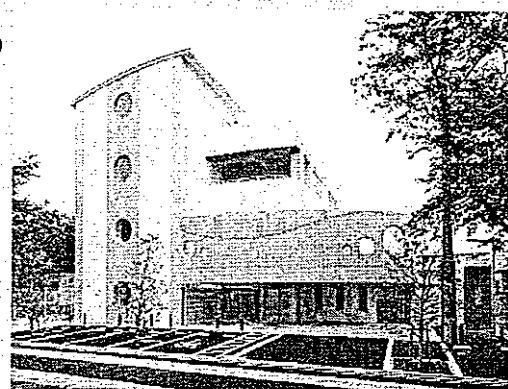
(時間) 午前10時～午後4時

※土・日曜日、祝日定休日

(電話) 486-1190 (代表)

(FAX) 486-3147

(相談受付専用電話) 486-3200



(4) 就学前の支援の充実

【基本的方向性】

- 子どもたち一人ひとりが、ひとしく家庭や地域でのびのびと遊び、学び、いきいきと育つことができるよう、必要に応じた療育体制を整備するとともに、子育て家庭を支援します。
- 子どもたちが通うそれぞれの場において適切な支援が行われるように、子ども発達センターによる保育園・幼稚園等への巡回指導や相談支援を強化します。
- 保護者が病気の時など、家庭における養育が一時的に困難になった場合に、子どもを預かりケアする体制を強化します。
- 就学に際しては、市の関係部局が連携して、情報共有を図り、就学に向けた相談体制や支援をさらに充実します。また、個々の就学先については総合的に検討し、必要に応じて相談を継続し、就学後についてもフォローを行います。
- i-ファイルの市民への周知とその活用方法の充実・強化を図ります。

【事業計画】

<早期療育・早期支援体制の整備>

子ども発達センターにおける専門的な療育体制を強化するとともに、子どもたちが通う地域の保育園や幼稚園における支援体制も子ども発達センターとの連携のもと充実することで、身近な地域で子どもたちの健やかな育ちを支えます。

障害児通園事業		子ども発達センター
事業概要	子ども発達センター通園事業の利用により、子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。 (対象) 障害のある3~5歳児、その家族 (定員) 1日40人(月~金)	
今後の方向・目標	継続します。児童福祉法改正に伴い、同法上の「児童発達支援事業」として位置づけ、支援体制の強化を図ります。	

発達支援事業		子ども発達センター
事業概要	発達に遅れやかたよりのある子どもとその家族に対して、年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより、子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援します。グループ指導・個別指導のほか、保護者に対し勉強会、面談等を実施するとともに、子どもの通う幼稚園・保育園に対し、相談・助言を行い連携を図ります。 1 グループ指導 (親子登園) 1歳児グループ、2歳児グループ、作業活動グループ、言語・心理グループ (単独登園) 幼児グループ 2 個別指導 作業療法、運動療法、言語療法、心理療法	
今後の方向・目標	継続します。	

幼稚園での障害児の受け入れ		子ども政策課
事業概要	障害児の就園を推進し、心身障害児教育の振興を図るため、障害児を受け入れている私立幼稚園に補助金を交付しています。	
今後の方向・目標	心身障害児の幼稚園での受け入れを推進していくため、引き続き補助事業を実施していく	ます。

保育園（公立・私立）での障害児の受入れ		子ども政策課
事業概要	<p>（公立保育園） 保育が必要で、集団生活が可能な障害児の現状に適した保育を行うため、保育体制を整えるべく専用の職員を配置するとともに、1か月に1～2回程度、障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等を実施しています。</p> <p>（私立保育園） 保育が必要で、集団生活が可能な障害児を保育する障害児保育を拡充するため、専用の職員を配置する園には補助金を交付するなど、民間保育園に対する支援を図っています。</p>	
今後の方向・目標	集団生活が可能な障害児については、おむね受入れができます。今後も子ども発達センターとの連携を充実させることを含め、引き続き障害児保育を実施していきます。	

認証保育所での障害児の受入れ		子ども政策課
事業概要	心身障害児を受け入れている東京都認証保育所に対し、障害児保育の充実を図るために補助金を交付します。	
今後の方向・目標	心身障害児の東京都認証保育所での受入れを推進していくため、引き続き補助事業を実施していきます。	

＜保護者の緊急時等の子育て支援の強化＞

保護者が一時的に家庭内で子どもの養育ができない場合に、子ども家庭支援センターすこやかや子ども発達センター等で、子どもを預かり、保護者を支援します。産前・産後の身体的・精神的に負担の大きい妊産婦には自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児をサポートし、産前・産後の時期における心身の負担感の軽減を図ります。

【新規】障害児緊急一時養護事業		子ども発達センター
事業概要	子ども発達センターにて小学生以下の障害児（学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む）を対象として、緊急一時養護事業（日中預かり）を開始します。	
今後の方向・目標	平成24年度より、子ども発達センターにて事業を開始し、障害児の緊急対応ニーズに応えられるよう事業運営を図っていきます。	

子どもショートステイ事業		子ども政策課
事業概要	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭など、家庭で子どもの養育ができないときに、緊急一時的に子どもを預かる事業です。子ども家庭支援センターすこやか及び調布学園で実施します。	
今後の方向・目標	<p>障害児の受入れについては、子ども発達センターで実施予定の障害児緊急一時養護事業と連携したうえで、可能な範囲で対応していきます。</p> <p>また、緊急一時的に子どもを預かるという目的の重要性から、他の一時預かり事業とのバランスを考慮しながら、必要性の高い方が利用できるよう事業内容の見直しについて検討します。</p>	

トワイライトステイ事業		子ども政策課
事業概要	<p>仕事等の都合により、保護者の帰宅が遅い場合に保育園・学童クラブに迎えに行き、平日午後5時から10時まで引き続き子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施します。年2回の登録制（定員16人）</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、障害児の受入れについては、可能な範囲で対応していきます。</p> <p>また、より必要性の高い家庭が利用できるよう、登録順位の算定基準を見直します。</p>	

すこやか保育事業		子ども政策課
事業概要	<p>保護者の病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭など緊急一時的な理由に限らず、リフレッシュしたい時など、理由を問わずに子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施します。</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、障害児の受入れについては可能な範囲で対応していきます。</p> <p>また、利便性の向上を図るため、定員の見直しや利用料金の見直しを検討します。</p>	

産前・産後支援ヘルパー事業		子ども政策課
事業概要	<p>産前・産後の身体的・精神的に負担の大きい妊産婦を対象に自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児をサポートする事業です。</p> <p>産前・産後の時期における心身の負担感の軽減を図り、不安、負担感から虐待につながらないよう、関係機関との連携や子育て支援サービスをコーディネートし、的確に支援します。子ども家庭支援センターすこやかで実施します。</p>	
今後の方向・目標	今後も、対象者のニーズに的確に対応ができるよう、健康推進課や各種相談窓口と連携しながら事業を実施していきます。	

ファミリー・サポート・センター事業		子ども政策課
事業概要	子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、地域の中で子育てについて助け合う会員組織を運営します。子育てのお手伝いを依頼したい市民（依頼会員）とお手伝いができる市民（協力会員）を登録し、仲介します。援助（有償）内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時的な見守りなどで軽易、補助的なもので、保育は原則として協力会員の自宅で行います。	
今後の方向・目標	継続的にファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、協力会員の増員に努めています。	

【拡充】在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人をお預かりします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 島田療育センター（宿泊保護） 2 みずき（宿泊保護） 3 総合福祉センター（日帰り保護） 4 滝乃川学園（障害児宿泊保護）※平成24年度より開始 	
今後の方向・目標	障害児の受入先のニーズに応えるため、障害児を対象とした緊急一時保護事業を平成24年度から滝乃川学園で行う予定です。	

＜就学に備えた支援体制の充実＞

就学相談では、相談員が子どもの障害等についての知識・理解や面接の力などについてスキルアップを図り、心身に障害のある子どもの適切な就学相談ができるようにします。必要に応じて相談を継続し、就学後についてもフォローを行います。

就学前の教育や保育を小学校教育へスムーズにつなげるために、保育園、幼稚園、小学校による「幼保小連携検討会議」を実施しており、今後、就学支援シート、i-ファイルなどを活用し、円滑な就学に向けた取組について検討し、連携を推進します。

就学相談		教育相談所
事業概要	通常の学級における指導では、その能力を十分に伸ばすことが困難で、特別な支援が必要な児童・生徒に、障害の程度に応じた適切な教育の場を提供するため、就学・転学・通級指導学級入退級相談を行います。	
今後の方向・目標	<p>継続します。 (調布市特別支援教育推進計画（仮称）にもとづいて就学相談を行います。)</p>	

【拡充】 i-ファイルの活用推進		子ども発達センター
事業概要	子どもの生育歴や今まで受けてきた支援の内容をまとめて記載し、医療機関や保育園・幼稚園、学校など、さまざまな関係機関を利用する際に活用することで、児童が一貫した継続的な支援が受けられるようにするための個別記録票「i-ファイル」を作成・配布します。	
今後の方向・目標	福祉健康部、子ども生活部、教育部の各部署と連携した「調布市障害児等福祉教育連携会議」において、利用者へのアンケート調査の結果等を踏まえた検討を行い、平成24年度に改訂版を作成します。あわせて、より一層の普及啓発を図ります。	

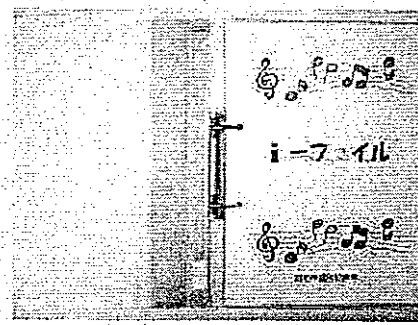


★ i-ファイル

(使用するメリット)

関係機関を利用するたびに、お子さんの生育歴や様子について、初めから説明しなくてはならないという保護者の方の精神的な負担が軽減されます。

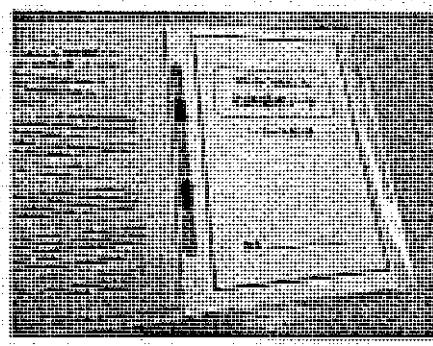
お子さんの成長の過程を、1つのファイルに綴じて保管することができます。



(配布対象) 調布市内に在住している特別な配慮を必要とする子ども

(配布場所) 子ども発達センター、教育相談所、子ども政策課、障害福祉課

※ 成人を対象に、NPO法人調布心身障害児・者親の会が作成した「せいいかつあんしん 引き継ぎノート（i-ファイル 成人版）」もあります。



(5) 児童・生徒への教育

【基本的方向性】

- 特別支援教育^(※)の充実を図るとともに、その推進に向けての行政のネットワーク化を図ります。
- 児童・生徒が、いきいきと学校生活を送ることができるよう個々のニーズに応じた教育が受けられるよう、環境整備等を推進します。
- 学校管理職や学級担任、特別支援教育コーディネーター^(※)、さらには、スクールカウンセラー^(※)や専門家等とが連携を図り、保護者とともに、児童・生徒の個に応じた教育の充実に向けた取組を推進します。
- 不登校、いじめ、問題行動等の改善を図るため、市立学校におけるカウンセリング等の充実を図るとともに、引き続き不登校児童・生徒に対し、メンタルフレンド^(※)の派遣及び不登校生徒の学習支援を行います。
- 在学時から、将来の自立に向けた支援を展開していくために、教育・福祉・雇用等の関係機関の連携を強化します。

(※) 特別支援教育：平成15年3月に文部科学省に設置された「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において示されました。報告では「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」とされます。

(※) 特別支援教育コーディネーター：上記最終報告において、「小・中学校又は盲・聾・養護学校において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者」として提言されています。

(※) スクールカウンセラー：臨床心理士など、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、専門性を有しつつ、教員等と異なる立場として外部性がある方をいいます。

(※) メンタルフレンド：心の友。学校に行きたくても行けない、友達と遊びたくてもきっかけがつかめないなどで、家に閉じこもりがちな子供達の心の支えになって、一緒に遊んだり話をしてくれるお兄さん・お姉さんのことです（東京都児童相談センターHPより）。

【事業計画】

〈特別支援教育の推進〉

特別支援教育を推進するため、管理職や特別支援コーディネーター等、職層や職務分担に応じた校内体制を推進する研修の充実を図り、個別の教育支援計画・個別指導計画^(※)の活用を進めます。通常の学級の特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に配置しているスクールソーター^(※)の支援体制を充実します。一人ひとりの児童・生徒に応じた支援を実施するために、医師や臨床心理士などで構成する専門家チーム等の巡回相談を継続して行います。

特別支援教育の推進		指導室
事業概要	平成16年度から3か年の東京都の特別支援教育モデル事業を引き継ぎながら、平成22年度東京都が策定した特別支援教育推進計画にもとづいて、調布市特別支援教育推進計画（仮称）を策定し、市内における特別支援教育の推進をさらに図っています。	
今後の方向・目標	調布市特別支援教育推進計画（仮称）では、特別支援学級 ^(※) 及び通常の学級の指導の充実、支援体制の充実、関係機関との連携強化等について市内の特別支援教育の推進を図ります。	

(※) 個別の教育支援計画：福祉、医療、労働等の関係機関が連携して一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画であり、学校等の教育機関が中心となって策定する場合の呼称です。地域社会に生きる個人として、教育、福祉、医療、労働等の関係機関等による連携協力体制で支援をしていくための道具（ツール）もあります。なお、「個別移行支援計画」とは、卒業後の企業就労や福祉施設利用等の進路指導全体を視野に入れ、労働、福祉等との連携の下に、本人や保護者の意向を踏まえて、在学中及び卒業後の支援が適切に行われるよう、生徒一人ひとりについて策定するものであり、特定の時期における「個別の教育支援計画」と考えることが適当です。

個別指導計画：教育課程を具体化したもので、一人ひとりの指導目標や指導内容・方法の明確化を図るもので、障害の状態や発達段階に応じた指導目標を設定して適切な指導を行うよう、例えば自立活動や各教科等に作成するなど、個々の指導の方法や内容を盛り込んで作成します。従って、上記の「個別の教育支援計画」と「個別指導計画」は、目的や活用の場が異なるものです。

(以上は、全国特殊学校長会編『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画』2005 を参考。)

(※) スクールソーター：市立小学校での特別な支援を要する児童への指導補助等をする方です（小学校教員免許資格保持者）。

(※) 特別支援学級：知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な児童及び生徒のために小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に設置された学級です（学校教育法第81条第2項）。

特別支援学校：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。（学校教育法第72条）

介助員の配置推進		指導室
事業概要		特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、一人ひとりの障害の特性に応じた指導を充実していくために、介助員を配置し、特別支援学級担任とともに、指導に当たっています。
今後の方向・目標		介助員の研修を充実し、特別支援学級担任との連携を進めています。

特別支援学級運営に係る発達検査等の実施		指導室
事業概要		障害のある児童・生徒の実態をより的確に行い、個別の教育支援計画や個別指導に反映し、指導の充実を図るために行っています。
今後の方向・目標		継続します。

＜教育相談の充実＞

心身の障害等を原因とする不適応や不登校、親の養育不安などに関する相談を、学校、地域、保護者などから受け、適切な支援をコーディネートするための教育支援コーディネーターの配置を継続します。支援が必要な児童・生徒に対しては、学校や福祉分野を含む関係機関と連携を図りながら、児童・生徒が置かれている家庭環境へのケースワーク^(*)等を行います。来所相談に結びつきにくいケースについては、ソーシャルワーカー^(*)が家庭に訪問するなどし、問題解決の糸口を見つけていきます。

教育センターの運営		指導室
事業概要		教育センター（教育会館5F）内に教育支援コーディネーター室を設置し、教育支援コーディネーター3名とスクールソーシャルワーカー2名が、課題のある児童・生徒やその保護者等の相談事業を行っています。
今後の方向・目標		学校管理職を経験した教育支援コーディネーターを配置し、学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーとともに組織的に支援を充実していきます。

来所相談・ソーシャルワーカー相談・電話相談（教育相談所）		教育相談所
事業概要	<p>教育会館内に設置された教育相談所で、子どもに関する相談に応じています。</p> <p>＜来所相談＞</p> <p>子どもについての心配ごとで、主に心理の専門家の対応が必要と思われる問題について、子どもと保護者への継続的な面接相談を行います。必要に応じて子どもへのプレイセラピーや発達検査、保護者へのカウンセリング等、一人ひとりへのきめ細かな支援を行います。</p> <p>＜ソーシャルワーカー相談＞</p> <p>子どもだけでなく家庭支援が必要な場合の相談窓口となり、必要に応じて学校、福祉など関係機関と連携し、子どもを取り巻く状況の改善を図ります。</p> <p>＜電話相談＞</p> <p>子育ての不安や友達関係・いじめなどの相談を匿名でお受けしています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

スクールカウンセリング		教育相談所
事業概要	市立小・中学校全28校にスクールカウンセラーを配置し不登校、いじめ、問題行動等の改善について、子どもや保護者の相談、教職員への助言等のカウンセリング活動を行います。	
今後の方向・目標	継続します。	

(※) ケースワーク (casework)：生活上の諸問題を有する人やその家族に個別に対応し、当該問題を解決できるように支援すること。またソーシャルワーカーとは、上記ケースワークを行いつつ、その問題解決に向けてさまざまな社会資源や環境の調整・開発等を行う専門職のことです（社会福祉士等）。

<不登校などの悩みを抱える児童・生徒への支援体制の充実>

学校を休みがちで不登校の兆候を示す児童・生徒に対して、スクールカウンセラーを活用し、不登校傾向のある児童・生徒に働きかけ、登校への意欲をもたせます。

不登校の状態にある児童・生徒に対しては、原籍校復帰に向けた指導等を行うための教室の設置や、小集団での学習・活動等を通じて、対人関係能力の伸長や自立への援助のための集団適応指導を行います。比較的年齢の近い大学生が「お兄さん・お姉さん」という役割でかかわることにより、本人の精神的な成長や学校生活への前向きな姿勢の回復をめざします。

メンタルフレンドの派遣		指導室
事業概要	「不登校対策事業」として、東京学芸大学に委託を行い、教育心理学等を専攻する大学生及び大学院生による不登校支援を行っています。保護者の了解のもと、学校からの依頼により、不登校児童・生徒に対し、メンタルフレンドとしての派遣を行っています。 また、不登校生徒に教育会館内に来所してもらい、学習支援を行うテラコヤスイッチも行っています。	
今後の方向・目標	今後も、大学との連携を深め、児童・生徒への支援を継続していきます。	

小・中学校適応指導教室		指導室
事業概要	心理的要因等により不登校の状態またはその傾向にある児童・生徒に対して、対人関係能力の伸長及び自立への援助を行うために、適応指導教室小学校1教室・中学校1教室を設置しています。 児童・生徒の実態に応じて、一人ひとりの意欲を高めながら、複数の人数でなければできないゲームや作業を導入して、個人の心理的安定を図り、小集団の中での自立を援助するための適応指導を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	



★ 教育相談所（教育会館6階）

お子さんのことで困ったこと、心配なことの相談を受けます。

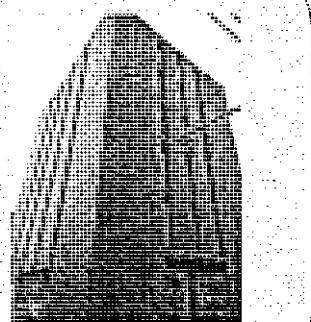
(場所) 小島町2-36-1

(時間) 午前9時～午後6時 (月～金)

※祝日・年末年始を除く

(電話) 481-7633 (FAX) 499-1616

(電話相談・心のキャッチホン専用電話) 481-7777



(6) 放課後等(地域生活)の支援の充実

【基本的方向性】

- 学童クラブ^(※)の対象学年の延長を図り、保護者が就労等の理由により、日中、保護者が家庭にいない障害のある子どもの適切な遊び場及び生活の場の提供体制を充実します。
- 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正による、新たな「放課後等ディサービス」等、国の障害児支援の強化の方向性を踏まえつつ、障害のある子どもの、放課後等の居場所づくりを推進します。
- 地域のスポーツ・文化団体等との連携により、障害のある子どもの多様な地域活動の展開を図ります。
- 学齢期の子どもと家庭の相談支援については、学校や教育相談所等の教育機関と「子ども発達センター」「子ども家庭支援センターすこやか」等の関係機関が連携して対応を図る体制を強化します。

(※) 学童クラブ：児童福祉法第6条の2第2項の規定にもとづき、保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことです（東京都学童クラブ事業実施要綱より）。

【事業計画】

<多様な放課後等の活動の展開>

平成24年度から開始する放課後や夏休み等における児童の居場所の確保のための「放課後等ディサービス事業」について市内の事業所整備を図ります。また障害のある子どもの学童クラブの学年延長、発達障害や重症心身障害^(※)のある子どもの地域での活動の場についても検討を進め、地域の多様なニーズに対応していきます。

【拡充】学童クラブの充実		児童青少年課
事業概要		保護者の就労等により、適切な監護を受けられない小学校3年生までの児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図っています。今後の児童数の推移等を見据え、必要が生じた地域には、地域の需要に応じた施設整備を行います。障害のある在籍児童に対しては、職員による送迎を行うことで保護者の負担を軽減します。
今後の方向・目標		<p>(受入れの拡大) 障害児の入会に関しては、平成24年度から、3年時に在籍をしていた児童について、4年生まで受入れ学年を延長します。また今後、4年生以降や対象者の範囲などについて、学童クラブのあり方とあわせて更に検討を進めています。</p> <p>(施設整備) 新たに学童クラブを設置する際には、施設のバリアフリー化に配慮した整備工事となるよう努めます。</p>

児童館の充実		児童青少年課
事業概要		地域における児童の安全な日常の遊び場として施設を開放するとともに、ウルトラキャンプや児童青少年フェスティバル等の全館事業や工作の会や遠足などの各館事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。
今後の方向・目標		施設整備についても、「調布市公共建築物維持保全計画」にもとづく児童館改修工事の実施に計画的に取り組んでいきます。
		施設の老朽化等に伴い大規模改修等を実施する際には、バリアフリー化も視野に入れた整備となるよう努めます。

(※) 重症心身障害：「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している」障害をいいます（児童福祉法第7条第7項参照）。

青少年ステーション(CAPS)		児童青少年課
事業概要	中・高校生世代を対象にした健全な居場所を提供し、多様な分野（音楽、スポーツ、ダンス等）の活動を支援します。また、多感な世代のさまざまな悩み・相談に対応する相談事業を開拓していきます。	
今後の方向・目標	今後も中・高校生世代におけるさまざまな自主的活動を支援することで、健全な居場所となるよう事業を継続します。	

放課後遊び場対策事業（ユーフォー）		社会教育課
事業概要	市立小学校の児童（特別支援学級を含む）に対し、異なる年齢の児童間の交流を図り、遊びを通して社会性や創造性を養うことを目的として、放課後の学校施設を利用した安全な遊び場・居場所を提供しています。	
今後の方向・目標	平成24年度中の全校開設を目指とし、ユーフォー未設置校に、順次、ユーフォーを開設します。	

遊 ing（ゆーいんぐ）事業		社会教育課
事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒が、映画鑑賞、体操教室、調理実習、工作教室、などの年10回実施するさまざまな体験活動に挑戦することで、社会性や他人とのかかわりを学ぶことをめざしています。	
今後の方向・目標	継続します。	

のびのびサークル事業		社会教育課
事業概要	調布市内に在住する市立小中学校の特別支援学級及び都立の特別支援学校の在籍者、卒業者を対象とし、月2回の校外活動やゲームなどの事業を通して、地域活動の促進を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

にこにこサッカークリニック		スポーツ振興課
事業概要	FC東京と協力して、調布市内在住・在学の知的障害児を対象とした、サッカー教室を実施します。	
今後の方向・目標	継続します。	

総合福祉センター放課後等デイサービス事業		障害福祉課
事業概要	総合福祉センターにて、障害児を対象として音楽療法を主体とした放課後等デイサービス「ぴっころ」を、社会福祉協議会への委託により実施し、適切な療育の推進を図ります。 定員：1日10人（月～金）	
今後の方向・目標	継続します。また、利用者が1年を通して参加できるよう、現在は行っていない夏休み中の音楽療法を含めた事業実施の可能性について検討していきます。	

日中一時支援費支給事業		障害福祉課
事業概要	見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給することで心身障害者福祉の増進を図ります。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行います。	
今後の方向・目標	障害児（者）のニーズに対応しながら、支援を継続します。	

【新規】発達障害児（青少年）の居場所づくり		子ども発達センター 障害福祉課
事業概要	中学生以上の発達障害のある青少年に対して、生活面等福祉的観点からの居場所づくり及び放課後対策の検討を行います。	
今後の方向・目標	子ども発達センター、障害福祉課、子ども政策課、教育部が連携して今後検討を進めています。	

【新規】重症心身障害児の放課後活動		障害福祉課
事業概要	重症心身障害児の放課後活動場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	既存活動等を含め、近隣自治体と連携しながら具体的な方策について検討を進めています。	

障害福祉サービス等事業所開設費・運営費補助		障害福祉課
事業概要	障害者自立支援法及び児童福祉法にもとづく事業所に対して、運営経費や新規開設費の一部を補助することにより、通所の場の充実を図ります。 1 運営費（施設賃借料）の補助 2 新規事業所開設費の補助	
今後の方向・目標	市内事業所の自立支援法または児童福祉法への体系移行完了に伴い、従来の小規模作業所等法内化移行促進事業を平成24年度より見直し、引き続き事業所への支援を行っていきます。	

<学齢期の子どものいる家庭への子育て支援>

子ども家庭支援センターすこやかと子ども発達センターが連携しつつ、相談支援や緊急時等の一時預かり事業を実施し、保護者支援・家庭支援を展開します。

子どもショートステイ事業 (P.33再掲・12歳まで)		子ども政策課
事業概要	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭など、家庭で子どもの養育ができないときに、緊急一時的に子どもを預かる事業です。子ども家庭支援センターすこやか及び調布学園で実施します。	
今後の方向・目標	<p>障害児の受入れについては、子ども発達センターで実施予定の障害児緊急一時養護事業と連携したうえで、可能な範囲で対応していきます。</p> <p>また、緊急一時的に子どもを預かるという目的の重要性から、他の一時預かり事業とのバランスを考慮しながら、必要性の高い方が利用できるよう事業内容の見直しについて検討します。</p>	

トワイライトステイ事業 (P.33再掲・12歳まで)		子ども政策課
事業概要	<p>仕事等の都合により、保護者の帰宅が遅い場合に保育園・学童クラブに迎えに行き、平日午後5時から10時まで引き続き子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施します。年2回の登録制（定員16人）</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、障害児の受入れについては、可能な範囲で対応していきます。</p> <p>また、より必要性の高い家庭が利用できるよう、登録順位の算定基準を見直します。</p>	

すこやか保育事業 (P.33再掲・12歳まで)		子ども政策課
事業概要	保護者の病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭など緊急一時的な理由に限らず、リフレッシュしたい時など、理由を問わずに子どもを預かる事業です。	
今後の方向・目標	<p>引き続き、障害児の受入れについては可能な範囲で対応していきます。</p> <p>また、利便性の向上を図るため、定員の見直しや利用料金の見直しを検討します。</p>	

総合相談と子育て支援ネットワーク事業 (P.27再掲)		子ども政策課
事業概要	子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、また、子ども自身からの相談などに対応します。必要に応じて、専門機関へのサービス案内を行う。また、多様な相談内容に対応するため関係機関から情報収集を行っています。	
今後の方向・目標	今後も、各種相談窓口、関係機関等と連携しながら事業を実施していきます。	

ファミリー・サポート・センター事業 (P.34再掲・10歳まで)		子ども政策課
事業概要	子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、地域の中で子育てについて助け合う会員組織を運営する。子育てのお手伝いを依頼したい市民(依頼会員)とお手伝いができる市民(協力会員)を登録し、仲介する。援助(有償)内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時的な見守りなどで軽易、補助的なもので、保育は原則として協力会員の自宅で行います。	
今後の方向・目標	継続的にファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、協力会員の増員に努めています。	

【拡充】子どもの発達相談 (P.26再掲)		子ども発達センター
事業概要	<p>18歳未満の児童を対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じた療育を受けられるよう専門職員が相談にあたります。障害に関する相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため、相談専任職員を置き、いつでも相談できる体制を図ります。</p> <p>啓発活動・子育て家庭や子ども施設への支援の一環として訪問、助言、療育見学会・講演会・勉強会などを実施します。</p>	
今後の方向・目標	<p>成長に対応した関係機関の円滑な引き継ぎと一貫した支援を行うため、より一層の連携・協働を進めていきます。</p> <p>児童福祉法の改正に対応し、同法にもとづく「障害児相談支援事業」を開始し、障害児のサービス等利用計画作成に対応するための体制を整備します。また、「保育所等訪問事業」の実施を検討します。</p>	

【新規】障害児緊急一時養護事業 (P.32再掲・小学6年生まで)		子ども発達センター
事業概要	子ども発達センターにて小学生以下の障害児(学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む)を対象として、緊急一時養護事業(日中預かり)を開始します。	
今後の方向・目標	平成24年度より、子ども発達センターにて事業を開始し、障害児の緊急対応ニーズに応えられるよう事業運営を図っていきます。	

在宅障害者ショートステイ事業		障害福祉課
事業概要	知的障害者援護施設「なごみ」において、障害者の家族の方が病気や所用、その他休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人(中学生以上)をお預かりします。	
今後の方向・目標	現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えていきます。	

【拡充】在宅障害者(児) 委託型緊急一時保護事業(P.34再掲)		障害福祉課
事業概要	<p>障害者(児)の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者(児)本人をお預かりします。</p> <p>1 島田療育センター（宿泊保護） 2 みすき（宿泊保護） 3 総合福祉センター（日帰り保護） 4 滝乃川学園（障害児宿泊保護）※平成24年度より開始</p>	
今後の方向・目標	障害児の受入先のニーズに応えるため、障害児を対象とした緊急一時保護事業を平成24年度から滝乃川学園で行う予定です。	



★ 調布市子ども家庭支援センター すこやか
子育てに関する総合施設です。

「親子で遊ぶ」「子どもを預ける」
「情報交換の場」「相談の場」があります。

※利用時間は、各事業により異なります。

(場所) 国領町3-1-38 ココスクエア2階

(電話) 481-7733 (代表) (FAX) 481-7734



◆主に成人期・高齢期にかかる施策◆

(7) 住まいの整備

【基本的方向性】

- 重度の身体障害と知的障害をあわせ持つ方の地域での生活の場を確保するため、重症心身障害者に対応したケアホームの整備を図ります。
- 障害のある方の生活の場を確保し、安定した生活を継続するため、グループホーム・ケアホームの整備を図り、障害のある方の地域での生活をより充実します。
- 自立した地域生活を体験するための体験型グループホームの仕組みを充実し、その人が望む住まい方を早期から支援していくける体制を図ります。
- 一般住宅への入居にあたって支援が必要な障害のある方に、入居前から入居後までをフォローし、障害のある方の地域における住まいの確保を図ります。あわせて病院や施設からの退院促進・地域生活移行を進めます。

【事業計画】

<グループホーム・ケアホーム等の住まいの充実>

平成25年度を目標に、重症心身障害者ケアホームの開設をめざします。また知的や精神に障害のある方のグループホーム・ケアホームの整備も進めていきます。西町の調布基地跡地（旧関東村）について、近隣自治体とともに福祉施設としての活用の検討も行い、障害のある方の住まいの確保・拡充を図ります。

【新規】 重症心身障害者ケアホームの設置		障害福祉課
事業概要	重度の身体障害と知的障害をあわせ持つ方が住み慣れた地域で継続して生活していくために、民間社会福祉法人が進めている市内ではじめての重症心身障害者ケアホームの設置事業に対して市が助成を行います。	
今後の方向・目標	今後施設概要・運営方法・支援方法など都内重症心身障害者ケアホームの見学を行ったうえで平成24年度に施設設計を行い、平成25年度に建設及び開所を予定しています。	

知的障害者グループホーム・ケアホーム事業		障害福祉課 社会福祉事業団
事業概要	<p>知的障害者に夜間や休日の共同生活を行う住居を提供し、地域で安心して暮せるように、多様な生活支援を提供しています。</p> <p>(調布市)</p> <p>1 知的障害者ケアホームすてっぷ（体験型） 定員5名 2 知的障害者ケアホームじょい（重度知的障害者） 定員5名</p> <p>(社会福祉事業団)</p> <p>1 知的障害者グループホームじゅんぶ 定員6名 2 知的障害者グループホームフレンズ 定員4名</p>	
今後の方向・目標	入所施設からの地域生活移行を含め、体験型グループホームの機能充実を図ります。また、今後のケアホーム新規設置にあたっては、同性介護ができるなどを考慮します。社会福祉事業団では、今後のグループホームの増設と各ホームの安定運営を図るため、全体を統括する地域生活サポートセンターの充実強化に努めます。	

障害者グループホーム・ケアホーム開設・運営費補助		障害福祉課
事業概要	<p>障害者グループホーム・ケアホームの充実を図るために、民間事業所に対して以下の補助を行います。</p> <p>(開設費補助)</p> <p>新たに知的障害者・精神障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを建設、増設する事業所に対し、開設費等を補助します。</p> <p>(運営費補助)</p> <p>グループホーム・ケアホームを運営する事業所に対して、都要領に準じた額の運営費を助成し、安定的な運営の確保を図ります。</p>	
今後の方向・目標	市内には知的障害者に対するグループホーム・ケアホームが不足しており、障害者グループホームを設置する事業者の負担が軽減されるよう引き続き事業を継続し、その充実を図っていきます。	

市立障害者施設の運営（なごみ）		障害福祉課
事業概要	在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行います。 なごみ（西町） 定員60名	
今後の方向・目標	事業を継続するとともに、入所利用者の高齢化に伴う支援ニーズの変化に対応し、支援方法・体制等の再検討を行っていきます。	

【新規】調布基地跡の障害者施設整備		障害福祉課
事業概要	西町の調布基地跡地（旧閑東村）について、近隣自治体とともに福祉施設としての活用を検討していきます。	
今後の方向・目標	三鷹市、府中市と協議を進め、多機能型の総合福祉施設の設置検討を行います。	

住宅マスタープランの見直し		住宅課
事業概要	調布市の特性に応じた住宅施策を計画的に推進し、実現を図るための市の住宅施策の最上位計画です。平成27年度までを計画期間としていますが、住宅事情の変化に対応するため、見直しを図ります。	
今後の方向・目標	平成25年度に改定します。	

住宅資金融資あっせん事業		住宅課
事業概要	市内の自己所有住宅の新築または購入あるいは増築、改築、修繕、その他住宅環境を改善するために必要な資金融資の斡旋を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

よりよい住まいづくり応援制度		住宅課
事業概要	高齢化や障害等家族形態の変化への対応等を目的とした個人住宅等の改修工事等を実施した際に、費用の一部を助成しています。	
今後の方向・目標	継続します。	

市営住宅の計画的な改修		住宅課
事業概要	公共建築物維持保全計画にもとづき大規模修繕を行っています。平成24年度で5団地の修繕が完了します。	
今後の方向・目標	平成25年度に策定予定の公営住宅長寿命化計画にもとづき、市営住宅の長寿命化を図り、適切な維持管理を行っていきます。	

住宅改修費の支給（日常生活用具費支給事業）		障害福祉課
事業概要	重度身体障害者が、障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に、その費用を支給することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

<居住支援の強化>

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しつつも、入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援します。

入所施設や精神科病院から、退所・退院し市内で生活する際には、安心して生活を移行できるように、本人の意向調査、施設や家族、関係機関との連絡調整、必要な社会資源の確保、情報収集、地域生活移行後のアフターケア、その他必要な支援を行い地域生活移行・退院促進を進めます。

【新規】障害者地域移行促進事業（P.19再掲）		障害福祉課
事業概要	地域生活への移行を希望する施設利用者とグループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアを行うための事業を実施します。	
今後の方向・目標	本人の意向調査、施設や家族、関係機関との連絡調整、地域生活に必要な社会資源の確保、情報収集、地域生活移行後のアフターケア、その他必要な支援を行います。	

障害者居住サポート事業		障害福祉課
事業概要	家族等と同居している知的障害者や精神障害者の民間アパートへの入居支援・居住先の確保や退院・退所後の地域生活を維持するために継続的支援を行うほか、地域の体制整備のためのコーディネートなど、単身者以外の広域的な取り組みを行ないます。	
今後の方向・目標	これまでの事業内容の主要な部分が地域移行支援、地域定着支援（P.125）に移行することより、対象者が大きく変更となり、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、事業を再編し、継続していきます。	

知的障害者グループホーム家賃助成事業		障害福祉課
事業概要	知的障害者グループホームに入居する方に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図ります。	
今後の方向・目標	家賃助成を行うことで、障害者の安定した生活につながります。今後、入所施設から地域のグループホームやケアホームに移行する方や、同居している家族がいなくなり、グループホームやケアホームに入居する方も増えると思われるため、継続します。	

高齢者世帯等民間賃貸住宅家賃等委託料助成事業		住宅課
事業概要	保証人が見つからないため、民間アパート等に入居することが困難な障害者世帯等に対し、調布市と協定を結んだ民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務保証を行い障害者世帯等が保障会社に支払った保証料の一部を市が助成する制度を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

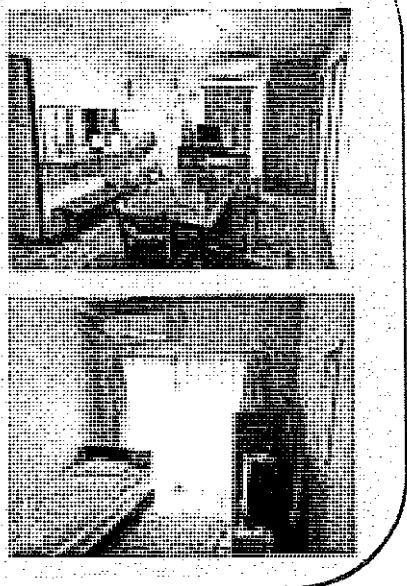


★ 体験型グループホーム すてっぷ

グループホームとは、世話人さんのお世話をうけながら、仲間と少人数で暮らす家のことです。このような暮らし方を体験できるように、調布市には、都内でも数少ない「体験型グループホーム すてっぷ」が設置されています。

「すてっぷ」のメンバーは5人です。できるだけ多くの方に家庭から離れて自立した地域生活を体験していただくために、利用期間は個々の目標設定などにより3ヶ月、6ヶ月、1年などとなっています。

※ グループホームは個室です。写真は食事をしたりみんなで団らんするスペース（上）と居室（下）です。



コラム ④



自分の体験談

自分が知的障害になったのは小学校五年生のときでした。

中学から神代中のくさの実がっきゅうでした。高校は府中ようご学校でした。

仕事をしていて仕事ができるよろこびと不安だらけでした。

仕事ができるよろこびの方はいろいろと仕事仲間がいろいろ教えてもらいました。

仕事をしていくじめにあったこともあります。

ことばでのいじめなどひどいことをいわれる、仲間はずれにされる、はなしについていけない、がまんする、怒ったこともある。

きつい人のことばにカッとなって早退したこともあります。

グループホームの世話人さんに話をきいてもらうこともあります。

仕事以外の時間よかの過し方がだいじ。休日は出かけたり、うたの会や当事者の会で楽しんでいる。

生活の心配、お金の使い方がうまくできない不安もあったが、今は後見さんがいて安心している。

山野井 喜弘（本計画策定委員）

(8) 活動・学習等の場の整備

【基本的方向性】

- 障害のある方の豊かな生活を支えていくため、文化・創作・学習・スポーツ・レジャー（余暇）等の地域におけるさまざまな活動の機会の確保・拡充に努めます。
- 市内の体育施設や社会教育施設等のバリアフリー^(※)化を推進し、障害のある方の多様な活動の機会の確保・拡充に努めます。
- 障害者自立支援法にもとづく「日中活動の場」の整備にあたっては、その人に合った活動の場が充実していくように、整備を図ります。
- 障害の重い方のニーズに対応した日中活動の場の充実を図ります。
- 「希望の家」については、民間施設では支援が困難な重度障害者の受入先としての需要があり、早急な整備が必要であることから、老朽化した現施設の大規模改修を実施し、今後も受入れ人数確保のため、運営委託先の支援等を行います。

(※) バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去をいいます（調布市交通バリアフリー基本構想より）。

【事業計画】

<地域における多様な活動の支援>

平成25年に開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を契機とした障害のある方のスポーツ活動の拡充や、市内公共施設の改修等による、障害のある方の文化・芸術等、多様な活動の場や機会の確保に取組みます。

第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会 (スポーツ祭東京2013) の運営		国体推進室
事業概要	平成25年9月28日から10月14日まで味の素スタジアムをメイン会場として開催する「第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会」(大会愛称:スポーツ祭東京2013) のうち調布市開催競技である陸上競技、サッカー、ドッヂビー、ボウリングの開催準備及び運営を行います。	
今後の方向・目標	大会を通じて障害に対する理解を深めるとともに障害者スポーツへの関心を高めます。	

調布市総合体育館の運営管理		スポーツ振興課
事業概要	施設のバリアフリー化を図り、障害者(車椅子)対応設備の設置等を行います。	
今後の方向・目標	大規模改修の際には、バリアフリー化を図ります。また、ハード面だけでなく、事業や講習といったソフト面でも障害者対象の事業等を検討していきます。	

障害者団体への体育施設使用料減額		スポーツ振興課
事業概要	市体育施設を使用する際に必要な団体登録において、メンバーのうち市内在住、在勤、在学の方が7割以上いる団体で、かつ障害者が過半数いる団体は、施設使用料が半額となります。	
今後の方向・目標	制度の継続とともに、周知を図ります。	

文化会館たづくりでの多様な学習機会の提供		文化振興課
事業概要	文化会館たづくりにおいて、(公財)調布市文化・コミュニティ振興財団を指定管理者とし多様な学習機会を提供します。 例) 目が不自由な方への調布シネサロン・調布映画祭での音声ガイド付き映画の上映 耳が不自由な方への調布映画祭での日本語字幕付映画の上映 耳が不自由な方への講演会での手話通訳	
今後の方向・目標	多くの方に芸術文化に触れてもらえるよう、現在実施しているようなガイド付き事業を随時実施します。	

文化会館たづくり・グリーンホールの改修		文化振興課
事業概要	施設の安全と利便性の向上を図るため、随時施設の改修を行います。	
今後の方向・目標	障害者にとって、使いやすい施設となるような改修を検討、実施します。	

杉の木青年教室事業		社会教育課
事業概要	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、社会において必要とされる知識と教養を習得し、自立性の向上をめざす支援をします。また、集団行動を学び円滑な人間関係の構築を図り、職場（作業所）と自宅の往復になりがちな生活において、野外・文化・スポーツ活動など、日常とは異なる場を月1回提供することで、生活の中にゆとりと充実をもたらすことをめざします。	
今後の方向・目標	継続します	

図書館のハンディキャップサービス		図書館
事業概要	視覚障害者をはじめ図書館利用に障害のある人々が必要な情報を得ることができ、図書館を利用することができるよう、音訳サービス、点訳サービス、大活字本の提供、障害のある子どもたちへ布の絵本や遊具の貸出し、マルチメディアDAISYの貸出し、宅配サービスなどを、多くの市民の協力を得て行っています。同時に、協力をいただく音訳者、点訳者、布の絵本製作者の養成を行っています。	
今後の方向・目標	継続します	

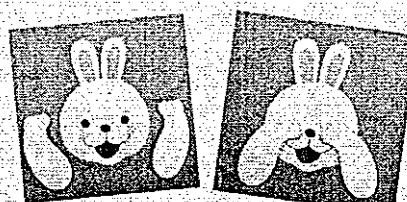


★ ハンディキャップサービス

図書館では、「子どもへのハンディキャップサービス」として、「布の絵本」の収集・貸出を行っています。布の絵本の製作者の養成講座も行い、受講者は「ふかふか屋」として活動しています。

子ども発達センター、特別支援学級へのおはなし会や団体貸出も行っています。

◆布の絵本所蔵数 210冊（平成22年度末）



うさぎ『いないないばあしましょう！』
(ぐるーぶ・もこもこ製作)

<日中活動系サービス等の充実>

日中活動の場の整備においては、とりわけ特別支援学校卒業生の増加等により、今後受入れの拡大が求められる重度の知的障害の方の新たな日中活動の場所の整備を支援します。

市立障害者施設の運営（希望の家、そよかぜ）		障害福祉課
事業概要 一般就労が困難な知的障害者に対し、生産活動等の機会の提供、授産指導、生活支援などの日中活動支援を行います。 1 希望の家（富士見町） 定員26名 2 希望の家分場（入間町） 定員12名 3 そよかぜ（西町） 定員30名		
今後の方向・目標 引き続き、民間施設では支援が困難な重度知的障害者の受入先として運営を行っていきます。また、希望の家については、施設の老朽化や利用者の重度化・高齢化に対応するため、大規模改修を実施し、施設のバリアフリー化や利用者の継続支援体制を充実させていきます。		

デイセンターまなびや事業		障害福祉課
事業概要 外出や就労の機会が得がたい在宅の重度身体障害者に、通所の方法により日常生活や社会適応を養うための訓練を行うことで社会活動への参加を援助します。また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行います。		
今後の方向・目標 現在実施している医療的ケアの継続を含め、利用者の障害状態に応じた必要な支援体制を整えていきます。		

こころの健康支援センターにおけるデイサービス事業		障害福祉課
事業概要 こころの健康支援センターで精神障害者を対象としたデイサービスを実施し、プログラムへの参加等を通じて生活リズムの安定、社会参加の支援を図ります。 1 ゆるやかデイ 2 短期デイ		
今後の方向・目標 グループワークなどのプログラムを取り入れて、利用者のステップアップに努め、地域の福祉サービス等につなぎ、社会参加を促進できるよう事業を継続していきます。		

障害者地域活動支援センター事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、障害者への相談や助言、支援、関係機関との連絡調整、ボランティア育成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） 2 障害者地域生活・活動支援センターちゅうふだぞう（知的障害） 3 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害） 	
今後の方向・目標	障害者の日中活動の場を確保するだけではなく、相談や助言といったきめ細かい生活支援に対する需要は高く、今後もますます必要性は高まると思われます。地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾けながら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。	

日中一時支援費支給事業 (P.44再掲)		障害福祉課
事業概要	見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給することで心身障害者福祉の増進を図ります。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行います。	
今後の方向・目標	障害児（者）のニーズに対応しながら、支援を継続します。	

【新規】（仮称）知的障害者福祉サービス事業所の設置		障害福祉課 社会福祉協議会
事業概要	特別支援学校卒業生の増加等により、今後受入れの拡大が求められる重度知的障害者の新たな日中活動場所として、調布市社会福祉協議会が旧図書館深大寺分館跡地に設置する新施設に対して市が助成を行います。	
今後の方向・目標	平成23年度に施設設計を行っており、平成24年度より建設工事を行い、平成25年度中の開所を予定しています。	

【新規】調布基地跡の障害者施設整備 (P.50再掲)		障害福祉課
事業概要	西町の調布基地跡地（旧閑東村）について、近隣自治体とともに福祉施設としての活用を検討していきます。	
今後の方向・目標	三鷹市、府中市と協議を進め、多機能型の総合福祉施設の設置検討を行います。	

重度知的障害者事業所運営費の補助		障害福祉課
事業概要	多摩川自然情報館の一部を使用して社会福祉法人が行う障害福祉サービス事業に対して補助を行うことにより、重度知的障害者の日中活動場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

身体障害者デイサービス事業の運営支援		障害福祉課
事業概要	府中市にある障害者支援施設「みずき」が行う生活介護事業に対して補助を行うことにより、重度身体障害者の日中活動場所の確保と社会参加の促進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

障害福祉サービス等事業所開設費・運営費補助(P.44再掲)		障害福祉課
事業概要	障害者自立支援法及び児童福祉法にもとづく事業所に対して、運営経費や新規開設費の一部を補助することにより、通所の場の充実を図ります。 1 運営費（施設賃借料）の補助 2 新規事業所開設費の補助	
今後の方向・目標	市内事業所の自立支援法または児童福祉法への体系移行完了に伴い、従来の小規模作業所等法内化移行促進事業を平成24年度より見直し、引き続き事業所への支援を行っていきます。	

アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助事業		障害福祉課
事業概要	アルコール依存症障害者の社会復帰を目指し、本人やそのご家族へ相談や助言、情報提供などを行っている施設を運営している団体等に対して、活動施設の運営費を補助することでその活動を支援し、利用者の社会復帰・自立の促進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

府中生活実習所送迎サービス運営費補助事業		障害福祉課
事業概要	府中市にある重度知的障害者の通所施設である「府中生活実習所」に対し、当該施設に通所する調布市民の送迎に係る費用を補助し、日中活動場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

作業所等経営ネットワーク支援		障害福祉課
事業概要	市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して、補助を行います。	
今後の方向・目標	地元の商店街をはじめ民間企業と多様な連携を行い、従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに、新規事業の創出、障害者の勤労意欲の向上を図りながら、工賃水準の引き上げをめざします。	

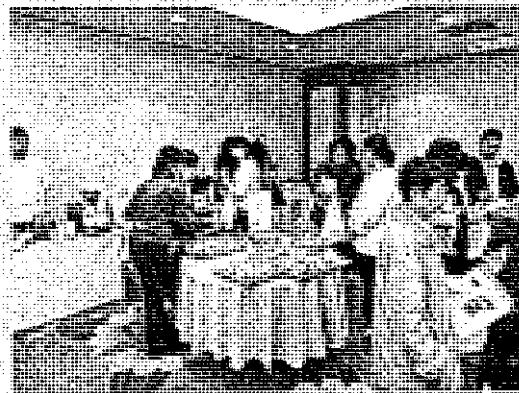


★ 作業所等経営ネットワーク

調布市福祉作業所等連絡会では、現在経営ネットワーク支援事業に取り組んでいます。商工会・民間企業と連携しながら受注の仕事を開拓したり、商店会等地域の団体と共同してのイベント開催や出店をするとともに、自主製品の販路拡大もめざしています。

また、利用者の工賃アップにも、プロジェクトチームを立ち上げ取り組んでいます。その他、加盟事業所間の組織力強化にも真面目から支援し、連絡会全体としての福祉力の充実をめざしています。ご支援ください。

福祉作業所見本市の様子



(9) 働くことへの支援

【基本的方向性】

- ハローワーク^(*)、企業、特別支援学校等とのネットワークの強化を図り、市内の2か所の障害者就労支援センター^(*)を拠点に、その人に応じた就労の相談、斡旋、実習、定着等の援助を行ない就労の活性化を図ります。
- 調布市福祉作業所等連絡会と協力し、地元商店会等地域密着の団体や民間企業とのさまざまな連携を図り、新しい事業の創出や組織力強化とともに、利用者の勤労意欲の向上、工賃水準の引き上げ実現を図ります。
- 市役所や市関連機関において、障害者雇用を推進します。また、市の業務を活用した職業訓練機能の強化を図ります。
- 市内の企業や特別支援学校等と連携し、障害のある方の職場開拓、雇用創出を図ります。

(※) ハローワーク：公共職業安定所の愛称。職業紹介や職業斡旋等を実施している公的機関。調布市を管轄するのは「ハローワーク府中」です。

(※) 障害者就労支援センター：障害のある方の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に支援するセンター。調布市は、「調布市障害者地域生活・就労支援センターちようふだぞう」「調布市こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所を設置しています。

【事業計画】

〈働く場の充実〉

障害のある方を雇用する市内の事業者に対して助成金を支給し、障害のある方の雇用の安定及び促進を図ります。市役所等においても、障害のある方に対する就業の機会を設け、障害のある方の働く場を充実させます。

また、市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークを構築し、地元の商店街や民間企業との連携のもと、新規事業の創出や工賃水準の引き上げをめざします。

障害者等雇用事業		障害福祉課
事業概要	市役所等において障害者に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで、障害者福祉の増進を図ります。	
今後の方向・目標	現在、新たな雇用者については、最長1年の雇用期間としています。市内の就労支援センターと連携し、福祉的雇用から一般就労にむけてのステップアップを支援していきます。	

作業所等経営ネットワーク支援 (P.60再掲)		障害福祉課
事業概要	市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して、補助を行います。	
今後の方向・目標	地元の商店街をはじめ民間企業と多様な連携を行い、従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに、新規事業の創出、障害者の勤労意欲の向上を図りながら、工賃水準の引き上げをめざします。	

市立障害者施設の運営 (すまいる)		障害福祉課
事業概要	就労が可能な知的障害者に福祉的就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた訓練・支援を行います。 1 すまいる（西町） 定員32名 2 すまいる分室（布田） 定員7名	
今後の方向・目標	引き続き利用者により良い形で就労機会を提供できるよう支援の充実を図ります。すまいる分室では、利用者の一般就労を目標とし、障害者就労支援センターと連携強化を図ります。	

市内在住の障害者の雇用の促進		産業振興課
事業概要	障害者の雇用の安定及び促進を図るため、市内在住の障害者を雇用する事業者に対して、調布市障害者雇用促進助成金を支給します。	
今後の方向・目標	市内在住の障害者を雇用した際に、国等の助成制度が受けられない事業者に対して、調布市独自の助成制度を設けることで、障害者雇用の促進を図ります。	

障害福祉サービス等事業所開設費・運営費補助 (P.44再掲)		障害福祉課
事業概要	障害者自立支援法及び児童福祉法にもとづく事業所に対して、運営経費や新規開設費の一部を補助することにより、通所の場の充実を図ります。 1 運営費（施設賃借料）の補助 2 新規事業所開設費の補助	
今後の方向・目標	市内事業所の自立支援法または児童福祉法への体系移行完了に伴い、従来の小規模作業所等法内化移行促進事業を平成24年度より見直し、引き続き事業所への支援を行っていきます。	

<就労に向けた相談等の実施>

市内に2か所設置している障害者就労支援センター(ちょうふだそう, ライズ)を中心に、障害のある方が一般就労し、安心して働きつづけることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供して障害のある方の就労の促進を図ります。

障害者就労支援事業		障害福祉課
事業概要	障害者が一般就労し、安心して働きつづけることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図ります。 1 障害者地域生活就労支援センターちょうふだそう（主に身体障害者、知的障害者） 2 こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者、発達障害者）	
今後の方向・目標	多様な障害特性に応じて支援を進めていくとともに、拡大している就労後の定着支援のニーズに適切に対応していきます。2か所の就労支援センター間及び関係機関との連携強化、地元商店街や企業の障害者雇用への働きかけ、職場実習先の開拓等、地域開拓の促進を図ります。	

若者向け労働相談の実施		産業振興課
事業概要	若者の就労に関する不安をはじめ、仕事や人間関係の悩みのような内面的な問題に至る幅広い内容について、調布市市民プラザあくろすで、専門のカウンセラーが指導・助言を行うことで、職業意識を高め、職業定着・職業的自立に導くことを目的としています。 実施場所は、調布市市民プラザあくろすで、実施日時は、第3週を除く毎週月曜日と、第3週は水曜日の午後6時から9時まで（50分の3回制）	
今後の方向・目標	求職者の希望に沿った就職を実現するため、引き続き事業を実施します。	

就労セミナーの実施		産業振興課
事業概要	就労・労働問題に対して関心や、疑問、悩みを持つ市民や事業主に対して、ハローワーク府中、東京都労働相談情報センター八王子事務所、その他関係機関と連携したセミナーを開催することで、労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。	
今後の方向・目標	労働環境を適切に保ち、労働環境や職業意識の向上につなげるため、引き続き関係機関と連携を図り、各種セミナーを開催します。	

更生訓練費等給付事業		障害福祉課
事業概要	施設に入所し訓練を行っている障害者に対して、更生訓練費または就職支度金を支給することにより、障害者の社会復帰の促進を図ります。	
今後の方向・目標	訓練を必要とする障害者や一般就労の決まった障害者に対して、適切な支給を継続していきます。	



★ 作業所風景（就労継続支援B型）

就労継続支援（B型）の事業所では、利用者の方に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、住み慣れた地域で自己実現できるように、それぞれに応じた支援をしています。

通常は、福祉的就労の場として、平日の日中に、封入封緘作業や公園の掃除、メール交換等の仕事をしたり、パンや菓子、陶器、皮細工他さまざまな自主製品の製造販売をしています。



ジェラート製造の様子
(しごと場大好き)

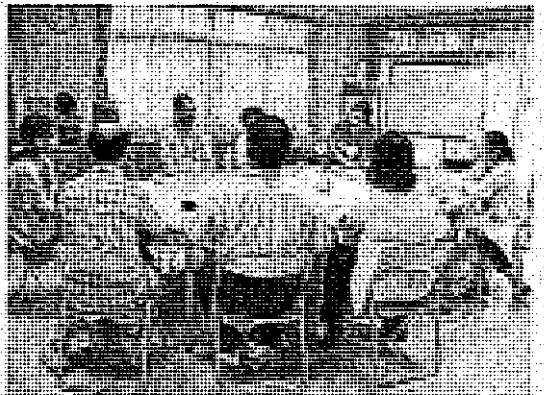


★ 障害者就労支援センター（事例紹介）

Aさんは、障害者雇用として募集している企業での就職をめざして、就労支援室ライズで相談をしてきました。企業見学や履歴書の書き方講座などの準備プログラムにも参加され、ライズのスタッフもハローワークや企業面接に同行しました。障害特性をどう会社に伝えればよいか、自分のできることをどう伝えるかななど話し合ってきました。

実際に一般事務補助として働き始めて1年が経過しました。現在も職場に定着できるように職場訪問や面接を継続し、Aさんも働くことについて当事者同士で語り合う、就労ミーティングにも積極的に参加されています。

就労ミーティングの様子



(10) 高齢期の支援の充実

【基本的方向性】

- ライフステージの移行時など、利用できるサービス等の仕組みが変わる際に、利用者が円滑に適切なサービスを利用できるように、関係諸機関が連携し、フォローを行います。
- 高齢化が進展している中で、障害のある方やその家族も同様に高齢化している実態があります。そのような中で、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるように、緊急時のサポート体制を整備するとともに、グループホームやケアホーム等の居住の場の拡充を図ります。
- 高齢者に関する総合相談支援業務を行っている地域包括支援センター^(※)や市内の介護保険サービス事業所等と連携し、高齢の障害のある方への支援スキルの向上を図り、高齢の障害のある方の地域生活を支えます。
- 障害のある方が高齢となっても、その人に合った日中活動の場が提供できるように、整備を推進します。

(※) 地域包括支援センター：高齢者と家族のための総合相談窓口。調布市には、9か所の地域包括支援センターが配置され、地区ごとに担当の地域包括支援センターが決まっています。相談は無料であり、地域包括支援センターはご連絡をいただければ、状況に応じて職員が自宅まで訪問し、相談をお受けすることも可能です。

【事業計画】

<高齢の障害のある方やその家族への相談支援の展開>

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な利用者に対して、障害福祉課と地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス事業所等が連携して、円滑なサービス移行を支援します。また、高齢者と障害のある方（子）からなる世帯等、制度をまたがる複合的な支援が必要となる方々には、総合的な支援を行います。

介護保険制度への移行支援、地域包括支援センターとの連携		障害福祉課
事業概要	65歳到達に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な利用者に対して、円滑なサービス移行ができるよう、サービス事業所と連携していきます。また、高齢障害者や介護保険第2号被保険者 ^(※) となる障害者への支援、また高齢者と障害者の親子世帯等多問題を抱える家族に対して、地域包括支援センター等と連携して総合的な支援を行います。	
今後の方向・目標	個別の利用者に対してサービス移行に関する説明や案内を充実させていくとともに、地域包括支援センター連絡会への参加等を通じて、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携強化を図ります。また、高齢者と障害者の世帯の支援について、情報提供や相談、介護保険事業所との調整を充実させていきます。	

地域包括支援センターの運営		高齢者支援室高齢福祉担当
事業概要	高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族に対する相談・支援を行うほか、高齢者虐待の防止・早期発見等の権利擁護、地域の多様な社会資源を活用した包括的・継続的マネジメント ^(※) 、介護予防事業、介護予防給付を効果的かつ効率的に提供するための介護予防ケアマネジメント ^(※) を行います。 地域包括支援センターは現在市内に9か所あり、地域のネットワークづくりや、地域の見守りネットワークの構築の役割も担っています。	
今後の方向・目標	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための「地域包括ケア」の中核を担う機関として、地域包括支援センターの機能を強化します。そのため1か所増設し、計10か所にします。 また、地域住民や関係機関との連携を深め、地域のネットワークを構築していきます。	

(※) 介護保険第2号被保険者：40～64歳で医療保険に加入している方をいいます。なお第1号被保険者とは65歳以上の方をいいます。

(※) 包括的・継続的マネジメント：高齢者の方々が、住み慣れた地域で自立して生活するために必要な援助、支援を行うために民生委員やケアマネジャーなどの関係機関と連絡調整を行うものです。

(※) 介護予防ケアマネジメント：高齢者の方々が、地域の中で自立した生活が送れるように本人のできることをいかし、高齢者の方々の介護予防のお手伝いをします。

高齢者福祉相談の実施		高齢者支援室高齢福祉担当
事業概要	<p>高齢者支援室に配置されている高齢者福祉相談員等が、高齢者やその家族等に対して健康や福祉・医療・生活に関すること等の総合的な相談・支援に応じます。</p> <p>複合的な問題を抱える方に対しては、状況に応じ専門の部署や機関につなぎ、必要とする支援が届くよう手助けをします。</p>	
今後の方向・目標	<p>支援が必要な高齢者や高齢者を介護する家族が増加している中、適切なサービスを受けられるよう、引き続き総合相談窓口として、さまざまな相談に応じます。</p>	

＜高齢の障害のある方の日中活動への支援＞

従来の作業所等での活動が困難になった障害のある方の新たな日中活動のあり方については、モデル的に平成24年度に精神障害の方を対象とした事業所の開設をめざすとともに、今後の課題や方策について、障害者地域自立支援協議会等で検討を進めています。

【新規】高齢障害者の日中活動場所の整備		障害福祉課
事業概要	<p>加齢により従来の作業所での活動が困難になった障害者の日中活動場所の確保のため、民間社会福祉法人による高齢障害者のための新たな障害福祉サービス事業所設置を支援します。</p>	
今後の方向・目標	<p>平成24年度に新たに市内1か所の精神障害者を対象とした事業所が開設される予定です。今後も、高齢障害者に特化した日中活動場所の設置を支援していきます。</p>	

2 地域の環境づくり

(1) 情報提供体制の強化

【基本的方向性】

- 「音声コード」^(※)の普及を図り、行事等に、必要に応じて手話通訳や要約筆記を配置する等、障害の特性に対応した情報バリアフリー化を推進します。あわせて、手話通訳・要約筆記のほかにもコミュニケーション支援の充実に向けての検討を行い、実施環境を整備、推進します。
- 障害のある方からの意見等にもとづき、障害のある方の生活に有益な市内外のさまざまな情報を、障害のある方に的確に提供できる仕組みを整備します。

(※) 音声コード：SPコード。1. 8センチメートル角のコードを専用の読み機が音声に変換し、文章内容を読み上げるもの。本計画の概要についても、音声コードで内容が読み上げられるように、巻末に綴じ込んでいます。

【事業計画】

<情報バリアフリー化への対応>

コミュニケーションに困難のある方の情報の受信・発信を支援するため、障害特性に応じたITの導入や専門人材の拡充等を図ります。市と市民、または市民同士が情報の交換・共有を円滑に図れるよう、人々の間の情報に関する障壁（バリアー）の解消に努めます。

音声コード作成		障害福祉課
事業概要	市が視覚障害者等に送付する文書等を音声コードに変換して添付することで、活字文書読み上げ装置等で音声による読み上げを可能にし、情報のバリアフリーを図ります。	
今後の方向・目標	文字からの情報が得にくい市民に向けて発信する文書には施されて然るべき加工であるため、市が発行する文書やパンフレット、書籍といった印刷物すべてに音声コードが添付されるよう普及啓発を図ります。	

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業		障害福祉課 社会福祉協議会
事業概要	聴覚障害者等の日常生活や団体の会議やセミナー等への出席、開催に対して、手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保を図ります。	
今後の方向・目標	医療や生活場面・会議・各種講座など、あらゆる場面での通訳ができるように、手話通訳者個々の手話技術や対応のスキルアップのみならず、福祉事業従事者としての援助技術向上を図るために、派遣通訳現場の経験交流や定期的な研修の実施を行います。	

調布市ホームページ運用事務		広報課
事業概要	音声読み上げ、文字の大きさや背景色の変更ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを市のホームページに掲載しています。	
今後の方向・目標	継続します。	

市報等発行事務		広報課
事業概要	<p>毎月5日・20日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けしています。</p> <p>(声の広報)</p> <p>市報の内容をカセットテープに音声録音し、希望者に郵送配付しています。</p> <p>(市報ちようふテキストデータのホームページ掲載)</p> <p>パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちようふのテキストデータを市のホームページに掲載しています。</p> <p>(市報ちようふテキストデータのメール送信)</p> <p>パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちようふのテキストデータをメールにて送信しています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

広報番組制作事務		広報課
事業概要	<p>ケーブルテレビやコミュニティFMを活用し、映像や音声で市政情報をお届けしています。</p> <p>(テレビ広報ちようふ：ケーブルテレビ（J:COM）)</p> <p>映像で市政情報をお伝えしています。文字情報も活用し、聴覚に障害のある方にも分かれる工夫しています。</p> <p>(調布市ほっとインフォメーション：調布FM (83.8MHz))</p> <p>音声で市政情報をお伝えしています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

＜多様な情報の提供体制の整備＞

日々の暮らしで有益となるさまざまな情報が、市民に的確に届けられるようにするために、当事者のニーズを踏まえ、求められている情報の選択、障害特性に対応した提供媒体の検討等を行います。

市報、ホームページでの情報提供（障害福祉課）		障害福祉課
事業概要	市報、ホームページ、さがす見つかるシステム（生涯学習・市民活動情報システム）の活用により、保健・医療・福祉・関連施設及び団体に関する情報を提供し、障害者の地域生活を支援しています。	
今後の方向・目標	各媒体を活用した情報提供の継続及び法改正等に伴う関連情報の迅速な提供により福祉の増進に資していくとともに、音声コード等の活用による情報バリアフリーの一層の推進、より高度な双方向性コミュニケーションの実現のため情報の伝達・入手方法について検討し、情報提供体制の強化を図ります。	

「障害者福祉のしおり」の作成		障害福祉課
事業概要	障害児・者に関する諸制度、利用案内等を冊子にまとめ、窓口で配布しています。	
今後の方向・目標	内容、読みやすさの充実を図り隨時改訂版を発行していきます。あわせて、音声コード版、知的障害者版（ルビあり）の作成を行います。	

【新規】バリアフリーハンドブックの作成		障害福祉課
事業概要	公共施設及び民間施設のバリアフリー状況を収集、取りまとめを行い、冊子にまとめて提供することで、障害者の外出の利便性向上を図ります。	
今後の方向・目標	京王線連続立体交差事業の工事完了にあわせて、内容の検討・作成を行っていきます。	

子育て支援に関する情報提供		子ども政策課
事業概要	子ども政策課窓口に子育て支援サービス相談員を配置し、子育て支援を目的とする制度や事業等に関する情報提供及びその利用に関する相談業務を行い、子どもや子育て家庭の支援を図ります。また、子育て支援に関する制度や事業を掲載した子育て支援情報誌「元気に育て！！調布っ子」を毎年度発行し、相談者及び転入者をはじめとする市民への情報提供の充実を図っています。	
今後の方向・目標	「子育て支援情報誌」への新たな情報の掲載等、より充実した子育て支援情報を提供することに努めています。	

生涯学習情報システム（さがす見つかるシステム）の活用		生涯学習交流推進課
事業概要	市民活動支援センターの情報システムと一元化し、生涯学習・市民活動に関する団体・催し物・人材・施設等の情報を効率的に市民に提供しています。	サークルを探す検索条件には対象者の中に「障害者」の項目があり、ボランティア・市民活動を探すには検索条件の「障害者」の項目のほかに市民活動分野の中の保健・医療・福祉の項目に「障害者支援」や「聴覚障害者支援」「視覚障害者支援」などがあります。また、イベントを探すには対象者の検索条件として「障害者」を設けていて情報が検索できます。
今後の方向・目標	市民の自主的な学習活動を促進するため今後もシステム改良を図り、生涯学習・市民活動に関する団体・催し物・人材・施設等の情報を提供するシステムの活用促進のため調布市ホームページとの情報を共有し効率的運用に努めます。	



★ さがす見つかるシステム

インターネットにより、生涯学習情報等を効率的に提供するシステムです。下記のように「対象者」の項目にチェックを入れると、それぞれに該当する情報が得られます。

対象者:

- 乳児
- 幼児
- 小学生
- 中学生
- 青年
- 成人
- 高齢者
- 親子
- 障害者
- 詳細参照
- 限定なし

<http://gakusyu.chofu-city.jp/>



コラム ⑤

耳の聞こえない調布一市民からの声

昨年の東日本大震災発生直後は、被災者のそれには及びませんが、調布市に住む私達聴覚障害者も、必要な情報をなかなか把握できず右往左往させられました。

例えば計画停電の町内放送が聞こえないため、「今日本當に行われるのか」「ここがどのグループに該当するのか」等が分からず、常に人より遅れて知る状態でした。幸いにも、近隣の方々からのメールや市役所からのFAXで事なきを得ましたが、この時ほど平時の地域とのつながりの必要性を痛感させられたことはありません。

学校、病院、職場等の日常生活では、「コミュニケーション」の壁が立ちはだかっています。その都度、手話通訳や要約筆記通訳をお願いして辛うじて乗り切りますが、一刻を争う災害発生時は通訳依頼どころではありません。コミュニケーション以前に「いつどこで何がどうなっているのか」という情報を得ることさえ難しい状況です。行政等に頼るだけでなく、地域の方々と日頃から手話や筆談等でコミュニケーションをとりあえる関係を作り、いざという時にお互いに助け合っていく必要があると考えるようになりました。

障害者計画の推進にあたっては、幅広い視点から様々な立場に対応できる施策を議論展開することになりますが、私達障害者の日頃の努力と調布市の地域の皆様のご理解・ご協力が咬みあって初めて実を結ぶと信じております。どうぞよろしくお願ひいたします。

井村 茂樹（本計画策定委員）

(2) 移動手段の整備

【基本的方向性】

- 移動支援や同行援護等の障害のある方の移動に関わる人材の育成等、福祉サービスを充実し、障害のある方の社会参加の促進、生活の質の向上を図ります。
- 交通事業者と連携し、障害のある方が利用しやすい公共交通の整備を推進します。
- 高齢者や障害のある方などの移動制約者にも利用しやすいよう、移動目的や地形特性を考慮して、既存路線のバス停の増設（徒步圏内へのバス停設置）を検討します。
- 移動が困難な障害のある方の生活の手段として、現在実施されている福祉タクシー事業の継続のほか、各種施策の連携による利用環境の充実について検討します。

【事業計画】

<移動支援等のサービスの充実>

障害者自立支援法にもとづく、移動支援、同行援護やホームヘルプサービスの提供体制を整備し、個別の支援ニーズに的確に対応していきます。また身体障害の方の自動車教習費の助成や、自動車改造費用や燃料費の助成を通じて、社会復帰の促進と福祉の増進を図ります。

移動支援費支給事業		障害福祉課
事業概要	公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため外出する場合にガイドヘルパー（※）を派遣することで障害者の外出を支援します。	
今後の方向・目標	障害者（児）のニーズに対応しながら、支援を継続します。	

障害者ホームヘルパー養成研修（行動援護、同行援護、移動支援）		障害福祉課
事業概要	地域で開催される下記の養成研修に対し、その経費の一部を補助することにより、障害者（児）等の多様化する需要に適切に対応したホームヘルプサービスを提供する基盤を整備します。 1 行動援護従事者養成研修 2 同行援護従事者養成研修 3 知的障害者移動支援従事者養成研修	
今後の方向・目標	継続します。なお、（仮称）福祉人材研修センター（P.95）が設置された際には、事業統合を図ります。 (移動支援) ヘルパーによる支援ができるよう、広く要望に答える支援の確保に努めます。 (同行援護) 同行援護従業者としてサービス提供資格要件である「一般課程」と、サービス提供責任者の資格要件である「応用課程」の研修を行います。	

自家用車による外出支援		障害福祉課
事業概要	重度身体障害者が自家用車を取得、運転して外出するために必要な以下の経費を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を支援します。 1 自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む） 2 自動車改造費の助成 3 自動車ガソリン費の助成	
今後の方向・目標	継続します。	

（※） ガイドヘルパー：視覚障害・知的障害のある方等の余暇活動や社会参加などの外出支援を担う方です。

<公共交通機関の利用や福祉タクシー等の充実>

福祉タクシーや車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシー等、公共交通機関を利用することが困難なために外出することが難しい障害のある方の外出を支援します。また、公共交通機関の利用が不便な地域の解消と高齢者、障害者等の社会参加の促進のために市内にミニバスを運行しています。

福祉タクシー券の交付		障害福祉課
事業概要		タクシー券を交付することで、障害のために交通機関での移動が困難な方の負担を軽減します。
今後の方向・目標		利用者の利便性を向上させるために事業者を選定していきます。

車いす福祉タクシー		障害福祉課
事業概要		車いす・ストレッチャーのままご利用できるタクシーを市が事業者に委託し、迎車料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金を無料としたうえで、通常の大型タクシー料金と同額で利用できます。
今後の方向・目標		利用者の増加に対応できるように、事業実施体制を検討していきます。

ミニバスの運行		交通対策課
事業概要		公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的に、市内3路線を運行しています。ミニバスは、小型のワンステップバス（リフト機能付き）とノンステップバスが運行しており、乗降時の安全性確保や負担軽減の観点からすべての車両のノンステップバス導入を要請しています。
今後の方向・目標		3路線を継続して運行するとともに、バス事業者にノンステップバスの導入を要請します。

多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画		福祉総務課
事業概要		公共交通機関を利用することが困難なために、外出することが難しい障害者等を対象に、有償で移送サービスを行うNPO法人等の営利を目的としない事業者に対し、適正に事業を実施しているか監理・指導を行うことにより、利用者にとって安心して利用できる交通手段を確保します。
今後の方向・目標		多摩地域福祉有償運送運営協議会において、事業者の事業実施体制がより精査され、市民福祉の向上に資するよう、継続していきます。



★ 調布市ミニバス（コミュニティバス）

現在、調布市の東・西・北部地域を3路線が運行しています。

【東路線】仙川駅を出発して、緑ヶ丘地域を循環しています。

【西路線】調布駅南口を出発して、多摩川、上石原を経由して飛田給北口までを往復しています。

【北路線】調布駅北口を出発して、深大寺東町までの区間を運行しています。

【みたかシティバス新川・中原ルート】三鷹・調布市共同路線として、つつじヶ丘駅北口と杏林大学病院を結ぶコミュニティバスを運行しています。

調布市在住の漫画家、水木しげるさんの作品『ゲゲゲの鬼太郎』のキャラクターが車体に描かれたバスも走っています。地域の身近な足として利用されています。



(3) 安全・安心のまちづくりの推進

【基本的方向性】

- 障害のある方の視点も取り入れたまちづくりを推進し、誰もが住みやすいと感じ、安心・安全な地域環境を創設していく中で、市民同士の交流を活性化します。
- 「調布市バリアフリー基本構想」にもとづき、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン^(*)の考え方にもとづいた、誰もが利用しやすい環境整備を進めます。また、重点整備地区は、連続立体交差事業にあわせて重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」と、バリアフリー法にもとづく市民提案を受けた「飛田給駅周辺地区」の2地区とします。
- 「調布市地域防災計画^(*)」の災害時要援護者対策にもとづき、災害発生時における災害時要援護者の避難誘導や安否の確認等を、地域のさまざまな組織や団体と協力して実施するとともに、避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者に対しては、一人ひとりの避難支援方法等に関する「個別支援プラン」を作成します。
- 災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合には、文字や音声等多様な手段を講じて必要な情報を迅速に伝達します。特に災害時要援護者への情報伝達は、自治会や地区協議会、防災市民組織、関係機関・団体のネットワークを活用するなど、迅速・確実に情報伝達する体制を整備します。
- ひとりぐらし高齢者や重度の障害のある方等が家庭内で事故や病気に陥ったときのために、発信機を用いた緊急通報システムの貸与や、地域の協力体制を構築する等、障害のある方が地域社会で安全かつ安心して生活を営むことができるようになります。

(*) ユニバーサルデザイン (universal design)：年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげることをいいます（調布市福祉のまちづくり条例より）。

(*) 調布市地域防災計画：市の地域における地震災害及び風水害の予防、応急対策並びに復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法にもとづき策定した計画です。計画の概要是、第1部が調布の地勢や被害想定、第2部が災害予防計画、第3部が災害が発生した際の応急対策計画、第4部が災害発生後の復旧計画となっています。

【事業計画】

<誰もが交流できるユニバーサルデザインのまちづくり>

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にもとづき、市内の空間整備を進めています。とりわけ駅前など、多くの市民が集う場において、障害のある方のさまざまな活動が活性化し、それを通じて市民誰もが一緒に交流できるまちづくりを進めています。

福祉のまちづくり条例検討・推進		福祉総務課
事業概要	福祉のまちづくりについての基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るために施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで温かいまち調布の実現をめざします。	
今後の方向・目標	推進計画にもとづき、関係部署と連携して福祉のまちづくりを推進します。また、福祉マップの作成を検討します。	

駅前広場の整備		街づくり事業課
事業概要	京王線連続立体交差事業により、これまで鉄道により分断されていた市街地が一体化することから、交通結節機能の強化と広くて歩きやすい歩道の改良など、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある駅周辺の創出を目的としています。	
今後の方向・目標	京王線連続立体交差事業の進捗に合わせ、駅前広場の整備を推進します。	

人と環境にやさしい道路の整備		道路管理課
事業概要	高齢化社会を迎えて、バリアフリーの声が高まる中、市民が安全で快適に通行できる道路づくりを進めるため、主要幹線道路や駅周辺の歩道のバリアフリー化整備及び車道の低騒音排水性舗装整備を行っています。	
今後の方向・目標	今後も高齢者や障害者にやさしい道路づくりとして、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置などを行い、バリアフリー化を進めています。また、歩道の透水性舗装や低騒音排水性舗装など環境にやさしい道路づくりを行っていきます。	

放置自転車対策・駐輪場の整備		交通対策課
事業概要	駅周辺における放置自転車対策を図るために、自転車等放置防止誘導員による指導とともに、放置自転車の撤去を行います。また、恒久的な自転車等駐車場の整備を推進し、安全で快適な交通環境の整備をめざします。	
今後の方向・目標	自転車等駐車場配置計画を策定し、計画にもとづく連続立体交差事業3駅及びつつじヶ丘駅周辺の自転車等駐車場の整備・有料化を推進します。	

調布市公共サイン整備方針の策定		交通対策課
事業概要	ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、統一的な考え方にもとづく、誰もがわかりやすい公共サインの整備を推進するため、市における基本的な整備方針を定めます。	
今後の方向・目標	新たに策定した整備方針にもとづき、構造・設置方法・内容等において誰もが安全・安心に使えるサインの整備を進めています。	

交通バリアフリーの推進		交通対策課
事業概要	交通環境の一体的・重点的なバリアフリー化を図ることにより、すべての人が円滑に移動できるようにすることをめざし、「調布市バリアフリー基本構想」を策定して、交通環境のバリアフリー化に取り組んでいます。	
今後の方向・目標	ユニバーサルデザインの考え方にもとづき、歩行者が安全・安心に移動できる環境の整備を推進します。また、生活環境の整備と併せてこころのバリアフリーに関する取組も積極的に推進していきます。	

<災害時の対応の強化>

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、個別に「災害時要援護者避難支援プラン」の策定を進めます。また、障害の状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を事前に市に登録しておく災害時要援護者台帳を整備し、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害のある方が迅速かつ適切な支援が受けられる体制づくりに取り組みます。

災害時要援護者避難支援プランの策定		福祉総務課
事業概要	災害発時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたプランの策定を進め、実施していきます。 災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化します。	
今後の方向・目標	要援護者への理解と支援の必要性を伝えるとともに、市民が地域災害について災害様相をイメージできるように、また、市と地域の役割など明確にしていきます。避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者について、その状況や避難支援方法をまとめた行動計画の検討を進めています。 また、要援護者台帳のシステム導入を検討し、適切な管理を図る等事業全体の拡充を図っていきます。	

災害時要援護者台帳の整備		障害福祉課
事業概要	障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備します。	
今後の方向・目標	今後、精神障害者保健福祉手帳所持者の方も対象に含めることを検討していきます。	

地域防災計画の修正		総合防災安全課
事業概要	地域防災計画は、災害対策基本法で策定が義務付けられており、市や消防・警察等の行政機関やライフライン関係機関が災害時に行うべき業務等を定め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。 上位計画である国や東京都が策定する計画の修正及び見直しが行われた際は、国や都の計画内容、被害想定、近年の災害における教訓等を反映し、修正を行っています。	
今後の方向・目標	計画の修正及び見直しについては、国や都の計画の修正内容を踏まえるとともに、パブリックコメントや住民説明会などを実施し、被害を受ける市民の視点からの意見を取り入れることにも配慮して行います。	

防災マップ・洪水ハザードマップの配布		総合防災安全課
事業概要	洪水ハザードマップは、平成19年3月に全戸へ、防災マップは、平成22年3月に全世帯・全事業所へ配布しました。 平時は、窓口配布及び訓練・出前講座等の催事にあわせて配布しており、市内の避難場所や災害時の情報収集方法・避難時の心得など、災害対策全般を記載し、市民へ情報提供を行っています。 また、洪水ハザードマップ、防災マップとともに、点字版と音声版を視覚障害者向けに作成し、一部の施設で閲覧が可能です。 【常時設置場所】 ①総合防災安全課窓口 ②市民課窓口 ③神代出張所 ④市内地域福祉センター ⑤市内図書館 【視覚障害者向け設置場所】 ①総合防災安全課窓口 ②障害福祉課窓口 ③総合福祉センター ④市内地域福祉センター ⑤市民活動支援センター（調布市市民プラザあくろす2階）	
今後の方向・目標	さまざまな催事等で継続的に周知を図り、市民の防災行動力の向上を推進していきます。また、見直し等に合わせて、視覚障害者向けにSPコードの添付についても検討していきます。	

防災拠点の整備		総合防災安全課
事業概要	調布基地跡地留保地を活用し、防災公園の整備を行うことで、日頃から防災意識向上のための施設として利用を図るとともに、発災時の防災活動拠点としての利用を行います。	
今後の方向・目標	防災機能を有する公園として整備していく予定であり、整備にあたっては、災害時要援護者の方にも利用が可能な施設構造を検討していきます。	

防災備蓄品の確保・充実		総合防災安全課
事業概要	調布市地域防災計画にもとづき、災害時の避難所となる市内の公立小中学校など、公共施設（29か所）に備蓄倉庫を設置しています。また、災害が発生した際、避難所1か所あたり約800人の市民の方々が避難すると想定しております。これにもとづき、各避難所には3日分の食料、組立て式及び携帯用トイレなどをはじめとする生活用品など約50種類を備蓄しています。 食料品を中心に消費期限到達及び経年劣化等による入替えを行っています。	
今後の方向・目標	食料品等の消費期限による入替え、避難所（二次避難所）の新規認定に伴う備蓄の拡充及び被害想定の見直し等に伴う備蓄物資・数量の見直しを行います。 備蓄品の選定、更新にあたっては、女性や高齢者、子どものいる家庭、災害時要援護者等に対して配慮すべく、福祉や子ども関係の部署に意見を伺うなど、より多くの意見をもとに検討を進めています。	

消防力の向上		総合防災安全課
事業概要	消防事務を東京消防庁に委託し、安全な消防活動の維持や関係団体間の連携等により、消防力の向上を図っています。	
今後の方向・目標	常備消防は、東京消防庁に委託しており、今後も、消防署及び消防団との連携・調整を行い、訓練などを通じて消防力の維持・向上に努めます。また、福祉関係部署と連携して、災害時要援護者等に対する安全対策を推進していきます。	

木造住宅の耐震化の促進		住宅課
事業概要	昭和56年5月31日以前に建築された、市内の1戸建ての木造住宅の耐震診断に係る費用の助成をしています。	
今後の方向・目標	継続します。	

<緊急時等への対応の強化>

病気や事故、火災等の緊急時に迅速かつ適切な支援を受けられるように、医療情報や緊急連絡先等を記載した書面を保管できる救急医療情報キットの配布や緊急事態発生時の緊急通報システムの設置を図ります。

【新規】障害者救急医療情報キット給付事業		障害福祉課
事業概要	市内在住の障害児・者に対し、医療情報や緊急連絡先等を記載した書面を専用の容器に入れて、各家庭の冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを配布し、救急時等において迅速かつ適切な医療等の支援を受けられる環境を整備します。	
今後の方向・目標	平成24年度に配布を予定しています。配布に当たっては、調布市作業所等連絡会と協働し、窓口での配布のみならず、個別訪問による対応も検討しています。	

障害者火災安全・緊急通報システム事業		障害福祉課
事業概要	家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまったときのために、民間の緊急通報システムの貸与及び火災に対応できる体制を整えることで速やかに不測の事態に備え、障害者の火災や緊急時における安全を確保します。	
今後の方向・目標	継続します。	

あんしんネット（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業）（P.17再掲）		障害福祉課
事業概要	知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。	
今後の方向・目標	障害者が地域で安心して生活できるために、さまざまな視点から地域で支えていく仕組みを検討していきます。	

見守りネットワークの推進		高齢者支援室高齢福祉担当
事業概要	<p>調布市見守りネットワーク事業（愛称：みまもっと）は、市内のひとりぐらしの高齢者や障害者、生活困窮者など支援が必要な方々が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けられるよう、「地域包括支援センター」を核として展開している地域による見守りのネットワークです。</p> <p>地域住民、協力団体等が、日常生活や業務活動の中で、地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたら、各地域の地域包括支援センターに連絡し、センターが対象者の現状把握と即時対応を行い、状況に応じて適切な相談窓口の紹介や福祉サービスの提供へつなげます。</p>	
今後の方向・目標	<p>地域住民や地域の関係機関・関係団体等の協力を得て、「みまもっと」の充実を図り、地域の見守り体制を強化していきます。</p> <p>各地域包括支援センターを核とする地域の中のネットワークと、市内全域を統括する協力団体との全市的ネットワークの二つの面から、連携を推進していきます。</p>	

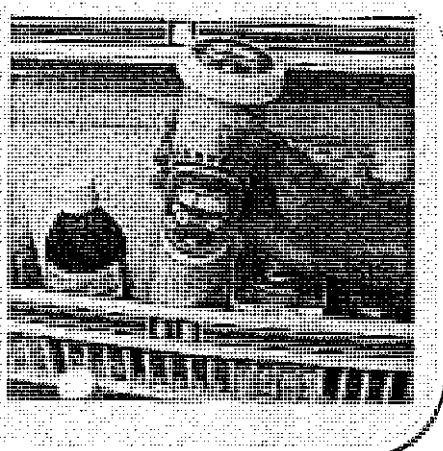


○ 救急医療情報キット

「救急医療情報キット」とは・・・

緊急時に必要となる医療情報や、緊急連絡先等をあらかじめ記入した用紙を冷蔵庫に保管しておく筒型の容器です。

自宅での緊急時に救急隊員がキットの中の情報を確認して、速やかな医療活動につなげます。



(4) 理解と交流の推進

【基本的方向性】

- 障害を「特別」なものと捉えるのではなく、「同じ調布に暮らしている隣近所の人」という意識を市民に広げます。
- 年齢、性別、健康状態、障害の有無、価値観等、多様な市民がともに同じまちに暮らしているのだ、ということを市民全体が共有し実感していく社会の構築をめざします。
- 障害のある方から地域社会に発信していく機会を拡充することで、障害のある方の社会参加を促進し、人々とのふれあい・交流の中で、地域の障害理解を促進します。

【事業計画】

＜市民同士の交流機会の充実＞

福祉団体の出店やステージイベント、福祉にふれる体験コーナー等による「福祉まつり」の開催や、市立施設において、スペースの地域住民への貸し出し、施設行事、地域イベントへの参加等を通じて、地域住民との交流及び障害者施設への理解促進を図ります。

福祉まつり		社会福祉協議会
事業概要	福祉団体による出店やステージイベント、福祉にふれる体験コーナー等による「福祉まつり」を毎年開催し、地域の福祉団体のPRや地域交流を行っています。	
今後の方向・目標	継続して開催するとともに、より地域の交流や障害理解が進められるよう、イベント内容の検討を行っていきます。	

市立障害者施設を活用した地域交流		障害福祉課
事業概要	希望の家、なごみ、まなびや、ちょうふだそう等の市立施設において、スペースの地域住民への貸し出し、施設行事、地域イベントへの参加等を通じて、地域住民との交流及び障害者施設への理解促進を積極的に図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

＜障害についての理解の推進＞

こころの健康支援センターで、定期的に精神保健福祉に関する講演会を行い、市民のメンタルヘルスの向上と精神障害に関する普及啓発を図ります。

また、障害当事者とボランティアが学校や職場に出向き、実体験を話すなどの交流の機会や、障害者疑似体験を行うことにより障害のある方の不自由さを参加者が体験するなど、障害理解を深めます。

精神保健福祉に関する普及啓発 (P.24再掲)		障害福祉課
事業概要	こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催しています。	
今後の方向・目標	精神疾患の理解を深め、市民のメンタルヘルスの向上に寄与するとともに、精神疾患の再発を予防し、安定した地域生活を送れるよう、話題のテーマを取り入れながら研修や講演会を開催します。	

障害者疑似体験事業		社会福祉協議会
事業概要	学校や各団体からの依頼を受けて障害当事者とボランティアが出向き、実体験を話すなどの交流の機会をもつ事業を行います。また、障害者疑似体験を行うことにより障害者の不自由さを体験するなど、障害者に対する理解を深めます。	
今後の方向・目標	体験を通して、身の回りで自分にできることについて気づき、一人ひとりが、他者への思いやりや、地域への関心を持つことを目標に、誰もが住みやすい街づくりについて考える機会を提供します。	

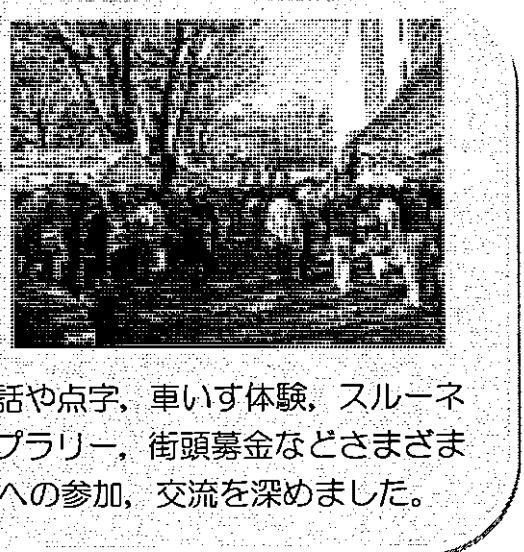
障害者地域活動支援センター事業 (P.58再掲)		障害福祉課
事業概要	障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、障害者への相談や助言、支援。関係機関との連絡調整、ボランティア育成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図ります。	
今後の方向・目標	障害者の日中活動の場を確保するだけではなく、相談や助言といったきめ細かい生活支援に対する需要は高く、今後もますます必要性は高まると思われます。地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾けながら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。	

あんしんネット（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業）(P.17再掲)		障害福祉課
事業概要	知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。	
今後の方向・目標	障害者が地域で安心して生活できるために、さまざまな視点から地域で支えていく仕組みを検討していきます。	



★ 福祉まつり

平成23年12月3日(土)、4(日)の2日間で
「第34回調布市福祉まつり」が開催されました。
東日本大震災の復興が進められているなか、
「きずな」をテーマに延べ94団体の参加をして
開催されました。



バザーや手づくり作品の展示販売、特設ステージでのパフォーマンス、盲導犬とのふれあい、手話や点字、車いす体験、スルーネットピンポン、バリアフリー映画の上映、スタンプラリー、街頭募金などさまざまな催しを行い、福祉についての理解や、福祉活動への参加、交流を深めました。



コラム ⑥

発達障害について

発達障害という障害名は今まであまり知られてきていませんでした。それは、もともと“個人の差異の大きい「発達」の部分についての障害だから”だと私は思います。

発達という言葉からわかるように、まず発達障害は子どもの問題として教育の場でとり上げられました。そしてその後、発達の遅れや偏りを残したまま成人された方々も、社会生活で様々な暮らしにくさを抱えているということが知られるようになってきました。

それはつい最近のことです。

多くの人は「障害」とは、自分には関係ない少数派の問題であり、ひっそりと扱うべき気の毒なこととか、かわいそうなことと感じているかもしれません。

でも、私は障害って、“どんな人にも個性や特徴がある。それが大多数の人と少し違う、それだけのこと”と思っています。ですからそれを解らない、解ろうとしないことは共に社会で暮らしていくためには本来ありえないことです。もっと色々な、障害を持つ人や障害のことを知って欲しいし知るべきだと思います。

そして発達障害については、強すぎる個性や特徴が「障害」となっているならば、発達というその微妙な位置の障害を「ちょっと不便な差異」と理解し、感じてくれるようになって欲しいです。

これから、特に発達障害のように特性が多岐にわたる障害の場合は、発達の段階に応じた「本人が自分の特性を理解できる環境（例えば、教育・医療・福祉）を整えること」、「相談支援の場の日常化」、それと同時に先にも述べましたが「周りの理解が進んでいくこと」が重要だと思います。

仁田 典子（本計画策定委員）

○(5) 当事者の参画の推進

【基本的方向性】

- 市の各種施策に関する委員会等への当事者の参画を進めることで、地域における障害のある方の生活の向上のために、当事者と行政が、協働しながら市政を推進していく体制を構築します。
- 当事者の活動や地域の活動団体を支援し、当事者相互の情報交換や諸課題の解決に向けた当事者の主体的な取組を活性化します。

【事業計画】

〈市政への参画の推進〉

市が設置するさまざまな検討委員会等に、障害福祉に関わる当事者委員が参画し、障害の分野から調布のまちを見直す契機・機会を図ります。

地域福祉計画の策定		福祉総務課
事業概要	市の地域福祉を推進するための新たな指針として、市民や団体、社会福祉協議会、市の役割を定めることにより、誰もが主体的に参加し、ともに支え合い助け合う、地域福祉を推進するための新たな指針として策定します。身近な単位である10地域ごとに「地域別計画」を策定します。	
今後の方向・目標	計画の策定・進行管理を行う地域福祉推進会議に障害者団体から委員が出席し、引き続き当事者の意見を計画内容に反映させていきます。	

障害者地域自立支援協議会の運営		障害福祉課
事業概要	地域の障害福祉に関する情報、調整、開発、教育、権利擁護、評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすこと目的とします。個別支援会議から、地域の課題を抽出し、情報を共有し、具体的に協働します。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として、障害者地域自立支援協議会を運営します。	
今後の方向・目標	現在、各関係機関の協力を得て、相談支援事業所とともに全体会と3つのワーキングを運営しています。地域の課題や実情を鑑みて柔軟に対応できる「あってよかった」自立支援協議会をめざします。	

次世代育成支援協議会の運営		子ども政策課
事業概要	調布市次世代育成支援行動計画（調布っ子すこやかプラン）の策定をはじめ、子どもとその家庭への支援のあり方を検討し、あわせて関係機関とのネットワークを構築するための協議会を設置・運営しています。	
今後の方向・目標	協議会の運営にあたっては、障害児支援に関わる団体から委員を選出し、引き続き各種事業に当事者の意見を反映させていきます。	

バリアフリー推進協議会の運営		交通対策課
事業概要	調布市バリアフリー基本構想の作成、バリアフリー特定事業計画の確認及び進行管理等、バリアフリーに関する各種事業を円滑に推進するための協議会を設置・運営しています。	
今後の方向・目標	協議会の運営にあたっては、障害者団体から委員を選出し、引き続き各種事業に当事者の意見を反映させていきます。	

<当事者活動への支援>

当事者同士が、仲間とともに余暇を楽しんだり、生活の向上に向けた取組を行うことができるよう、団体等への支援を通じて当事者活動の活性化を図ります。

福祉団体等支援事業		社会福祉協議会
事業概要	各福祉団体への運営費等について、助成金給付をしています。また、「福祉まつり」では福祉バザー等を実施し、その収益金を各福祉施設や団体に配分しています。	
今後の方向・目標	運営費等の助成金・福祉まつり収益の配分金について、助成が必要な団体への公平な支給のあり方について基準づくりをすすめます。	

こころの健康支援センターの施設開放		障害福祉課
事業概要	センターの施設を精神障害者やその家族が自主的に活動できる場所として提供します。	
今後の方向・目標	継続します。	

当事者サロンの運営支援（障害者地域活動支援センター事業） (調布市こころの健康支援センターの運営)		社会福祉協議会 社会福祉事業団
事業概要	障害のある方やそのご家族の情報交換や仲間作り、意見交換の場としてサロンを運営しています。また、当事者同士でさまざまな活動を行う自主グループについて、場所の確保やメンバー、ボランティアの募集等の活動支援を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	



★ 調布市社会福祉協議会のサロン活動
当事者相談員や、ボランティアのサロン協力員が運営を行っています。

- ・ドルチェサロン
- ・高次脳機能障害者サロン「キラ星☆」
- ・中途視覚障害者サロン「月曜IPPOアイ」
- ・中途失聴・難聴者サロン「ゆびさきの会」



ドルチェサロンの様子

コラム ⑦



高次脳機能障害はある日突然に

次男は1997年12月に交通事故に遭遇。奇跡的に一命は取りとめましたが、高次脳機能障害が現われ、リハビリをした事も、食事をした事も忘れてしまう。情緒不安定で被害妄想的になり入院も続けられなくなりました。身体が動くため障害者手帳の対象にはならず、福祉サービスも受けられないと言われて退院となり、悪戦苦闘の毎日でした。

救われたのは、新聞記事でこの障害の分かる病院を知り入院できしたこと。又そこから家族会に出会い、癒しと情報交換の中で、今まで分からなかった高次脳機能障害の全容が理解できるようになり、次男への接し方やするべきことがみえてきたことでした。

高次脳機能障害は、事故や病気など様々な原因で誰の上にも起こり得ます。今は家族会も多く出来ましたが、調布市においては取り組む病院が殆どないことが残念です。高次脳機能障害は外見からは分かりにくいため、周囲はもちろん、家族や本人ですら障害を理解することが難しいという特徴があり、機能回復・社会生活には困難が伴います。しかし高次脳機能障害は、正しい理解と支援があれば、改善が見込まれるという希望が持てる側面も持っています。

周囲や地域の方々に、高次脳機能障害を理解しサポートしていただけたら、社会参加・社会復帰も夢ではありません。そして地域もまたきっと豊かに繋がるのではないかと思います。

吉岡 千鶴子（本計画策定委員）

○(6) 人材の育成・地域ネットワークづくり

【基本的方向性】

- ホームヘルパーや手話通訳者等の人材の養成・確保を、社会福祉協議会等の市の関係団体や民間事業者と連携・協力しながら推進します。
- 学校教員の研修については、管理職、特別支援学級の担任、通常の学級の担任と、職責に応じた研修を今後より一層充実します。
- 調布市障害者地域自立支援協議会を中心に、市内の障害者支援に関わる諸機関のネットワーク強化を図ります。

【事業計画】

<専門人材の育成>

障害の特性に応じた専門性とともに、全ライフステージを見通した支援スキル、高齢や子育て支援等他の福祉領域の知識・技能も習得できるように、「(仮称) 福祉人材研修センター」の設置をとおして、総合的で効率的な人材の育成を図ります。

【新規】 (仮称) 福祉人材研修センターの設置		障害福祉課
事業概要	市内の障害福祉サービス事業所等で支援に従事するスタッフに対して、社会福祉協議会や社会福祉事業団を中心に一括して研修を実施するシステムを整備し、総合的、効率的な福祉人材の研修体制を構築します。	
今後の方向・目標	今後具体的な実施方法について、関係機関と検討を進めています。なお、障害者ホームヘルパー養成研修については、本事業に統合を図ります。	

障害者ホームヘルパー養成研修（居宅介護、重度訪問介護）		障害福祉課
事業概要	地域で開催される下記の養成研修に対し、その経費の一部を補助することにより、障害者（児）等の多様化する需要に適切に対応したホームヘルプサービスを提供する基盤を整備します。 1 居宅介護従事者養成研修 2 重度訪問介護従事者養成研修	
今後の方向・目標	継続します。なお、(仮称) 福祉人材研修センターが設置された際には、事業統合を図ります。	

障害者ホームヘルパー養成研修（行動援護、同行援護、移動支援）（P.76再掲）		障害福祉課
事業概要	地域で開催される下記の養成研修に対し、その経費の一部を補助することにより、障害者（児）等の多様化する需要に適切に対応したホームヘルプサービスを提供する基盤を整備します。 1 行動援護従事者養成研修 2 同行援護従事者養成研修 3 知的障害者移動支援従事者養成研修	
今後の方向・目標	継続します。なお、(仮称) 福祉人材研修センターが設置された際には、事業統合を図ります。 (移動支援) ヘルパーによる支援ができるよう、広く要望に答える支援の確保に努めます。 (同行援護) 同行援護従業者としてサービス提供資格要件である「一般課程」と、サービス提供責任者の資格要件である「応用課程」の研修を行います。	

スーパーバイザー相談（支援者向け）		障害福祉課
事業概要	精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から助言・指導・教育などのスーパーバイズを行い人材の育成・指導を図ります。	
今後の方向・目標	新しい医学情報や援助方法の助言を得てスキルアップを図り、精神障害者とその家族の支援が円滑にできるように今後も事業を継続します。	

手話講習会事業		社会福祉協議会 障害福祉課
事業概要	社会福祉協議会が行う手話講習会に市が補助を行います。手話の普及啓発クラス（2ヶ年）、通訳者養成クラス（2か年）を設けて、人材養成に努めています。また、中途障害者のための手話講習会を実施し、卒業後は互いに交流できる場のサロンを運営しています。	
今後の方向・目標	引き続き手話の普及に努めるとともに、通訳者養成クラスを2ヶ年制とし、手話通訳者の合格率向上及び質の向上を図ります。	

教職員研修の推進		指導室
事業概要	各学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担任や介助員など特別支援教育にかかわる教員に対する研修を深め、指導にいかしています。また、校長・副校長・主幹教諭等、職層に応じた研修を実施しており、通常の学級においても特別支援教育の推進を進めています。	
今後の方向・目標	学校管理職である校長・副校長への研修を充実し、学校の体制整備を充実していきます。また、若手教員に対しては、1年目から継続的に研修を実施し、学級で対応する力をさらに高めていけるようにします。	

＜ボランティア活動等市民活動の活性化＞

身近な地域で、市民同士のささえあいや交流が活性化することで、すべての人にとって住みやすい調布市を市民自らの手で創出していく活力を育てます。

市民活動支援センターの運営		協働推進課
事業概要	さまざまな分野の市民活動団体、ボランティア、NPO ^(*) 等、地域で活躍する個人や団体を総合的に支援し、それらの活動を相互に交流、連携するための拠点施設として、調布市市民プラザあくろす内に、市民活動支援センターを設置しています。 市民活動支援センターでは、市民活動の中間支援として、情報の収集・提供、各種相談、啓発事業、交流事業、活動場所の提供等を実施し、市民活動の活性化を図っています。	
今後の方向・目標	障害を持つ当事者の地域活動や障害者支援の活動なども含め、幅広い分野の市民活動の活性化に向け、現在の業務委託契約が終了する平成25年度以降のセンター機能の検討と合わせ、既存事業の整理・拡充や、行政とNPO等との協働の仕組みづくりを進めます。	

誰もが参加しやすい『市民参加』・『協働』の仕組みづくり		協働推進課
事業概要	調布市では、参加と協働のまちづくりを進めるため、平成16年11月に、市民参加の基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を策定しました。 また、平成22年3月には、プログラムを基本とした指針や手引書として「市民参加手続きガイドライン」・「協働推進ガイドブック」を作成しています。 ガイドラインでは、委員会や説明会などの市民参加手続きに当たって、保育士・手話通訳者の配置や点訳資料の用意など、必要に応じた配慮を行うこととしています。 市民参加プログラムの実践状況調査と結果の公表など、適正な進行管理を行いながら、定着を図っています。	
今後の方向・目標	市民参加プログラムの実効性を更に高めるため、進行管理とともに効果や課題の検証を行い、改善に努めています。	

地区協議会の設立と支援		協働推進課
事業概要	概ね、小学校区を単位として、地域コミュニティの活性化を図り、地域の連帯感を高めるとともに、地域の課題を地域全体で考え、解決していくために、地域住民が自主的・主体的に運営するネットワーク組織として、地区協議会の設立と運営の支援を行っています。	
今後の方向・目標	未設立の地域は設立に向けた準備を支援するとともに、設立された地区協議会の運営の支援を行っていきます。	

(※) NPO (Nonprofit Organization)：様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります（内閣府HPより）。

地域福祉センターの管理運営		協働推進課
事業概要	地域住民の福祉、文化の向上及び住民相互の連帯とつなを深め、豊かな地域社会の形成を図るため、市内10か所に設置しています。 施設管理・運営は調布市公共施設管理公社に業務委託しています。	
今後の方向・目標	大規模な改修工事があった場合など、施設のバリアフリー化に努めていきます。また、施設更新の際には複合多機能化について検討します。	

ふれあいの家の整備		協働推進課
事業概要	地域の住民相互の心のふれあいと連携を高め、住み良い地域社会を形成するために、市内17か所に設置しています。管理運営については指定管理者制度により、地域住民で組織された運営団体によって管理運営されています。	
今後の方向・目標	大規模な改修工事があった場合など、施設のバリアフリー化に努めていきます。 今後も地域住民が気軽に利用出来る施設として運営委員会と協議していきます。	

地域福祉活動団体への支援		福祉総務課
事業概要	次に掲げる要件を備える活動を行っている団体に対し、助成を行い、地域の特性に合った福祉サービスの提供を促進します。 1 主たる活動地域が調布市内であること 2 民間の非営利団体（法人格の有無、種類は問わず）であること 3 市内における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に関する内容を主とする活動であること 4 同一年度中に他の助成金・補助金を受けない活動であること	
今後の方向・目標	より多くの団体が助成を受け、活動の促進につながるよう、広報活動の充実を図ります。	

【拡充】ボランティアコーナーの運営支援		福祉総務課
事業概要	市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアコーナーやボランティア活動推進事業を運営する社会福祉協議会に補助を行います。	
今後の方向・目標	団塊世代がボランティア活動へより参加してもらうための方策として、地域福祉コーディネーターを配置し地域の課題解決に向けて引き続き取り組みます。	

ボランティア活動の推進		社会福祉協議会
事業概要		社会資源の拡大やボランティア本人の生きがい獲得のため、活動が円滑に行えるような活動の支援やコーディネート等ボランティア活動の推進を図っています
今後の方向・目標		地域の課題を把握し、参加したい個人と支援を求めている施設や団体とのコーディネーションをすすめます。施設や団体などの受入れ担当者を対象としたコーディネーション講座などを実施し、ボランティア希望者の円滑な受入れや定着を促進します。

ボランティアコーナー等の整備		社会福祉協議会
事業概要		身近な地域でボランティア活動が活発に行えるよう、小地域に地域コーナーを設置して支援しています。現在、国領の市民活動支援センター（市民プラザあくろす内）を中心に、市内6か所の地域コーナーを設置しています。地域コーナーの増設に努めます
今後の方向・目標		地域福祉コーディネーター ^(*) が小地域単位で役割が果たせるよう、地元の他機関・団体と連携し取り組んでいきます。地区協議会や地域包括支援センターとの協働により、地域に密着した福祉的課題解決に役立つ講座等を企画・実施します。

ファミリー・サポート・センター事業 (P.34再掲)		子ども政策課
事業概要		子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、地域の中で子育てについて助け合う会員組織を運営します。子育てのお手伝いを依頼したい市民（依頼会員）とお手伝いができる市民（協力会員）を登録し、仲介します。援助（有償）内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時的な見守りなどで軽易、補助的なもので、保育は原則として協力会員の自宅で行います。
今後の方向・目標		継続的にファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、協力会員の増員に努めています。

(※) 地域福祉コーディネーター：「第4次調布市地域福祉活動計画」に次の記載があります。今日、公的サービスだけでは対応できない福祉課題が拡がり、行政と住民の協働による地域福祉の推進がテーマとなってきています。地域福祉コーディネーターには、身近な地域で福祉の専門職として住民の相談・支援をしない、また、住民や地域のさまざまな組織と連携しながら課題の解決をはかる役割が期待されています。今後に向けての新しいとりくみですが、行政とも連携しながら調布市の実情に合わせた地域福祉コーディネーターの役割を検討し、配置を進めています。「ボランティア・コーディネーター」から「地域福祉コーディネーター」へ、住民のみなさんと手をつなぎ、地域の安心とネットワークの強化に、より積極的にとりくみます。

＜地域のネットワークの整備と強化＞

市と障害のある方への支援に関わる多様な組織や事業者、当事者やご家族とが協働して、市の障害者支援の課題に対応していくように、市が中心となってネットワークを構築し、互いの情報共有、意見交換がスムーズに行える環境を整備します。

障害者地域自立支援協議会の運営 (P.91再掲)		障害福祉課
事業概要	地域の障害福祉に関する情報、調整、開発、教育、権利擁護、評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的とします。個別支援会議から、地域の課題を抽出し、情報を共有し、具体的に協働します。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として、障害者地域自立支援協議会を運営します。	
今後の方向・目標	現在、各関係機関の協力を得て、相談支援事業所とともに全体会と3つのワーキングを運営しています。地域の課題や実情を鑑みて柔軟に対応できる「あってよかった」自立支援協議会をめざします。	

調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会		障害福祉課
事業概要	こころの健康支援センターを事務局として、市内の精神保健福祉に関する医療機関、事業所等による連絡会を設け、情報交換を行い、相互理解を深め連携強化を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

【新規】（仮称）障害福祉サービス事業所連絡会		障害福祉課
事業概要	障害福祉サービスを提供する事業所、関係機関等による連絡会を設け、情報交換を行い、ネットワーク構築と連携強化を図ります。	
今後の方向・目標	今後事務局設置機関及び内容等の検討を行い、連絡会の設置をめざします。	

あんしんネット（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業）(P.17再掲)		障害福祉課
事業概要	知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。	
今後の方向・目標	障害者が地域で安心して生活できるために、さまざまな視点から地域で支えていく仕組みを検討していきます。	

作業所等経営ネットワーク支援 (P.60再掲)		障害福祉課
事業概要	市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して、補助を行います。	
今後の方向・目標	地元の商店街をはじめ民間企業と多様な連携を行い、従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに、新規事業の創出、障害者の勤労意欲の向上を図りながら、工賃水準の引き上げをめざします。	



★ 調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター

市民活動支援センターは、「市民参画による住みつけたいまちづくり」「未来への希望が持てる社会の実現」をめざして、さまざまな分野の市民活動を支援しています。

(場所) 国領町2-5-15 コクティー2階

(時間) 午前8時30分～午後10時

※毎月第3月曜日（月曜日祝日の場合は翌平日）

及び年末年始は休館

(電話) 443-1220

(FAX) 443-1221



(7) 権利擁護・苦情対応

【基本的方向性】

- 判断能力が不十分な方や生活に不安がある方が安心して生活を送るための支援としての「成年後見制度^(※)」や「地域福祉権利擁護事業^(※)」についての市民への普及啓発を強化します。
- 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）に備え、障害のある方への虐待の禁止、虐待の予防・早期発見など虐待防止等に関する市の対応措置等についての整備を講じます。
- 施設第三者委員についての普及啓発を図るとともに、東京都の福祉サービス第三者評価についても各施設の受審を積極的に支援する等、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 今後新たに展開が予定されている「基幹相談支援センター（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関）」を中心に、ワンストップの相談窓口機能^(※)や権利擁護・虐待防止等の体制を強化します。

^(※) 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話をのために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です（法務省HPより）。

^(※) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助等を行うものです（厚生労働省HPより）。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は、本人の判断能力や居所（在宅か施設か）、必要とする管理の内容によって異なります。

^(※) ワンストップ（one stop）の相談窓口機能：1つの窓口でさまざまな相談支援が受けられること。

【事業計画】

<権利擁護体制の強化>

自分の権利を自分で守ることが難しい方の権利を擁護するために、成年後見制度等のしくみの周知を市民全体に図り、潜在的なニーズの掘り起こしに努めます。また、平成24年度より、成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業（必須事業）となることで、これまで後見報酬を支払うことができずに、成年後見制度を利用できなかった方の利用も増加することが見込まれており、関係機関と調整を図りながら事業の拡充を図ります。

【拡充】成年後見制度の利用支援		障害福祉課
事業概要	成年後見が必要な状況に至っている知的及び精神の障害者で後見人となるべき親族等がいないなど、申立てができない障害者に代わって市長が家庭裁判所へ後見開始審判の申立てを行います。その際の鑑定料や事務手続きにかかる経費等を本人に代わって支払います。	
今後の方向・目標	平成24年4月から、成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業の必須事業に格上げされます。これにより、これまで後見報酬を支払うことができずに、成年後見制度を利用できなかった方の利用も増加することが見込まれています。成年後見制度をより利用しやすくしていくために、関係機関と調整を図りながら事業の拡充を図っていきます。	

多摩南部成年後見センターの運営		福祉総務課
事業概要	第三者または親族による成年後見を受けることが困難な、所得や資産がない方に後見事務を提供するため、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市により、一般社団法人多摩南部成年後見センターを設立し、運営しています。	
今後の方向・目標	ニーズの高まりや、相談者の多様化により、センターの運営形態の再構築、また、利用者支援の新たな体制づくりを検討していきます。	

利用者サポート事業の実施		福祉総務課
事業概要	福祉サービスの利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるように総合的に対応します。 1 福祉サービスの利用に際しての苦情対応 2 判断能力の不十分な人々の権利擁護相談 3 成年後見制度の利用相談 4 その他福祉サービス利用等に関する専門的な相談 5 多摩南部成年後見センターの説明と利用相談	
今後の方向・目標	障害者自立支援法の改正に伴い、障害者による制度利用は増加することから、相談機能に加え、事業の充実を図ります。	

地域福祉権利擁護事業		社会福祉協議会
事業概要	認知症や障害などのために、判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりを行っています。	
今後の方向・目標	地域権利擁護事業推進のために引き続き関係機関との連携を行い、必要に応じて成年後見制度へのスムーズな移行を進めています。	

人権に関する相談事業の推進		市民相談課
事業概要	基本的人権及び自由を尊重し確保することを目的として、日常生活における人権侵害問題などに関する相談業務を実施しています。	
今後の方向・目標	継続します。	

相談事業（市民相談）		市民相談課
事業概要	法律相談をはじめとする13種類の専門相談を実施し、市民の日常生活上の悩みや問題の解決のサポートを行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	



★ 多摩南部成年後見センター

後見センターは、判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担っています。

また、東京都が取り組む成年後見活用あんしん生活創造事業における成年後見制度を推進するための機関（推進機関）として位置づけられ、法人後見を中心としながら、社会貢献型後見人の養成や後見監督人への就任のほか弁護士等第三者後見人の紹介等を行なっています。



※ご利用については、調布市役所 福祉総務課までお問い合わせください。

福祉総務課：利用者サポート相談
(電話) 481-7323 (直通)

＜虐待防止への対応＞

新たに設置が予定されている「障害者虐待防止センター（障害福祉課内）」を中心に、従来からの児童虐待、高齢者虐待の防止対策とも連携して、障害のある方への虐待防止の体制を強化します。

【新規】障害者虐待防止センターの設置		障害福祉課
事業概要	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターを設置します。	
今後の方向・目標	地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保や、医師や弁護士等により医学的・法的な専門的助言を得るなど専門性や支援体制の強化を図ります。あわせて、障害福祉サービス事業所、市民等を対象とした虐待予防研修を実施します。	

児童虐待防止センター事業		子ども政策課
事業概要	市民からの緊急的な児童虐待等の相談・通告などに対応する窓口として、子ども家庭支援センターすこやかに、フリーダイヤルの「すこやか虐待防止ホットライン」を設置しています。必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携や相談者へ適切なサービスの紹介を行い、虐待の防止・早期発見・児童等への支援に努めています。 また、個々の事例の支援方法等を決定するために、要保護児童対策地域協議会ケース会議を開催しています。	
今後の方向・目標	引き続き、各種相談窓口等、関係機関と連携しながら事業を実施するうえで、ワーカー及びコーディネーター等がそれぞれの期待される役割を全うすることはもとより、研修等を活用することで、職員一人ひとりのスキルアップを図り、さまざまなケースに迅速、的確に対応します。	

高齢者虐待防止対策の推進		高齢者支援室高齢福祉担当
事業概要	高齢者の尊厳ある生活を保障するため、虐待を未然に防ぐための対策や、虐待が生じている場合には早期発見、早期対応を行います。 見守りネットワーク事業「みまもっと」等を通じ見守り体制を充実するとともに、虐待防止PRや早期発見、対応の啓発などを行います。	
今後の方向・目標	高齢者虐待の発生件数が増加していることから、早期発見や防止に向けた啓発等に引き続き取り組みます。	

【新規】基幹相談支援センター（P.16再掲）		障害福祉課
事業概要	障害者自立支援法の改正に伴い、新たに市で設置します。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務を実施します。	
今後の方向・目標	身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応をはじめ、地域の相談支援専門員のスーパービジョンや人材育成、広域的な調整、ネットワーク構築など、実情に応じて実施します。平成24年度設置を予定しています。	

＜苦情対応等サービスの質の向上＞

サービスへの不満や苦情に対して、市民が気軽に意見を出せる環境を整備するため、広聴や事業者への第三者委員による評価を実施する等、多様な方法により公正・中立な対応を図ります。

広聴事務		市民相談課
事業概要	「メール」や「市長へのはがき」等による要望、苦情等の「市民の声」に対して、適切な対応を図るとともに、「市民の声」を施策や事務事業の改善にいかしています。	
今後の方向・目標	継続します。	

オンブズマン事業		市民相談課
事業概要	市民からの市政に関する苦情等を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行うことにより、市民の権利及び利益を擁護するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的に実施しています。	
今後の方向・目標	継続します。	

施設運営第三者評価		障害福祉課
事業概要	市立障害者施設（希望の家、なごみ、そよかぜ、すまいる、まなびや）が提供する福祉サービスに関わる利用者からの苦情等に適切に対応するため、各施設に第三者委員を設置し、利用者の権利擁護を図っています。	
今後の方向・目標	利用者により活用しやすい制度となるよう周知の徹底や相談方法の検討等を行っていきます。	

障害福祉サービス事業所監査		障害福祉課
事業概要	市内の障害福祉サービス事業所に対して、運営管理、利用者支援、会計経理等が適正に行われているか市が監査を行います。	
今後の方向・目標	東京都の所管課及び指導監査部と連携し、実施していきます。	

(8) 計画の推進・評価

【基本的方向性】

- 障害者施策の総合的な推進のために、市役所の関係部署の連携を強化します。
- 市役所内部にとどまらず、広く雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を強化します。
- 障害者総合計画の策定や計画のモニタリング^(*)にあたっては、当事者委員が約半数を占める計画策定委員会と調布市障害者地域自立支援協議会が中心となり、検討を進めます。
- 平成25年4月に施行が予定されている障害者総合支援法（平成24年3月現在国会審議中）に対応するため、適宜、障害者総合計画の見直しを進めます。

(※) モニタリング (monitoring)：継続的な点検。

【事業計画】

<本計画の円滑な進行管理の実施>

計画の進捗状況を、調布市障害者地域自立支援協議会を中心に管理していくとともに、平成25年4月の障害者総合支援法（平成24年3月現在国会審議中）施行予定に伴い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

障害者総合計画の策定・見直し		障害福祉課
事業概要		市の障害者施策に関する基本的事項を定める障害者計画（障害者基本法）、障害福祉サービスの量的提供体制の整備目標を定める障害福祉計画（障害者自立支援法）を策定し、障害者の地域生活と自立に向けた支援を計画的に推進します。
今後の方向・目標		今後、障害者自立支援法の改正等の動きにあわせ、必要に応じて本計画の内容の見直しを行っていきます。

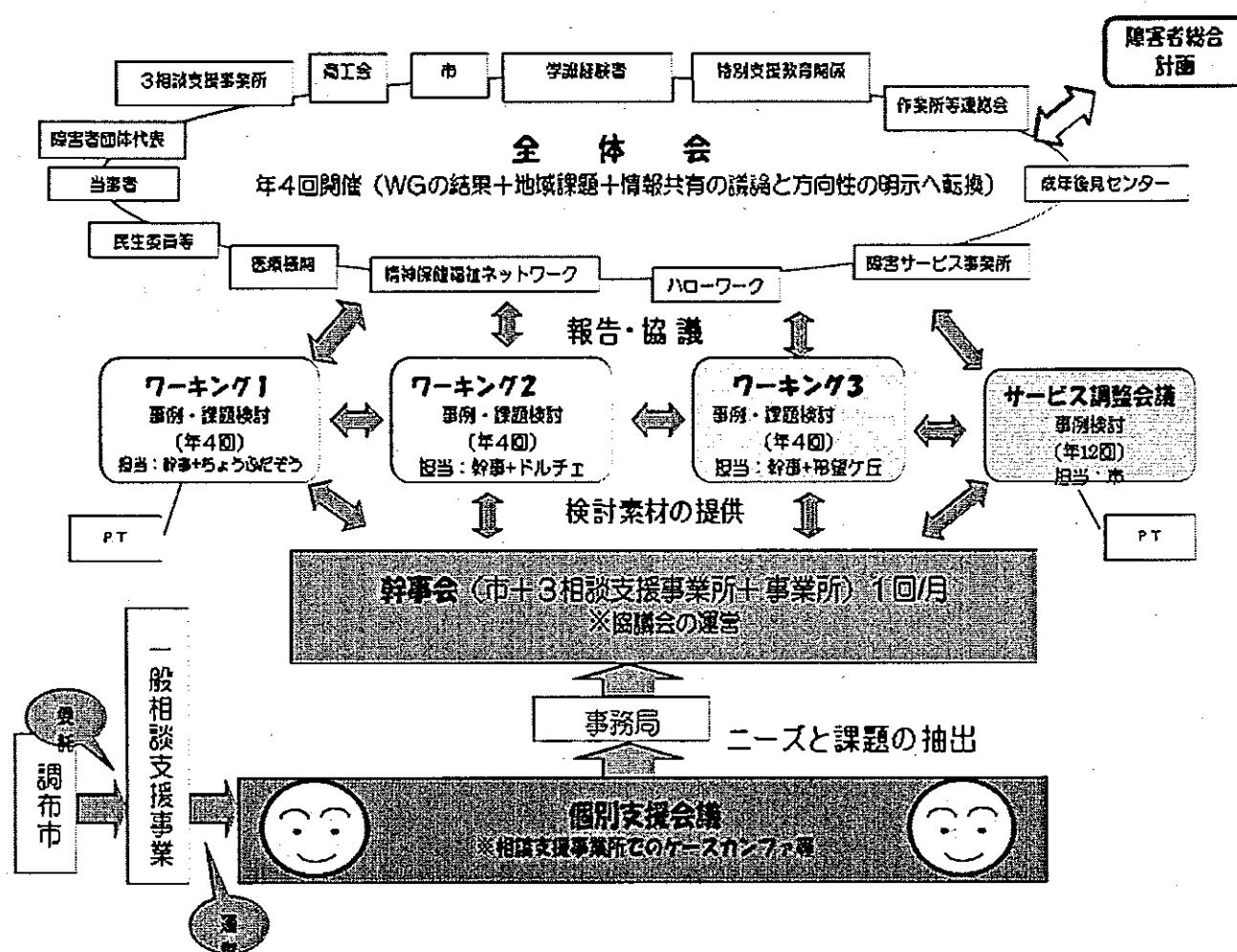
障害者地域自立支援協議会の運営（P.91再掲）		障害福祉課
事業概要		地域の障害福祉に関する情報、調整、開発、教育、権利擁護、評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的とします。個別支援会議から、地域の課題を抽出し、情報を共有し、具体的に協働します。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として、障害者地域自立支援協議会を運営します。
今後の方向・目標		本計画について、調布市障害者地域自立支援協議会を中心に進捗状況の管理・評価を行います。

調布市障害者地域自立支援協議会

調布市では、平成18年3月から障害者地域自立支援協議会を立ち上げ、市内3か所の相談支援事業所や関係機関との連携を図り、障害福祉に関するネットワークづくりを行ってきました。

平成24年度からは、新たに障害者自立支援法の改正を踏まえ、運営を幹事会が行い、引き続き3つのワーキングと、新たに「サービス調整会議」を設置していきます。

調布市障害者地域自立支援協議会のイメージ（平成24年度～）



3 福祉サービス等の充実

【基本的方向性】

- 利用者本位の視点にたって、必要なサービスをきめ細やかに提供できるよう、財源の確保や事業者の誘致に努める等、福祉サービスの供給基盤を整備します。
- 市では、発達障害、高次脳機能障害についての支援を展開していますが、このたび新たな施策対象として法令に明記されたことから、地域生活で必要な支援をより一層充実します。
- 国制度にもとづくサービス以外にも、従来、市（都）が独自に実施してきたサービス（地域生活支援事業等）についても、その継続に努め、あわせて地域生活支援を充実します。

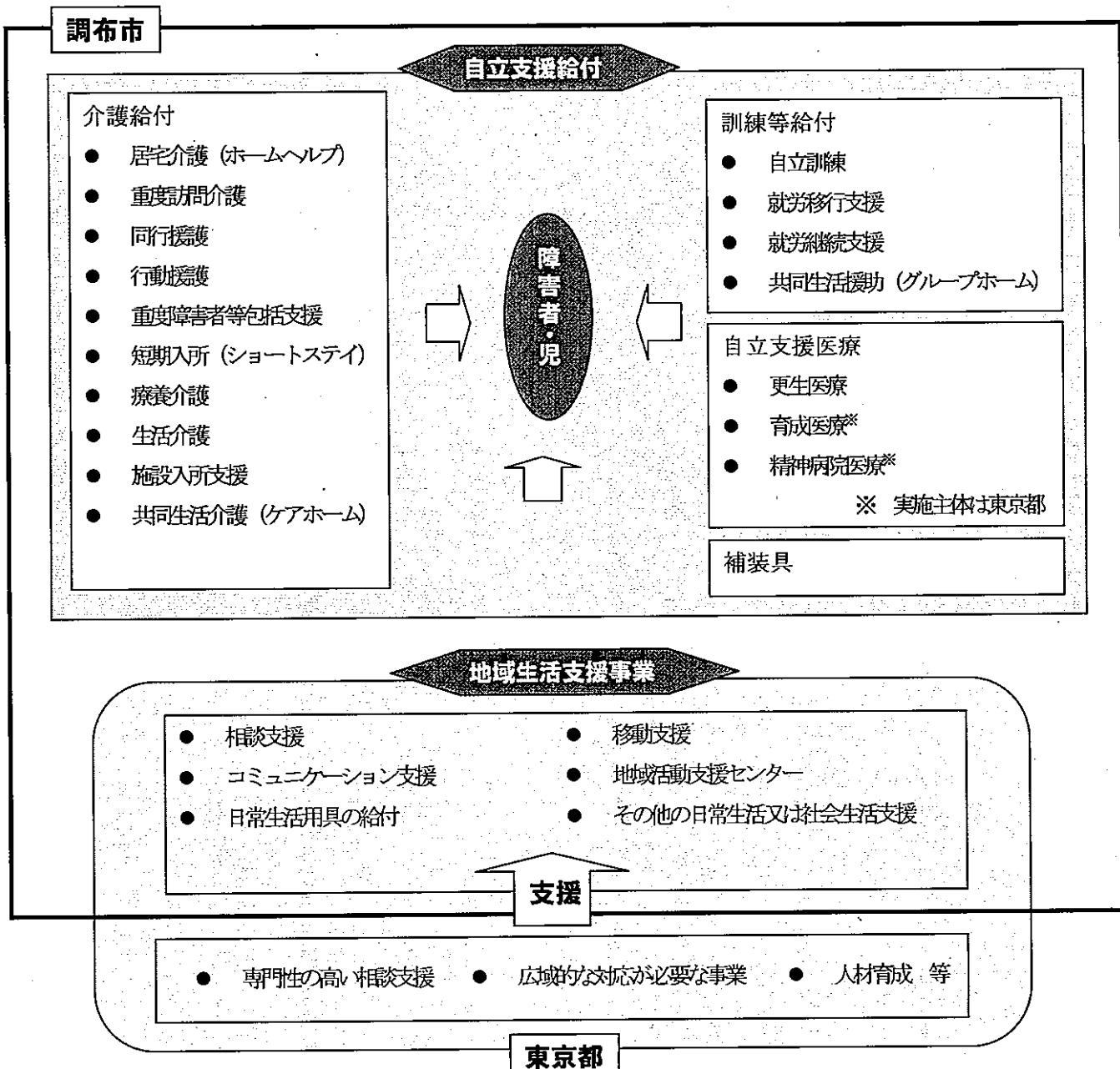
【事業計画】

<障害者自立支援法にもとづく自立支援給付・地域生活支援事業の実施>

市は、以下の障害者自立支援法におけるサービス体系にもとづいて、「自立支援給付」「地域生活支援事業」を実施しています。障害者自立支援法ではこれらの各サービスについては、今後3年間のサービス量の見込みを障害福祉計画として定めることになっています。

これらのサービスについては、次の第5章において詳しく扱います。

<（参考）障害者自立支援法におけるサービスの体系について>



全国社会福祉協議会「障害者自立支援法のサービス利用について」参考

なお、国制度以外の市独自のサービス（地域生活支援事業等）と、特に障害福祉計画でサービス見込みの設定が定められていない事業の事業計画を以下掲載します。

在宅障害者ショートステイ事業 (P.46再掲)		障害福祉課
事業概要	知的障害者援護施設「なごみ」において、障害者の家族の方が病気や所用、その他休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人（中学生以上）をお預かりします。	
今後の方向・目標	現状を維持しつつ、介護者の緊急時に応えるような体制を整えていきます。	

【拡充】在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業 (P.34再掲)		障害福祉課
事業概要	障害者(児)の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者(児)本人をお預かりします。 1 島田療育センター（宿泊保護） 2 みずき（宿泊保護） 3 総合福祉センター（日帰り保護） 4 滝乃川学園（障害児宿泊保護）※平成24年度より開始	
今後の方向・目標	障害児の受入先のニーズに応えるため、障害児を対象とした緊急一時保護事業を平成24年度から滝乃川学園で行う予定です。	

【新規】障害児緊急一時養護事業 (P.32再掲)		子ども発達センター
事業概要	子ども発達センターにて小学生以下の障害児（学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む）を対象として、緊急一時保護事業（日中預かり）を開始します。	
今後の方向・目標	平成24年度より、子ども発達センターにて事業を開始し、障害児の緊急対応ニーズに応えられるよう事業運営を図っていきます。	

重度脳性まひ者介護事業		障害福祉課
事業概要	市内在住の20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方も介護人（障害者本人の推薦による家族の方）を派遣して、外出の介助などの必要な用務を行います。	
今後の方向・目標	継続します。	

補装具費の支給及び修理費の支給		障害福祉課
事業概要	障害者手帳の交付を受けている方に対して、次の補装具費を支給します。 盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者意思伝達装置など	
今後の方向・目標	継続します。	

日常生活用具費支給事業		障害福祉課
事業概要	それぞれの障害に応じて工夫された用具を購入するための費用を支給することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。	
今後の方向・目標	障害児・者のニーズに対応しながら、支援を継続します。	

第5章 サービス見込み量と目標値(第3期調布市障害福祉計画部分)

＜第3期計画におけるサービス見込み量・目標値の考え方＞

- 第3期は、第2期までの6年間をかけた新体系サービスへの移行が完了し、この新たなサービス体系のもとでのサービスが本格的に始動する「元年」となります。
 - ・ただし、平成25年4月には障害者総合支援法（平成24年3月現在国会審議中）のもとで、新サービスの展開が予定されており、障害福祉計画の見直しも想定されています。
 - ・なお、一部の施設では体系移行が未了であり、1年間の猶予期間（平成24年度）が設定されています。
- 新法の成立を待たずに、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、第3期より新たなサービスがスタートします（一部は、第2期計画期間中の平成23年10月から開始しています）。
- 特に、児童デイサービス等の障害児への支援サービスの統合・再編が行われ、法制度的には、障害者自立支援法から児童福祉法の所管に移行しました。従って障害児関連のサービス見込み量については、障害者自立支援法を根拠とする障害福祉計画の対象からは外れることになりました。
しかしながら、市としては、本計画が障害者総合計画として、一人ひとりの地域生活をライフステージで切れ目無く支えていくとの視点をもつことにかんがみて、可能な限り、障害児支援に関するサービスの見込み量も設定することにします。
- サービス見込み量と目標値の設定に際しては、現在のサービス利用者のサービス利用状況を踏まえたうえで、その水準の維持に努めつつ、新規利用者の動向や事業所のサービス供給体制の整備動向等を勘案します。

※本計画に記載してある平成23年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、平成23年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

1 サービス見込み量

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

訪問系サービスは、ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

○ 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

○ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

○ 行動援護

知的障害・精神障害で行動に著しい困難のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

○ 同行援護（平成23年10月1日より開始）

視覚障害の方の移動時（外出）に、視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います。

○ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に夜間も含め、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 第2期計画の評価

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の4サービスの合計では、ほぼ計画どおりに実績が推移しているといえます。重度障害者等包括支援は、事業所開設の予定も利用予定者もありませんでした。

同行援護は、ほぼすべての利用者が、移動支援からサービスを移行しています。

短期入所については、利用人日、利用者数ともに計画値よりも実績値が上回っている傾向があり、第3期計画においては、第2期の利用実績を踏まえたサービス見込み量の設定が必要です。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
居宅介護	85,420	79,301	92.8%	90,595	91,059	100.5%	90,595	112,100	123.7%
重度訪問介護	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
行動援護									
重度障害者等包括支援 (4サービス合計)	166人	235人	141.6%	176人	265人	150.6%	185人	290人	171.9%

同行援護（※）	-	-	-	-	-	-	-	2,400 時間分	-
								28人	

短期入所	2,834 人日分	3,414 人日分	120.5 %	2,910 人日分	4,392 人日分	150.9 %	2,943 人日分	4,500 人日分	152.9 %
	81人	101人	124.7%	84人	117人	139.3%	85人	115人	135.3%

（※）同行援護は平成23年10月1日から開始です。23年度実績値は半年分となっています。

③ 第3期計画における基本の方針とサービス見込み

[基本の方針]

- 居宅介護等の5サービスについては、第2期計画の利用実績を踏まえ、今後見込まれる新規利用者（地域移行や退院促進による利用等）の増加を勘案して、サービスの見込み量を設定します。重度障害者等包括支援は、事業所開設予定や新規の利用予定者はいないと想定します。同行援護は、移動支援（地域生活支援事業）からの利用の切り替えを基本とします。
- 短期入所については、第2期中の利用伸び率を勘案して、サービス量を見込みます。

[訪問系サービス・第3期計画におけるサービスの見込み量]

種別	23年度 (参考)	24年度	25年度	26年度
居宅介護	114,500	130,800	142,500	154,200
重度訪問介護	時間分	時間分	時間分	時間分
行動援護				
重度障害者等包括支援				
同行援護 (5サービス合計)	318人	333人	348人	364人

短期入所	4,500	4,750	5,000	5,250
	人日分	人日分	人日分	人日分
	115人	120人	125人	130人

(※) 同行援護は平成23年10月1日から開始です。23年度実績値は半年分となります。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

日中活動系サービスは、施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

○ 生活介護

常に介護を必要とする人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などを日中に行います。

○ 自立訓練（機能訓練）

地域で自立した日常生活や社会生活を送るため、身体機能の維持・回復などの支援を必要とする身体障害者に対し、18ヶ月を限度として必要な訓練を行います。

○ 自立訓練（生活訓練）

地域で自立した日常生活や社会生活を送るための生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害者・精神障害者などに対し、24ヶ月を限度として必要な訓練を行います。なお、長期に入院している人、施設入所支援を利用している人については、36ヶ月を限度として必要な訓練を行います。

○ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人のうち、企業などへの雇用または在宅就労などが見込まれる人に対し、24ヶ月を限度として、計画的なプログラムにもとづき、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

○ 就労継続支援（A型）

一般企業などで就労が困難な人のうち、雇用契約にもとづく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

○ 就労継続支援（B型）

一般企業などで就労が困難な人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援（A型（雇用型））の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

○ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

② 第2期計画の評価

市内事業所の新体系サービスへの移行については、概ね完了しており、ほぼ計画どおりに推移しています。就労継続支援A型は、実施事業所数が少ないと等から、利用者数も伸びも低い状況になっています。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
生活介護	111 人分	110 人分	99.1 %	241 人分	266 人分	110.4 %	291 人分	333 人分	114.4 %
自立訓練 (機能)	0 人分	1 人分	-	2 人分	3 人分	150.0 %	3 人分	5 人分	166.7 %
自立訓練 (生活)	5 人分	3 人分	60.0 %	10 人分	1 人分	10.0 %	14 人分	13 人分	92.9 %
就労移行 支援	29 人分	40 人分	137.9 %	56 人分	40 人分	71.4 %	66 人分	57 人分	86.4 %
就労継続 支援A型	0 人分	1 人分	-	0 人分	3 人分	-	6 人分	2 人分	33.3 %
就労継続 支援B型	163 人分	225 人分	138.0 %	274 人分	283 人分	103.3 %	406 人分	405 人分	99.8 %
療養介護	0 人分	0 人分	-	0 人分	0 人分	-	3 人分	0 人分	0.0 %

③ 第3期計画における基本の方針とサービス見込み

【基本の方針】

- 日中活動系サービスの見込みの設定に際しては、利用者の意向、障害の程度、年齢等、その人に合った活動の場が整備されることを基本とします。
- 特別支援学校の卒業生や地域移行・退院促進する方等、新規にサービスを利用する方の動向や意向を踏まえて、各種サービス量を算定します。
- 今般の制度改正により、障害児施設等を利用している18歳以上の方については、原則、障害者自立支援法のもとでのサービスに移管されます（重症心身障害児施設の利用者等）。そのため第3期では、生活介護や療養介護サービスの新規利用者としてその利用分を見込みます。
- 自立訓練（生活）は、第3期計画期間中に市内に事業所が開設される見込みから、利用者数の大幅な伸びを想定しています。また就労継続支援A型についても、事業所開設の動きを受けて、微増を見込みます。

【日中活動系サービス・第3期計画におけるサービスの見込み量】

種別	23年度 (参考)	24年度	25年度	26年度
生活介護	333人分	361人分	372人分	379人分
自立訓練（機能）	5人分	5人分	5人分	5人分
自立訓練（生活）	13人分	60人分	60人分	60人分
就労移行支援	57人分	57人分	62人分	68人分
就労継続支援A型	2人分	3人分	3人分	4人分
就労継続支援B型	405人分	471人分	480人分	487人分
療養介護	0人分	19人分	19人分	19人分

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

居住系サービスは、主に単身の知的障害者・精神障害者に対し、地域生活を送るための共同生活の住居を提供し、日中や夜間、休日などに必要な介護、支援を提供するサービスです。また、施設入所をしている障害者に対し、夜間や休日に必要となる介護、支援などを提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

○ 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活が可能な知的障害者・精神障害者について、共同生活を行う住居で、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援を行います。

○ 共同生活介護（ケアホーム）

知的障害者・精神障害者で夜間や休日に共同生活を行う住居で必要な入浴、排せつ、食事の介護、日中活動利用支援などを行います。

○ 施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 第2期計画の評価と今後の課題

共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）については、市内の施設だけでなく、市外の施設であっても調布市で支給決定している方も含んでいます。平成23年度に知的障害の方を対象としたホーム（定員4名）が1か所開設されましたが、まだまだ利用できる市内施設が少ないので現状です。また、施設入所から地域移行によるグループホーム・ケアホームへの入居件数も増えています。新規のグループホーム・ケアホームの創設が必要です。

施設入所支援については、体系移行の進展と連動しますが、概ね体系移行が終了しているものと思われます。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
共同生活援助	106人	116人	109.4 %	108人	117人	108.3 %	119人	120人	100.8 %
共同生活介護									
うち 知的障害者	67人	71人	106.0 %	67人	79人	118.0 %	71人	81人	114.1 %
うち 精神障害者	39人	45人	115.4 %	41人	38人	92.7 %	48人	39人	81.3 %

施設入所支援	51人	42人	82.4 %	108人	103人	95.4 %	157人	150人	95.5 %
--------	-----	-----	--------	------	------	--------	------	------	--------

③ 第3期計画における基本的指針とサービス見込み

[基本的方針]

- 第3期計画中に、重度の身体障害と知的障害を併せ持つ方のケアホームの開設や、援護寮からの体系移行による精神障害の方のケアホームの開設を見込みます。
- 施設入所支援については、平成23年度の利用者数を基礎に、今後の地域移行等による退所者数と新規の利用者数が同一であるとの想定のもと、利用者数を見込みます。

[居住系サービス・第3期計画におけるサービスの見込み量]

種別	23年度 (参考)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	120人分	125人分	145人分	160人分
共同生活介護				
うち 知的障害者	81人分	82人分	98人分	107分
うち 精神障害者	39人分	43人分	47人分	53人分
施設入所支援	150人	150人	150人	150人

(4) 相談支援

① サービスの概要

○ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

自立した生活を支え、さまざまな課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、本人に代わって福祉サービス等の利用に係る連絡調整を行い、ケアプラン（「サービス等利用計画」）を作成する事業です。対象となるのは、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者または障害児です。

平成24年度より対象を拡大することになり、対象拡大にあたっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、今後3年間で段階的に対象者を拡大します。

※ 障害児通所支援を利用する障害児に関しては、（5）の障害児相談支援（P. 127）で扱います。

【地域相談支援】

○ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者を対象に、地域移行の際の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

※平成24年度より新たに開始するサービスです。

○ 地域定着支援

障害者支援施設や病院からの退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談・訪問等を行います。

※平成24年度より新たに開始するサービスです。

② 第2期計画の評価と今後の課題

計画相談支援は、サービス等利用計画の対象者の条件が厳しかったこともあり、全国的に実績が伸び悩んでいました。市としては、地域生活支援のための重要なサービスであるとの認識のもと、サービスを必要としている方の選定を進め、他市に比較して多くを見込んできました。

第3期では対象が拡大されるため、第2期までの実績を踏まえつつ、段階的な利用者の増加を見込む必要があります。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	42 人分	48 人分	114.3 %	51 人分	47 人分	92.2 %	61 人分	47 人分	77.0 %

③ 第3期計画における基本的指針とサービス見込み

【基本的方針】

- 計画相談支援は、前述のとおり対象が拡大されます。市内3か所の相談支援事業所をはじめ、平成24年度より障害福祉課でも事業を実施し、対象者の拡大に対応していきます。市内事業者の整備状況も踏まえつつ、平成26年度中に対象となる方全員に実施できるよう、サービス量を見込みます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、第3期中に入所施設や精神科病院への入院から地域移行する方の目標値をもとに、利用者数を見込みます。

【相談支援・第3期計画におけるサービスの見込み量】

種別	23年度 (参考)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	47人分	200人分	600人分	1,000人分
地域移行支援	-	3人分	6人分	8人分
地域定着支援	-	2人分	4人分	6人分

※ 地域移行支援、地域定着支援は平成24年度より新たに開始するサービスです。

(5) 児童福祉法にもとづくサービス

① サービスの概要

○ 障害児相談支援

自立した生活を支え、さまざまな課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、本人や保護者に代わって障害児通所支援等の利用に係る連絡調整を行い、ケアプラン（「障害児支援利用計画」）を作成する事業です。対象となるのは、障害児通所支援を利用するすべての障害児となります。

【障害児通所支援】

○ 児童発達支援・医療型児童発達支援

(旧) 児童デイサービス、障害児通園施設等

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。従来障害者自立支援法で実施されていた児童デイサービス、児童福祉法で実施されていた各通園施設事業、予算措置で実施していた重症心身障害児（者）通園事業を統合・再編し、平成24年度より対象児童の障害の状況等に応じて「児童発達支援」「医療型児童発達支援」として実施します。

○ 放課後等デイサービス

(旧) 児童デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

○ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育士等の専門スタッフが定期的に当該施設を訪問し、保育所等の安定した利用を支援します。

② 第2期計画の評価と今後の課題

児童デイサービスは、計画値と実績に大きな差違が生じていますが、これは平成22年度より子ども発達センターにおいて、従来の通園事業を児童デイサービス事業に位置づけ、療育事業を展開拡充してきたことによる。

前述のように、今後児童デイサービスは新たなサービスに再編されますが、引き続き障害児や発達に遅れやかたよりのある子ども・家庭への総合的な支援を充実する必要があります。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
児童デイサービス	230 人日分	120 人日分	52.2 %	2,150 人日分	6,893 人日分	320.6 %	2,150 人日分	11,050 人日分	514.0 %
	6人	4人	66.7 %	56人	72人	128.6 %	56人	135人	241.1 %

③ 第3期計画における基本的指針とサービス見込み

【基本的方針】

- 障害児相談支援は、平成24年度より子ども発達センター、社会福祉協議会（ドルヂ）で事業を開始するほか、障害福祉課でも事業を実施します。その他市内事業者の整備状況も踏まえつつ、平成26年度中に対象となる方全員に実施できるよう、サービス量を見込みます。
- 医療型児童発達支援については、障害児通園事業からの移行者を、児童発達支援については、同じく障害児通園事業者からの移行者及び子ども発達支援センター通園事業の利用者を見込みます。
- 放課後等デイサービスについては、市内の旧児童デイサービス事業所及び通所訓練事業からの体系移行予定をもとに利用者を見込みます。
- 保育所等訪問支援については、今後子ども発達センターで事業実施の検討を行い、平成25年度からの実施をめざしています。一方で、これまで子ども発達センターでは独自に保育所等への訪問を行い、発達の遅れや偏りが見られる児童を療育につなげる支援を開設しており、今後も同様の取組を継続します。

【児童福祉法にもとづくサービス・第3期計画におけるサービスの見込み量】

種別	24年度	25年度	26年度
障害児相談支援	50人分	100人分	200人分
児童発達支援	43人分	43人分	43人分
医療型児童発達支援	2人分	2人分	2人分
放課後等デイサービス	146人分	146人分	146人分
保育所等訪問支援	0人分	2人分	4人分

(6) 地域生活支援事業

① サービスの概要

地域生活支援事業は、市が主体となって地域の特性や障害者の状況に応じた多彩な事業を展開することにより、障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の基盤づくりを推進する事業です。国が定めた必須事業と調布市独自の事業があります。対象となるサービスは、次のとおりです。

《必須事業》

○ 相談支援事業

ここでいう相談支援は、前述した「相談支援（サービス等利用計画の作成）」とは違い、いわゆる一般的な相談や幅広いケアマネジメントのことです。障害者やその家族、あるいは支援者などからの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な援助を行う事業です。

- ・ 福祉全般にわたる一般的な相談支援を行います。
- ・ 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門職による困難事例などへの対応や他の相談者への専門的な指導、助言を行います。
- ・ 相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす地域自立支援協議会を設置・運営します。
- ・ 身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や地域の相談支援の中核的な役割を果たすために基幹相談支援センターを設置します（平成24年度からの新しい事業です）。

○ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に、成年後見制度の利用に要する費用について補助します（平成24年度からの新しい事業です）。

○ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、要約筆記・手話通訳などの方法により、コミュニケーションに関する支援を行う事業です。

○ 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、特殊ベッド・各種信号装置・ストーマ装具・住宅改修などの日常生活用具を給付することにより、障害者が自立した生活を送るための支援を図る事業です。

○ 移動支援事業

一人では出かけられない障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

○ 地域活動支援センター

基本事業として居場所機能、創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談事業や社会資源との連携、地域ボランティア育成助言、障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

《独自事業》

○ 訪問入浴サービス事業

自宅において一人で入浴できない、常に介護を必要とする障害者に入浴車を派遣して室内で入浴サービスを行う事業です。

○ 日中一時支援事業

障害者を一時的に預かって、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などをを行う事業です。

○ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費とは、身体障害者が自立訓練事業・就労移行支援事業を利用する場合や身体障害者更生援護施設に入所する場合、更生訓練に要した費用の一部を支給する事業です。

施設入所者就職支度金給付事業とは、就労移行支援事業・就労継続支援事業・身体障害者更生援護施設による訓練を終了した障害者が就職や自営業による就労により自立する場合、就職支度金の一部を支給する事業です。

○ 居住サポート事業

家族等と同居している知的障害者や精神障害者の民間アパートへの入居支援・居住先の確保や退院・退所後の地域生活を維持するために継続的支援を行うほか、地域の体制整備のためのコーディネートなど、単身者以外の広域的な取り組みを行う事業です。

② 第2期計画の評価と今後の課題

○ 相談支援事業、居住サポート事業

障害者相談支援事業は、計画上の実施箇所数を達成しています。地域自立支援協議会については、制度開始早々、他の自治体に先んじて設置し、ワーキンググループを中心に、地域生活の課題の検討や課題の提言を行っています。

居住サポート事業については、利用者数が頭打ちとなっておりますが、今後は新たな相談支援事業である地域移行支援や地域定着支援との役割も見据えつつ、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、事業を再編し継続していきます。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
障害者相談支援事業（実施箇所）	3箇所	3箇所	100.0%	3箇所	3箇所	100.0%	3箇所	3箇所	100.0%
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
居住サポート事業	20人	22人	110.0%	30人	22人	73.3%	40人	19人	47.5%

○ コミュニケーション支援事業

聴覚障害、音声機能障害または言語機能障害により、コミュニケーションに困難のある方の地域での自立生活及び社会参加のために重要であり、今後も充実を図ります。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
要約筆記（※）	20人	22人	110.0%	20人	26人	130.0%	25人	17人	68.0%
手話通訳	66人	63人	95.5%	70人	77人	110.0%	75人	66人	88.0%

※要約筆記には、PC・OHP・ノートテイクが含まれます。

○ 日常生活用具給付等事業

サービスの特性上、各年度でのばらつきはありますが、実績が計画値を極端に上回ることなく推移しています。今後も引き続き制度に則り、適正に実施します。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
介護訓練支援用具	14件	20件	142.9 %	14件	7件	50.0 %	14件	17件	121.4 %
自立生活支援用具	23件	44件	191.3 %	23件	47件	204.3 %	23件	56件	243.5 %
在宅療養等支援用具	19件	17件	89.5 %	19件	23件	121.1 %	19件	29件	152.6 %
情報・意思疎通支援用具	39件	42件	107.7 %	39件	36件	92.3 %	39件	44件	112.8 %
排泄管理支援用具	3,548件	3,094件	87.2 %	3,718件	3,290件	88.5 %	3,888件	3,467件	94.0 %
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	15件	15件	100.0 %	15件	15件	100.0 %	15件	16件	106.7 %

○ 移動支援事業

平成23年10月より同行援護が開始されたため、利用者の一部がサービス利用の切り替えをしました。しかしながら、利用者数と利用時間数の実績は、毎年増加の傾向があり、今後もサービス基盤の拡充を図ります。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
移動支援事業	132人	159人	120.5%	140人	159人	113.6%	226人	165人	73.0%
	13,398時間	13,160時間	98.2%	14,067時間	15,382時間	109.3%	18,603時間	14,761時間	95.3%

○ 地域活動支援センター機能強化事業

実施箇所は、計画どおりに推移していますが、利用者数は、計画値を若干上回っている状況です。利用者のニーズと実施事業所の対応力を検証しつつ、今後の事業展開を工夫する必要があります。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
地域活動支援 センターⅠ型	3か所	3か所	100.0 %	3か所	3か所	100.0 %	3か所	3か所	100.0 %
	500人	585人	117.0 %	530人	573人	108.1 %	530人	589人	111.1 %

○ 訪問入浴サービス事業

利用者数は、ほぼ一定数で推移しています。利用回数は、計画値を下回っている傾向がみられますが、今後の動向を見極めつつ、引き続き事業展開を図ります。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
訪問入浴サービ ス事業	19人	11人	57.9%	21人	12人	57.1%	23人	11人	47.8%
	500回	347回	69.4%	552回	374回	67.8%	604回	426回	70.5%

○ 日中一時支援事業

事業所の箇所数は、計画値を下回っていますが、利用者数はほぼ計画どおり推移しています。利用者・利用希望者のニーズに合わせた実施事業所数の確保が課題です。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
日中一時支援 事業	8箇所	6箇所	75.0 %	9箇所	6箇所	66.7 %	10箇所	7箇所	70.0 %
	84人	79人	94.0 %	90人	94人	104.4 %	100人	96人	96.0 %

○ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費については、ほぼ計画値の範囲内で一定の利用者数で推移しています。施設入所者就職支度金の実績は今のところありませんが、第3期計画期間内における一般就労移行者などに対応していくため、引き続き事業を展開します。

種別	21年度			22年度			23年度		
	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比	計画値	実績	計画比
更生訓練費	15件	10件	66.7%	15件	9件	60.0%	15件	9件	60.0%
施設入所者 就職支度金	1件	0件	0.0%	1件	0件	0.0%	1件	0件	0.0%

③ 第3期計画における基本的指針とサービス見込み

【基本の方針】

障害のある方が地域で自立した生活をするためには、障害の状況に応じた身近で多様なサービスを選択できることが必要です。そのため、国が定めた必須事業のほかに地域ニーズに応じた調布市独自の事業展開に今後も努めます。

移動支援の利用時間数は、従来の利用者の一部が同行援護に移行したことにより、全体としては一旦減少を見込んでいます。

居住サポート事業は、これまでの事業内容の主要な部分が地域移行支援、地域定着支援(P.125)に移行することより、対象者が大きく変更となり、地域の体制整備等広域的な取組が中心となることから、利用者は一旦減少を見込んでいます。

【地域生活支援事業・第3期計画におけるサービスの見込み量】

種別	23年度 (参考)	24年度	25年度	26年度
○相談支援事業				
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	-	有	有	有
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
居住サポート事業	19人	3人	3人	4人
○成年後見制度利用支援事業				
要約筆記	17人	25人	25人	25人
手話通訳	714人	720人	720人	720人
○日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	17件	15件	15件	15件
自立生活支援用具	56件	50件	50件	50件
在宅療養等支援用具	29件	25件	25件	25件
情報・意思疎通支援用具	44件	42件	42件	42件
排泄管理支援用具	3,467件	3,640件	3,820件	4,010件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	16件	15件	15件	15件
○移動支援 事業	(利用者数)	165人	143人	150人
	(利用時間数)	14,761時間	12,950時間	13,600時間
				14,210時間

種別	23年度 (参考)	24年度	25年度	26年度
○地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援 センターI型	(実施箇所数)	3か所	3か所	3か所
	(利用者数)	589人	600人	600人
○その他実施する事業				
訪問入浴 サービス 事業	(利用者数)	11人	11人	13人
	(利用回数)	426回	460回	570回
日中一時 支援事業	(実施箇所数)	7か所	8か所	9か所
	(利用者数)	96人	100人	105人
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業				
	更生訓練費	9件	5件	5件
	施設入所者就職支度金	0件	1件	1件

2 目標値

サービス種別ごとの見込み量とは別途、（1）地域生活移行支援及び（2）福祉施設から一般就労への移行については、市町村ごとに目標値を設定することと国により定められています。目標値の設定にあたっては、国が基本指針を示し、各市町村がそれらをもとにこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

(1) 施設入所・入院から地域生活への移行促進

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行を引き続き推進します。

国の基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行について、平成17年10月1日現在の入所者（調布市では153名）のうち、平成26年度末までに3割以上が地域生活へ移行し、施設入所者の総数を1割以上削減することが基本とされています。

調布市では、これまで第2期障害福祉計画作成時（平成20年度）に実施した「地域生活への移行についての調査」等独自の調査等から地域生活への移行が見込まれる施設入所者の具体的な把握を行っており、引き続き国の示す指針とは異なる独自の目標値を設定し、地域生活移行への取組を進めています。

また、入所者数については、既に入所者の地域生活移行を推進する一方で、障害特性や家庭状況の変化等から新たに入所を希望する方も依然として一定数存在しており、東京都も当面は平成17年度の入所者数を超えないよう努めることとしていることから、市でも現在の施設入所者数をほぼ据え置くこととしています

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	153人	平成17年10月1日（注）の身体障害者療護施設・知的障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）・知的障害者授産施設（入所）者数
目標年度（平成26年度）入所者数（B）	150人	
削減見込み（A-B）	3人	
【26年度目標値】 地域生活移行者数	15人 (10.0%)	施設入所者のうち、平成26年度末までにグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する予定の者の数
平成23年度末実績	延べ10人	18年度3人、19年度1人、20年度4人 21年度1人、22年度1人 (第2期障害福祉計画に定める目標値 5人)

※上記の目標値の設定にあたっては、児童福祉法の改正により障害者自立支援法にもとづく障害者支援施設等を利用させることとした施設を除いております。

【特に関連する事業】

- ・障害者相談支援事業（P.16）
- ・障害者地域移行促進事業（P.19）
- ・障害者地域自立支援協議会（P.91）
- ・地域移行支援・地域定着支援（障害福祉サービス）（P.125）
- ・知的障害者グループホーム・ケアホーム事業（P.49）
- ・障害者グループホーム・ケアホーム開設・運営費補助（P.50）

② 精神障害者の地域生活への移行

精神科病院に入院している精神障害者の地域生活への移行を推進します。

目標値の設定に当たっては、東京都が都全体で対象となる精神障害者を推計して定めることとされており、調布市として別途の目標値の設定は行いません。東京都が推計した人数は市町村ごとに割り振られており、それによる調布市の推計値は、「地域移行支援」及び「地域定着支援」の見込み量として反映しています。

調布市では、引き続き東京都の方針等との調整を図りつつ、退院促進の取組を進めています。

【特に関連する事業】

- ・障害者相談支援事業（P.16）
- ・地域移行支援・地域定着支援（障害福祉サービス）（P.125）
- ・障害者居住サポート事業（P.52）
- ・障害者地域自立支援協議会（P.91）

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設での就労から、企業等での一般就労への移行を推進します。

国の示す基本指針では、平成26年度末で平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上を基本としていますが、調布市では、都内でも先駆けて平成13年度から障害者就労支援事業を実施する等、比較的早期から就労支援に取り組み実績をあげてきたことを踏まえ、以下のとおり目標値を設定します。

また、障害者の一般就労への移行については、就職のための訓練はもとより、就職後の職場定着までの一貫した支援が重要であると考え、「障害者地域生活・就労支援センターちゅうふだぞう」と「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所の就労支援センターが、福祉施設やハローワーク、企業等と連携しつつ、より多くの障害者が働き続けることができるよう支援を行っていきます。

項目	数値	備考
平成17年度の年間一般就労移行者数	17人	平成17年度において「区市町村障害者就労支援事業」等による支援を受けて、一般就労した者の数 (注)一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。
【26年度目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	43人 (2.5倍)	平成26年度において一般就労する者の数
実績 (平成22年度)	41人	ちゅうふだぞう（28人） 調布くすの木作業所（2人） こころの健康支援センター（11人）

【特に関連する事業】

- ・障害者就労支援事業 (P.63)
- ・障害者等雇用事業 (P.62)
- ・市立障害者施設の運営（すまいる）(P.62)
- ・市内在住の障害者の雇用の促進 (P.63)

② 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者の割合

国の示す基本指針では、平成26年度末において、福祉施設利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用し、就労継続支援事業（A型、B型）利用者のうち、3割以上が就労継続支援（A型）事業を利用することとされています。

しかし、調布市では市内及び近隣の事業所設置状況やこれまでの同事業の利用者数の推移から、いずれも上記の国の方針にとらわれず、調布市の実情に則した考え方方が重要であると考え、以下のとおり目標値を定めています。

項目	数値	備考
平成26年度末の 福祉施設利用者数	1,022人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【26年度目標値】 目標年度の就労移行支援 事業の利用者数	68人 (6.7%)	平成26年度において就労移行支援事業を利用する 者の数（福祉施設利用者数に占める割合）

③ 就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数値	備考
平成26年度末の 就労継続支援（A型） 事業の利用者数	4人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を 利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援（B型） 事業の利用者数	487人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を 利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援（A型+B 型）事業の利用者数	491人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型） 事業を利用する者の数
【26年度目標値】 目標年度の就労継続支 援（A型）事業の利用者 の割合 A型／（A型+B型）	0.8%	平成26年度において就労継続支援事業を利用する 者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の 割合

あとがき 一障害者総合計画の策定を振り返って

新しい障害者計画と障害福祉計画の策定にあたり、2年間にわたって同計画策定委員会における議論と取りまとめに参加させていただきました。

この期間は障害者制度改革の議論の真っ只中でもあり、国レベルでの制度改革の進展に期待をしながら、一人ひとりの障害のある人の地域における生活の質を向上させるためには、身近な自治体における具体的な施策の展開と、それに対する障害のある方を含めたすべての住民の理解と積極的な議論が不可欠なことを実感し、また、実践できたのではないかと思います。

議論の中では、現行の障害者計画・障害福祉計画の進捗状況について検証しながら、従来の施策体系では谷間に陥りがちな課題についても委員全体で共有することができました。時に理念の違いや、財政面での課題等にも直面せざるを得ないこともありましたが、障害の有無にかかわらず、誰もがこの調布で暮らしていることの喜びを実感できるように、切れ目のない、いつでもどこでも支援を受けられる体制づくりは、立場を超えて変わらぬ基盤となる考え方として、搖らぐことはありませんでした。そして、2つの計画を総合計画として統合化し、障害の有無にかかわらず、すべての調布市民の計画として、発信できる形になったことは大変意義深いことと言えます。福祉施策やサービスの提供を通じて、障害を理由として誰も排除しない、排除されないまちづくりや共生社会の創造へつながっていくことを期待しています。

ところで、計画の推進にあたっては、常に制度そのもののあり方も含めて注視していくことが必要です。計画の着実な進行を見守りながら、同時に、制度に合わせて生活を組み立てるのではなく、サービスや支援の対象となる人々の願いに添った制度や施策を開拓することの重要性を計画の実施にあたっての出発点としたいものです。

朝日雅也（調布市障害者総合計画策定委員会会長）

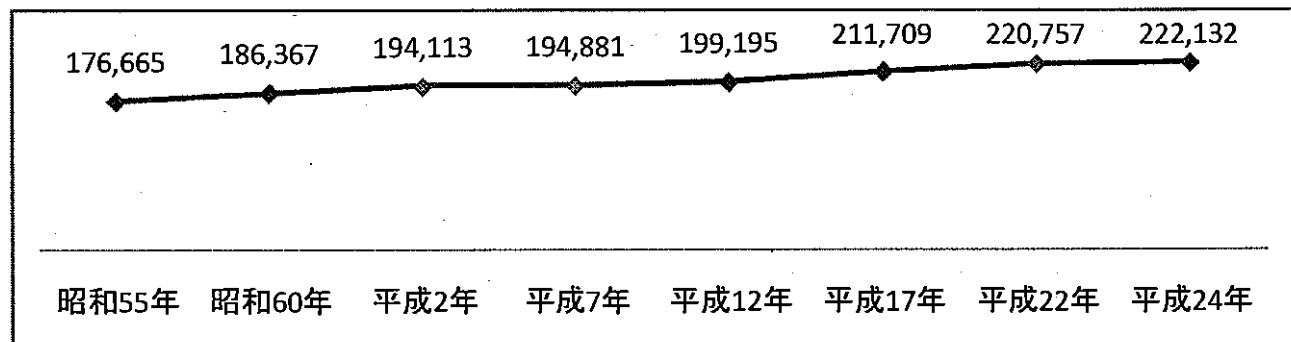
〈資料〉

資料1 障害福祉関連基本データ	146
資料2 検討体制	151
資料3 実施要領等（策定委員会、プロジェクトチーム）	158
資料4 施設一覧	161
資料5 調布市障害福祉計画（第3期）主なサービスの見込み量一覧	164

(1) 人口推移

調布市の人口は増加傾向にあり、平成24年1月1日現在、222,132人です（住民基本台帳・外国人登録者を含む）。

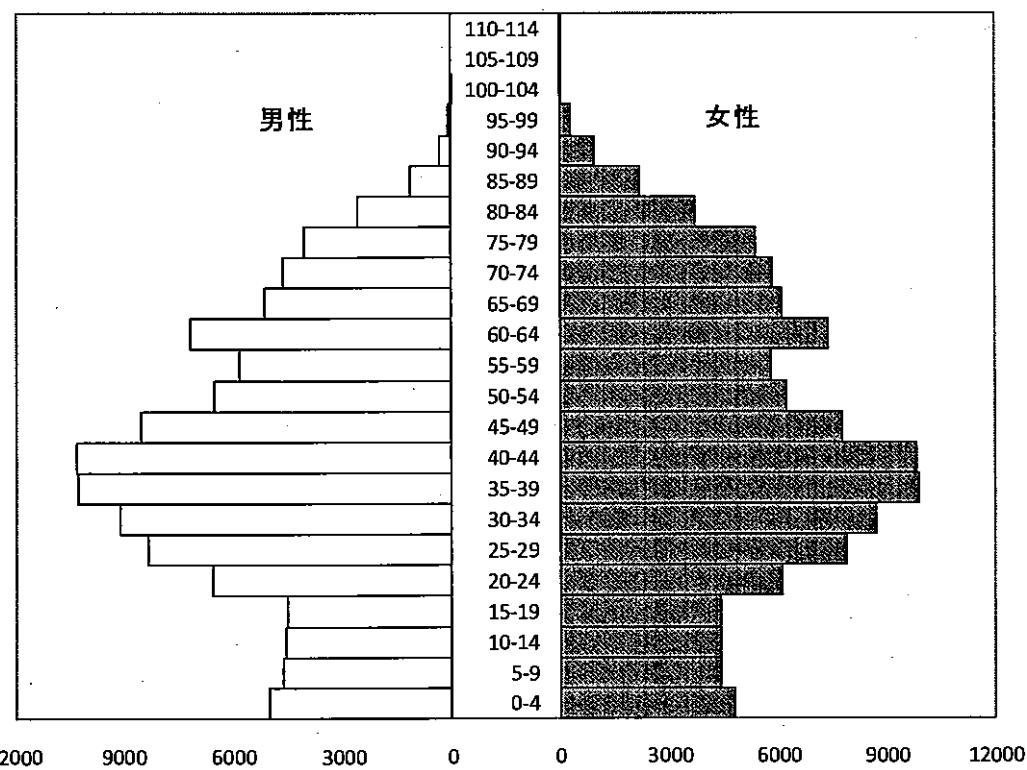
調布市の人口推移（各年1月1日現在）（単位：人）



(2) 年齢構成（人口ピラミッド）

年齢5歳階級別・性別人口をみると、男女ともに「35～39歳」「40～44歳」が多くなっています（住民基本台帳・外国人登録者を含む）。高齢化率は19.2%です。

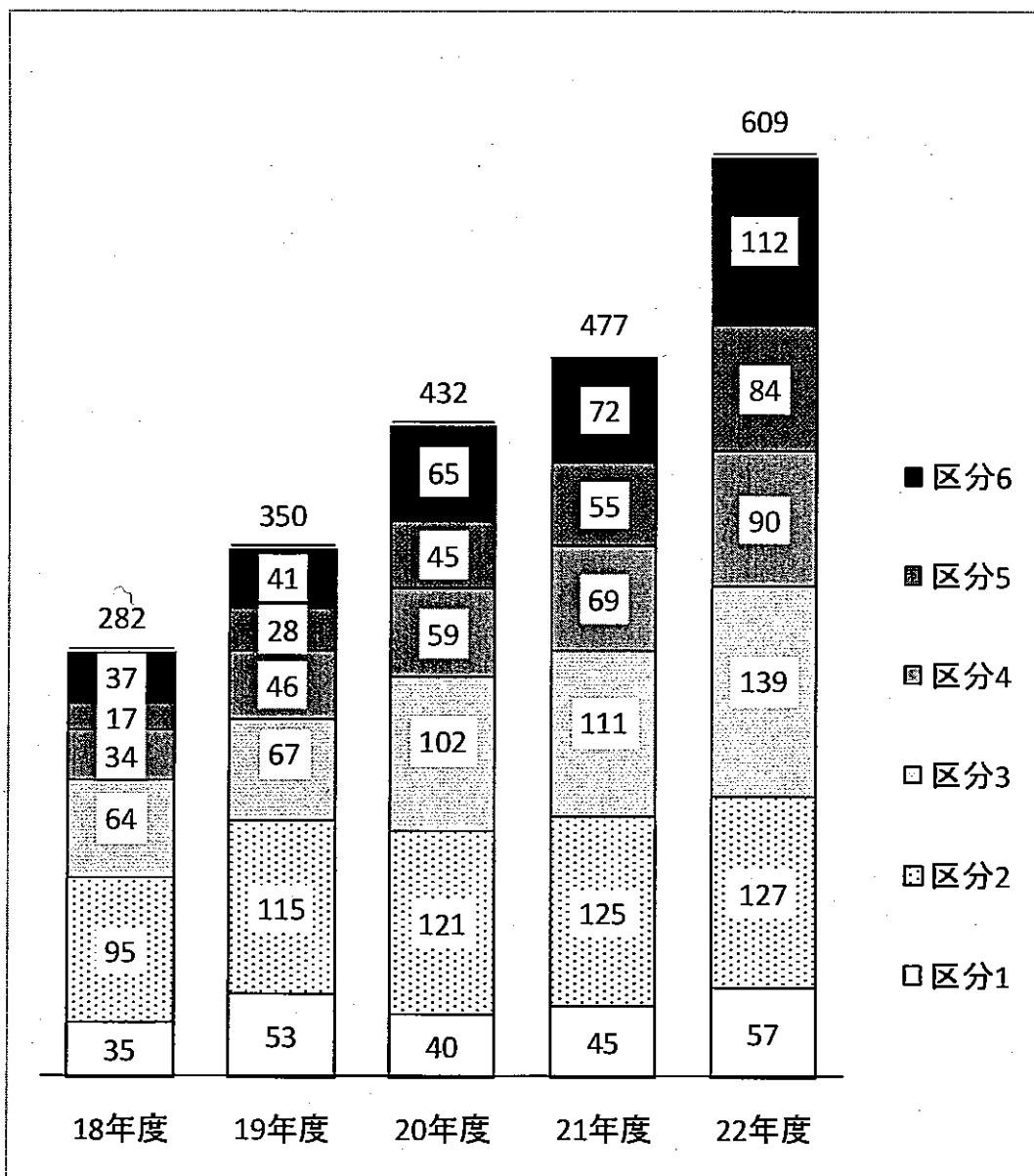
調布市民の年齢構成（平成24年1月1日現在）（単位：人）



(3) 障害程度区分認定者数の推移

障害程度区分認定者数は増加傾向にあり、平成22年度は609人となっています。

障害程度区分認定者数の推移（単位：人）

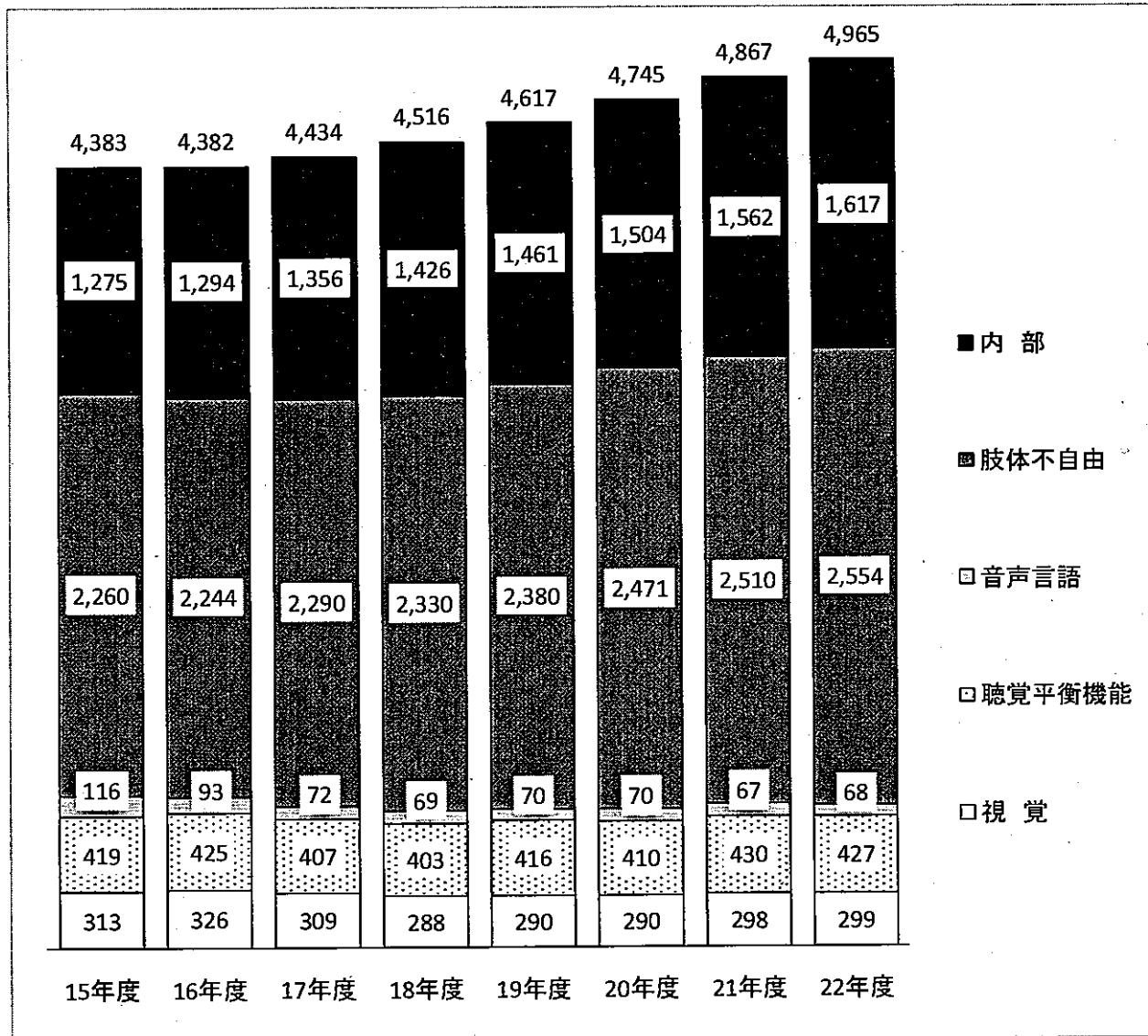


(資料) 調布市事務報告書

(4) 身体障害者手帳所持者数の推移（種別）

身体障害者手帳所持者数は4,000人台で毎年増加の傾向にあり、平成22年度は4,965人となっています。障害種別は「肢体不自由」が最も多く、次に「内部障害」が続きます。

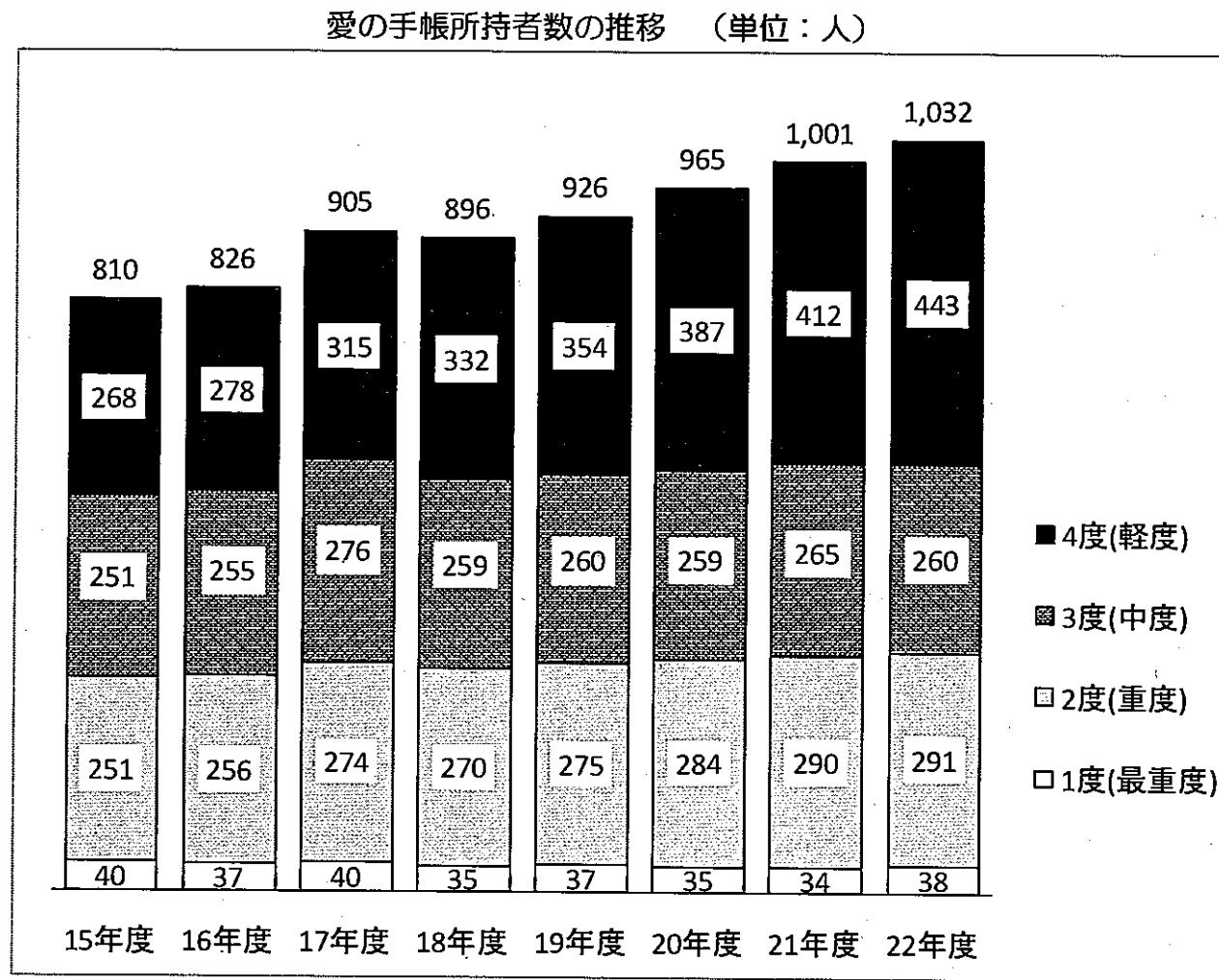
身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）



(資料) 調布市事務報告書

(5) 愛の手帳所持者数の推移（程度別）

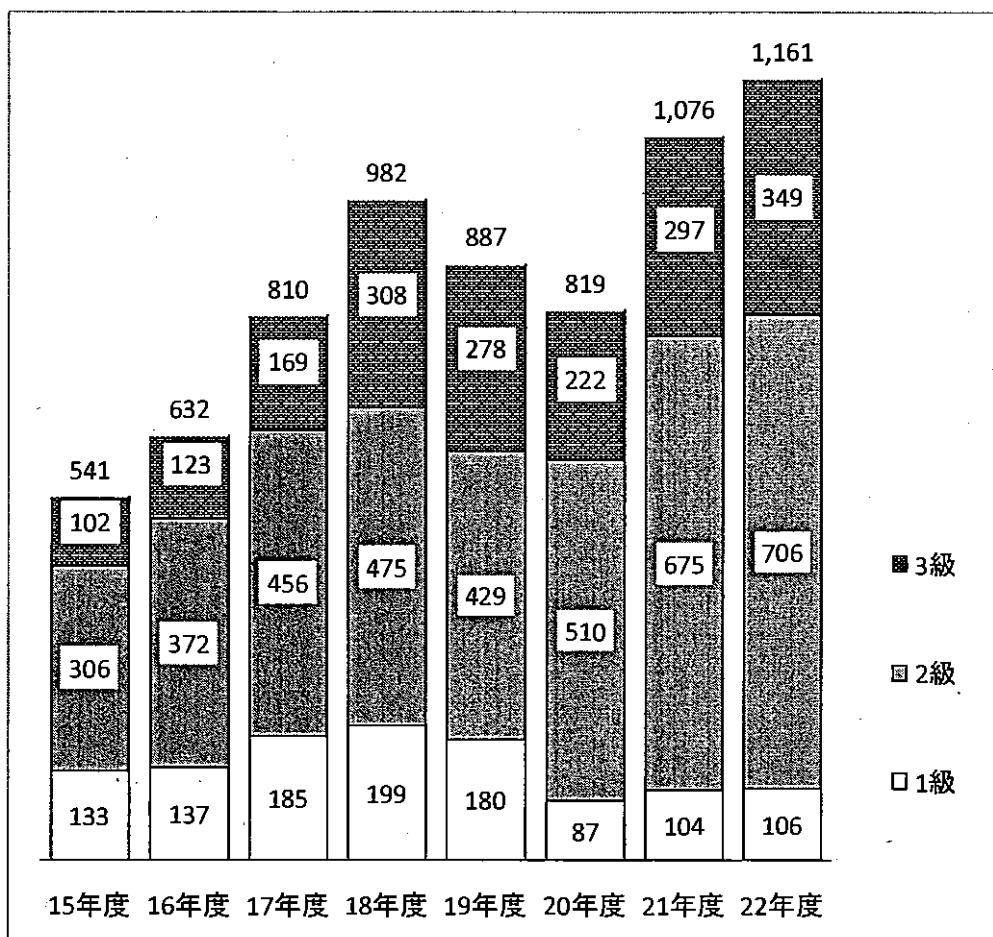
愛の手帳所持者数は毎年増加傾向にあり、平成21年度には1,000人を超えるました。平成22年度は1,032人となっています。程度別では「4度（軽度）」が最も多いです。



(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

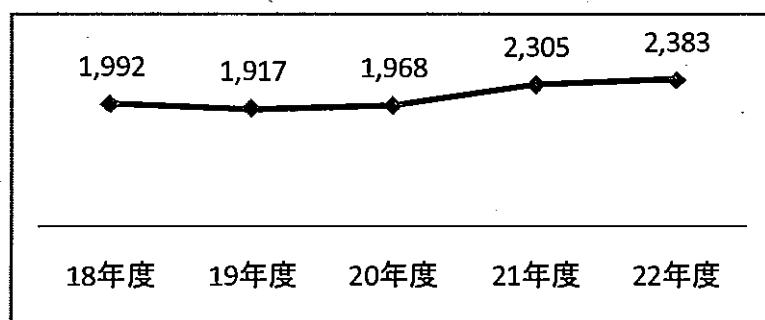
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年度により変化が見られます。平成21年度には1,000人を超えるました。平成22年度は1,161人となっています。等級別では「2級」が最も多いです。なお、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成22年度で2,383人です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）



(資料) 調布市事務報告書

(参考) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（単位：人）



(資料) 調布市事務報告書

(1) 調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同、◎会長、○副会長)

氏名	備考
◎ 朝日 雅也	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉学科 教授
○ 大木 幸子	杏林大学 保健学部 看護学科 地域看護学研究室 教授
川村 岳人	健康科学大学 健康科学部 福祉心理学科 講師
龜田 良一郎	調布市福祉作業所等連絡会 代表
根岸 麻矢	調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 (吉祥寺病院 医療相談室・地域移行推進室 室長)
鈴木 直樹	府中朝日特別支援学校 進路指導主任
田中 茂和 (平成23年度) 加藤 宣雄 (平成22年度)	調布市民生児童委員協議会
岡本 真郎	調布市医師会 会長
仲本 利香	NPO法人調布心身障害児・者親の会 理事
菅谷 為太郎	調布市身体障害者福祉協会 会長
井村 茂樹 (平成23年度) 伊藤 和代 (平成22年度)	調布市聴覚障害者協会
愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会 会長
野村 義子	調布精神障害者家族会かささぎ会 幹事
吉岡 千鶴子	NPO法人高次脳機能障がい者活動センター 調布ドリーム 理事長
仁田 典子	NPO法人調布心身障害児・者親の会
市橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 副会長
山野井 喜弘	当事者
黒川 常治	当事者
秋元 妙美	市民代表
伊地山 和茂	市民代表
松井 久美子	社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだそう 施設長
山口 左紀子	社会福祉法人新樹会 地域生活支援センター 希望ヶ丘 施設長
飯田 真喜子 (平成23年1月~) 柿沼 朋恵 (平成22年8~12月)	社会福祉法人調布市社会福祉協議会 障害者地域活動支援センター ドルチェ

(2) 調布市障害者総合計画策定研究プロジェクトチーム委員名簿（22年度）
 (敬称略・順不同 ◎リーダー, ○サブリーダー)

氏名	備考
山本 篤志	行政経営部政策企画課政策企画係
菊地 崇祐	行政経営部財政課財政係
早川 智子	福祉健康部健康推進課健康支援係
◎ 小野 敏希	福祉健康部福祉総務課地域福祉係
山口 純代	福祉健康部高齢者支援室計画係
杉浦 文香	生活文化スポーツ部産業振興課経済産業係
梶 義典	教育部指導室
高部 和昭	教育部社会教育課青少年教育係
佐藤 晋太郎	子ども生活部子育て支援課子育て支援係
武田 敏彦	子ども生活部児童青少年課児童青少年係
須合 元子	子ども生活部子ども発達センター発達支援係
宮内 稔由紀	総務部総合防災安全課防災係
安藤 美保	都市整備部都市計画課都市計画係
野澤 涼平	都市整備部交通対策課交通対策係
佐土原 耕平	調布市社会福祉協議会地域福祉推進課在宅支援係
○ 小田島 朱美	調布市社会福祉事業団子ども発達センター通園事業

(3) 調布市障害者総合計画策定研究プロジェクトチーム委員名簿（23年度）
 (敬称略・順不同 ◎リーダー, ○サブリーダー)

氏名	備考
山本 多恵	行政経営部政策企画課政策企画係
菊地 崇祐	行政経営部財政課財政係
佐藤 泉	福祉健康部健康推進課健康支援係
◎ 小笠原 唯之	福祉健康部福祉総務課地域福祉係
山口 純代	福祉健康部高齢者支援室計画係
御前 憲昭	生活文化スポーツ部産業振興課経済産業係
梶 義典	教育部指導室
寺田 裕貴	教育部社会教育課青少年教育係
佐藤 晋太郎	子ども生活部子育て支援課子育て支援係
武田 敏彦	子ども生活部児童青少年課児童青少年係
渡部 広子	子ども生活部子ども発達センター発達支援係
宮内 稔由紀	総務部総合防災安全課防災係
安藤 美保	都市整備部都市計画課都市計画係
野澤 涼平	都市整備部交通対策課交通対策係
佐土原 耕平	調布市社会福祉協議会総務課総務係
○ 小田島 朱美	調布市社会福祉事業団子ども発達センター通園事業

(4) 調布市障害者総合計画策定事務局名簿

(順不同)

氏名	備考
山本 雅章	調布市福祉健康部 保健担当部長 兼 参事 兼 障害福祉課長
松岡 紗子	調布市福祉健康部 障害福祉課 課長補佐
水谷 由紀	調布市福祉健康部 障害福祉課 相談係係長
南 礼子	調布市福祉健康部 障害福祉課 相談係主任
矢口 明	調布市福祉健康部 障害福祉課 相談係主任
小島 秀人	調布市福祉健康部 障害福祉課 相談係
早野 陽子	調布市福祉健康部 障害福祉課 自立支援係
小塙寺 直樹	株式会社 明治安田生活福祉研究所 福祉社会研究部
寺本 岳志	株式会社 明治安田生活福祉研究所 福祉社会研究部
甘泉 光彥	株式会社 明治安田生活福祉研究所 福祉社会研究部
村田 修	株式会社 明治安田生活福祉研究所 福祉社会研究部

(5) 調布市障害者総合計画策定委員会 検討の経過

《平成22年度》

策定委員会の日程と議題		
8月30日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催 ・会長・副会長の選出 ・今年度の予定について ・調布市障害者計画と調布市障害福祉計画について ・国の障害者施策の動向について ・検討にあたっての基本的な考え方について
10月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定に係る市民ニーズ調査について（報告） ・事業計画の評価とヒアリングについて
1月14日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の課題（ゲストスピーカー） 高次脳機能障害の当事者の方から、発達障害の当事者の方から ・国の障害者福祉施策の動向について ・「障害のある方の地域生活に関する調査」結果（速報版） ・ヒアリングから見えてきた課題
3月24日	※ 東日本大震災により中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取りまとめについて ・来年度の予定

《平成23年度》

策定委員会の日程と議題		
5月30日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・22年度「検討の取りまとめ」について ・調布市地域障害者自立支援協議会における平成22年度の検討について ・調布市民ニーズ調査について ・今年度の進め方について
7月11日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画における施策体系の考え方について ・今後の検討課題と検討スケジュールについて

8月11日 8月18日	第3回 第4回 (集中審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期・学齢期の課題について 早期対応・早期療育体制、放課後支援、保護者（家庭） 支援など ・地域における環境づくりの課題について 相談支援体制（乳幼児期・学齢期）、市民全体への問題 関心の拡大、学校教育での障害理解の促進、差別を生ま ない社会づくりなど
10月18日 10月27日	第5回 第6回 (集中審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における環境づくりの課題について ・成人期・高齢期の課題について 災害時の対応、バリアフリーのまちづくり、相談支援体 制、成年後見制度の利用促進、工賃アップ、働く場の確 保（地元企業への啓発）、必要な支援人材の計画的育成、 本人や家族の高齢化への対応、ケアホームの整備、高次 脳・発達障害障害への支援など ・サービス実績（第2期障害福祉計画）の振り返り ・計画の骨子案について
1月24日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市福祉3計画策定に向けた公聴会について（報告） ・調布市障害者総合計画（素案）について サービス実績（第2期障害福祉計画）の振り返り、サー ビス見込み量と目標値の設定（案）（第3期障害福祉計 画）、事業計画（案） ・パブリックコメントの実施について
3月26日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について（報告） ・調布市障害者総合計画（案）について

《福祉3計画合同公聴会》

- ◇日時 平成23年12月11日（日） 午後2時～3時45分
- ◇場所 調布市総合福祉センター2階 201～203
- ◇参加 47人

《パブリックコメント》

- ◇実施期間 平成24年2月5日（日）～2月24日（金）
- ◇方法 書面にて持参または郵送・FAX・Eメール
なお以下の2件について意見を聴取（様式自由）
 - ・「調布市障害者総合計画（素案）に込める思い」へのご意見
 - ・計画素案の内容についてのご意見
- ◇提出件数 16件

調布市障害者計画及び調布市障害福祉計画策定事業実施要領

第1 目的

この要領は、調布市障害者計画にあっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条の2 第3項の規定及び調布市障害福祉計画にあっては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定により、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画及び障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画のうち、調布市障害者計画にあっては第2期（平成24年度から平成29年度）の、調布市障害福祉計画にあっては第3期（平成24年度から平成26年度）の各計画策定に必要な事務の取扱いについて定めるものとする。

第2 計画策定支援業務の委託

市長は、第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画策定事業（以下「事業」という。）に係る計画策定支援業務を民間の調査研究機関に委託するものとする。

第3 事業内容

事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営に関すること。
- (2) 第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画策定庁内連絡会の開催に関すること。
- (3) 当事者意見等の収集・分析に関すること。 第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画に係る各前期の実績や要望等を把握するため、調布市における報告書、統計資料等や関係機関・団体の意見等、必要な情報収集・分析を行う。
- (4) 第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画書の策定に関するこ。 策定委員会の検討結果を反映した第2期調布市障害者計画（案）及び第3期調布市障害福祉計画（案）を作成する。

第4 策定委員会

策定委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者23人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 2人
 - (2) 市民代表（公募） 2人以内
 - (3) 障害者団体代表 8人以内
 - (4) 医療・福祉・教育の各事業に経験を有する者 5人以内
 - (5) 医療・福祉・教育に関する学識経験者 3人
 - (6) 相談支援事業者職員 3人
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 策定委員会は、委員長が招集する。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、施行の日から平成24年3月31日までとする。

第6 雜則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月21日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。

調布市障害者・障害福祉計画策定研究プロジェクトチーム設置要領

第1 設置

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条の2第3項の規定及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定により、本市における障害者のための施策に関する基本的な第2期障害者計画（平成24年度から平成29年度）及び障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する第3期障害福祉計画（平成24年度から平成26年度）の策定について、必要な調査研究を行うため、調布市障害者・障害福祉計画策定研究プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置く。

第2 所掌事項

チームは、次の各号に掲げる事項について必要な調査研究を行い、その結果を第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）策定事業の委託を受けた民間の調査研究機関が設置する策定委員会に報告する。

- (1) 障害者計画等策定に係る情報収集及び資料作成に関すること。
- (2) 障害者計画等策定のための各種調査結果の分析・検討に係る作業に関すること。
- (3) 第2期調布市障害者計画及び第3期調布市障害福祉計画案の作成に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第3 組織

チームは、監理団体の職員及び市職員のうちから、市長が任命する者（以下「メンバー」という。）16人以内をもって組織する。

第4 任期

メンバーの任期は、市長が任命した日から平成24年3月31日までとする。

第5 リーダー及びサブリーダー

チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーは、メンバーが互選し、サブリーダーは、リーダーが指名する。
- 3 リーダーは、チームを代表し、会務を総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議の招集

会議は、リーダーが招集する。

第7 意見の聴取

リーダーは、第1の設置目的のために必要と認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

チーム庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第9 設置期間

チームの設置期間は、施行の日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成22年8月20日から施行し、設置期間終了をもって廃止する。

◎知的障害者入所施設

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
なごみ	西町 290-4	481-7371 481-7073(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
調布福祉園	西町 290-3	499-2737 499-2740(FAX)	(社福)大泉旭出学園

◎身体障害者通所施設

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
ディセンターまなびや	西町 290-47	442-9552 442-9553(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
みずき	府中市朝日町 3-17-5	042-352-0081 042-352-0085(FAX)	(社福)足立邦栄会
めじろ作業所	国領町 1-3-1 調布セントラルアパート 1 階	042-443-1633 042-443-1632(FAX)	NPO法人 羽ばたく会
リサイクルショップ不思議屋	下石原 1-5-5	489-3754 (TEL・FAX)	NPO法人 エクセルシア

◎知的障害者通所施設

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
そよかぜ	西町 290-4	481-7663 481-7074(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
すまいる	西町 290-4	481-7723 481-7074(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
すまいる分室	布田 2-29-4	426-9481 426-9482(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
調布市希望の家	富士見町 2-16-33	481-7700 481-3480(FAX)	(社福)調布市社会福祉協議会
調布市希望の家分場	入間町 1-13-2	03-3305-7737 (TEL・FAX)	(社福)調布市社会福祉協議会
はあと・ふる・えりあ	小島町 1-22-7	490-8625 490-8624(FAX)	(社福)新の会
わかば第一事業所	国領町 2-18-1 アトラック国領 1F	484-1360 (TEL・FAX)	NPO法人 わかばの会
わかば事業所 就労継続支援事業部	菊野台 3-20-21	488-2870 (TEL・FAX)	NPO法人 わかばの会
わかば事業所 活動支援事業部	染地 3-8-26	486-3174 (TEL・FAX)	NPO法人 わかばの会
しごと場大好き	布田 3-20-1	486-1022 486-0232(FAX)	(社福)調布を耕す会
カフェ大好き	多摩川 5-7-4 京王多摩川 88 ビル 1F	481-3933 (TEL・FAX)	(社福)調布を耕す会
旭出調布福祉作業所	小島町 3-26-1	485-5885 488-0019(FAX)	(社福)大泉旭出学園
ぴいす	深大寺元町 4-7-12	042-230-9776 (TEL・FAX)	NPO法人 調布心身障害児・者親の会
ポピーの家	国領町 8-1-82	483-4230 (TEL・FAX)	NPO法人 ひなげしの会
第2ポピーの家	八雲台 2-11-24	483-7090 (TEL・FAX)	NPO法人 ひなげしの会

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
爽々苑	上石原 3-7-8	480-8294 (TEL・FAX)	NPO法人 爽々苑
爽々苑やわらぎの家	上石原 2-12-6	481-6262	NPO法人 爽々苑

◎精神障害者通所施設

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
調布くすの木作業所	小島町 3-72-26	486-9129 441-6326(FAX)	(社福)くすのき会
シェア	下石原 1-42-11	481-1157 440-2536(FAX)	(社福)くすのき会
結の里 (平成24年4月開所予定)	布田 2-51-6 みこしビル地下1階B-1	442-2023 (TEL・FAX)	(社福)くすのき会
こひつじ舎	菊野台 17-5 森屋コ-ホ 1階	488-4433 (TEL・FAX)	(社福)巣立ち会
こひつじ舎分場	菊野台 1-19-15	488-4436 (TEL・FAX)	(社福)巣立ち会
調布ドリーム	飛田給 2-22-7	444-3068 (TEL・FAX)	NPO法人 高次脳機能障害者活動センター調布ドリーム
第一クッキングハウス (ティールーム)	布田 1-21-9 角屋ビル 201	484-4103 (TEL・FAX)	NPO法人 クッキングハウス会
第二クッキングハウス (レストラン)	布田 1-10-5 稻毛家ビル 1F	488-6369 (TEL・FAX)	NPO法人 クッキングハウス会
第三クッキングハウス (クッキングスター)	布田 1-10-5 稻毛家ビル 2F	498-5177 (TEL・FAX)	NPO法人 クッキングハウス会
リフレッシュ工房	小島町 1-4-18 メゾン調布 102	486-4531 486-4537(FAX)	NPO法人 リフレッシュ工房
創造印刷	菊野台 1-24-41	485-4466 481-0766(FAX)	(社福)新樹会

◎障害児通所施設

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
調布市子ども発達センター 通園事業	西町 290-49	486-3155 444-0018(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
ゆうゆうくらぶ	柴崎 1-56-1 サニーハイツ 1F	499-8956 (TEL・FAX)	NPO法人 調布心身障害児・者親の会
ぴっころ(障害児音楽療法)	小島町 2-47-1	481-7693 481-6611(FAX)	(社福)調布市社会福祉協議会
ふみ月の会	布田 5-5-7	486-9901 (TEL・FAX)	NPO法人 ふみ月の会
クレヨンキッズ	布田 2-4-10	499-6777 (TEL・FAX)	NPO法人 なないろの会
れいんぼー	多摩川 1-28-1-3F	499-6777 (TEL・FAX)	NPO法人 なないろの会
ポコポコ・ホッピング神代団地	西つつじヶ丘 4-23 神代団地 33号棟 103号室	483-1114 (TEL・FAX)	NPO法人 ポコポコ・ホッピング
ポコポコ・ホッピング富士見町 (平成24年4月開所予定)	富士見町 3-25-1 1階 1号室	486-5922 (TEL・FAX)	NPO法人 ポコポコ・ホッピング

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
みぎわグループ	国領町 7-11-1	483-5151 482-2448(FAX)	東京YWCA国領センター
ちーむ夢人間 「にこにこ・キッズルーム」	下石原 1-2-42F	499-5660 (TEL・FAX)	NPO法人 エクセルシア

◎障害者相談支援事業所・障害者地域活動支援センター

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
障害者地域活動支援センター ドルチェ	小島町 2-47-1	490-6675 481-6611(FAX)	(社福)調布市社会福祉協議会
障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだぞう	布田 2-29-1	487-4552 487-7899(FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
地域生活支援センター 希望ヶ丘	菊野台 1-24-41	443-9232 481-0766(FAX)	(社福)新樹会

◎精神障害者グループホーム・ケアホーム

施設名	電話・FAX	運営主体
巣立ちホーム調布	488-4433(TEL・FAX) (こひつじ舎)	(社福)巣立ち会
巣立ちホーム調布第2		
巣立ちホーム調布第3		
巣立ちホーム調布第4		
巣立ちホーム調布第5		
巣立ちホーム調布第6		
くすのきりん1	481-1404(TEL・FAX)	(社福)くすのき会
くすのきりん2	(すいーとこっとん)	
ラポール仙川	03-3308-4454(TEL・FAX)	NPO法人 S. U総合企画
糸交舎	485-4467 443-9232(FAX)	(社福)新樹会

◎知的障害者グループホーム・ケアホーム

施設名	所在地	電話・FAX	運営主体
ぼくたちの家	入間町 2-6-9	03-5497-0858 (TEL・FAX)	(社福)滝乃川学園
フレンズ	国領町 1-35-37	498-3848 (TEL・FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
すべて	国領町 8-1-57	480-9322 (TEL・FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
じゅんぶ	布田 2-31-25	498-1129 (TEL・FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
じょい	富士見町 4-40-2	481-7075 (TEL・FAX)	(社福)調布市社会福祉事業団
DAISUKI	布田 1-14-2	480-0231 (TEL・FAX)	(社福)調布を耕す会
にじの森	深大寺東町 7-47-7	441-1588 (TEL・FAX)	(社福)にじの会

【障害福祉サービス等・第3期計画におけるサービス見込み量】

種別		23年度 (参考)	24年度 見込み	25年度 見込み	26年度 見込み
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	114,500 時間分	130,800 時間分	142,500 時間分	154,200 時間分
		318人	333人	348人	364人
	短期入所	4,500 人日分	4,750 人日分	5,000 人日分	5,250 人日分
		115人	120人	125人	130人
	生活介護	333 人分	361 人分	372 人分	379 人分
	自立訓練（機能）	5 人分	5 人分	5 人分	5 人分
	自立訓練（生活）	13 人分	60 人分	60 人分	60 人分
日中活動系サービス	就労移行支援	57 人分	57 人分	62 人分	68 人分
	就労継続支援A型	2 人分	3 人分	3 人分	4 人分
	就労継続支援B型	405 人分	471 人分	480 人分	487 人分
	療養介護	0 人分	19 人分	19 人分	19 人分
	共同生活援助 共同生活介護	120 人分	125 人分	145 人分	160 人分
	うち知的障害者	81 人分	82 人分	98 人分	107 人分
	うち精神障害者	39 人分	43 人分	47 人分	53 人分
居住系サービス	施設入所支援	150 人	150 人	150 人	150 人
	計画相談支援	47 人分	200 人分	600 人分	1,000 人分
児童福祉法サービス	障害児相談支援	-	50 人分	100 人分	200 人分
	児童発達支援 医療型児童発達支援	135 人分 (児童ティーサービス)	45 人分	45 人分	45 人分
	放課後等ティーサービス		146 人分	146 人分	146 人分

【地域生活支援事業・第3期計画におけるサービス見込み量】

種別	23年度 (参考)	24年度 見込み	25年度 見込み	26年度 見込み
○相談支援事業				
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	-	有	有	有
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
居住サポート事業	19人	3人	3人	4人
○成年後見制度利用支援事業	-	2人	4人	6人
○コミュニケーション支援事業				
要約筆記	17人	25人	25人	25人
手話通訳	714人	720人	720人	720人
○日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	17件	15件	15件	15件
自立生活支援用具	56件	50件	50件	50件
在宅療養等支援用具	29件	25件	25件	25件
情報・意思疎通支援用具	44件	42件	42件	42件
排泄管理支援用具	3,467件	3,640件	3,820件	4,010件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	16件	15件	15件	15件
○移動支援 事業	(利用者数) 165人	143人	150人	157人
	(利用時間数) 14,761時間	12,950時間	13,600時間	14,210時間
○地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援 センターI型	(実施箇所数) 3か所	3か所	3か所	3か所
	(利用者数) 589人	600人	600人	600人
○その他実施する事業				
訪問入浴 サービス 事業	(利用者数) 11人	11人	13人	15人
	(利用回数) 426回	460回	570回	680回
日中一時 支援事業	(実施箇所数) 7か所	8か所	9か所	10か所
	(利用者数) 96人	100人	105人	110人
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業				
更生訓練費	9件	5件	5件	5件
施設入所者就職支度金	0件	1件	1件	1件

登録番号

(刊行物番号)

2011-276

調布市障害者総合計画

—調布市障害者計画・調布市障害福祉計画（第3期）—

平成24年3月発行

発行 調布市福祉健康部障害福祉課

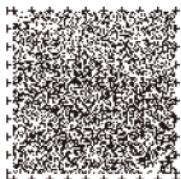
〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7094 FAX 042-481-4288

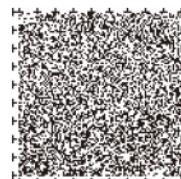
編集 株式会社 明治安田生活福祉研究所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治生命館 3F

TEL 03-3283-8044 FAX 03-3201-7837



3



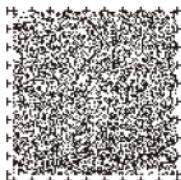
4

調布市障害者総合計画の概要

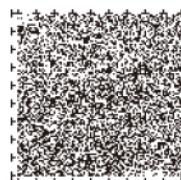
平成 24 年 3 月

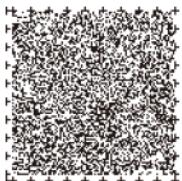
2

1

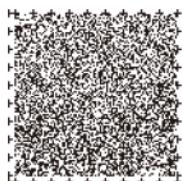


1





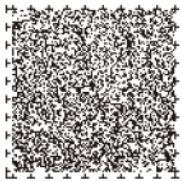
3



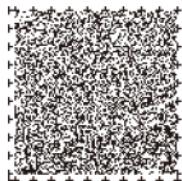
4

調布市障害者総合計画の概要

平成 24 年 3 月

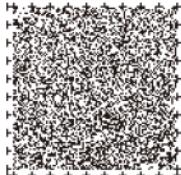


2

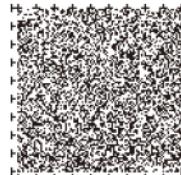


2

1



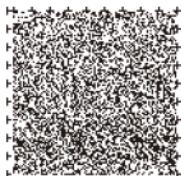
3



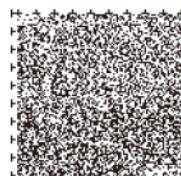
4

調布市障害者総合計画の概要

平成 24 年 3 月

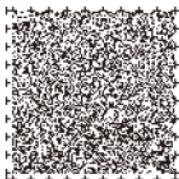


2

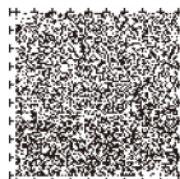


1

3



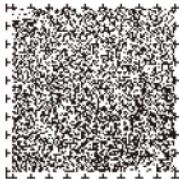
3



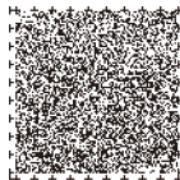
4

調布市障害者総合計画の概要

平成 24 年 3 月

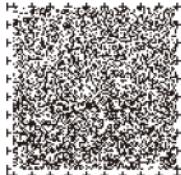


2

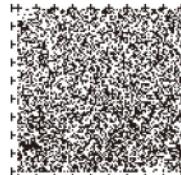


4

1



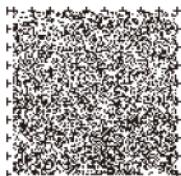
3



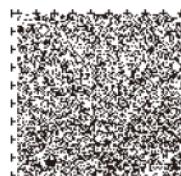
4

調布市障害者総合計画の概要

平成 24 年 3 月

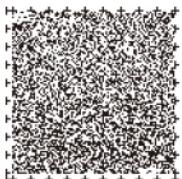


2

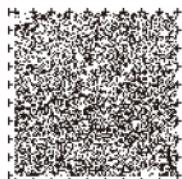


1

5



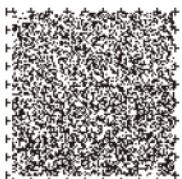
3



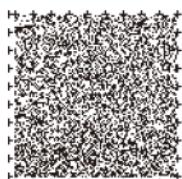
4

調布市障害者総合計画の概要

平成 24 年 3 月

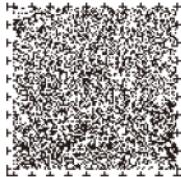


2

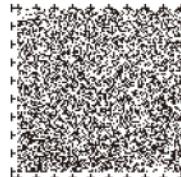


6

1



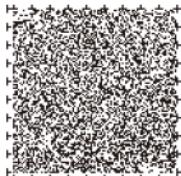
3



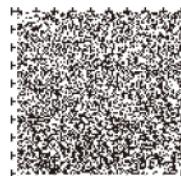
4

調布市障害者総合計画の概要

平成 24 年 3 月

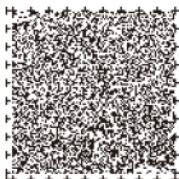


2

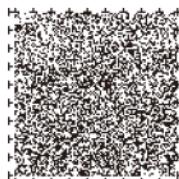


1

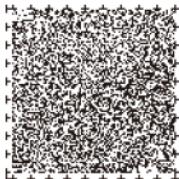
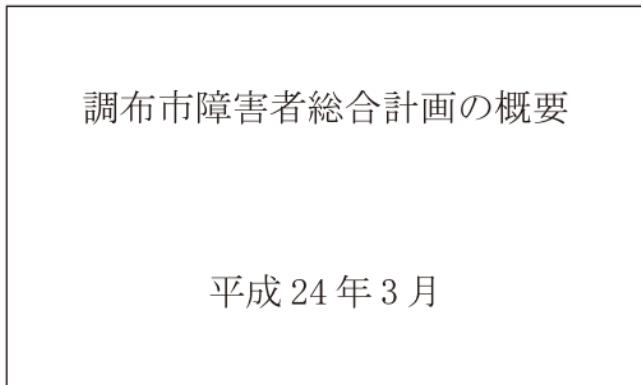
7



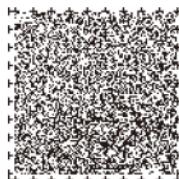
3



4

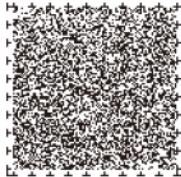


2

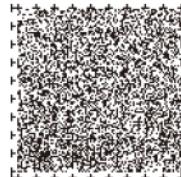


1

8



3



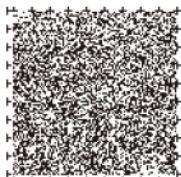
4

調布市障害者総合計画の概要

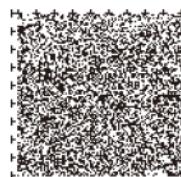
平成 24 年 3 月

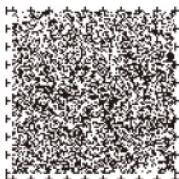
2

1

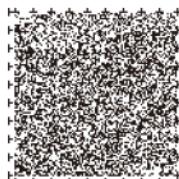


9

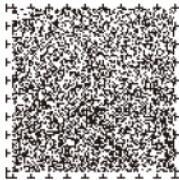
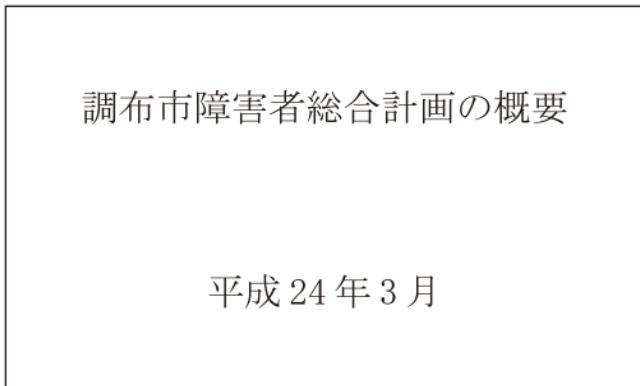




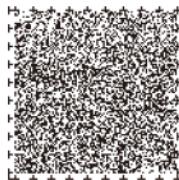
3



4



2



1

10

